

「通信・放送の総合的な法体系について（中間論点整理）」
に対する意見の詳細

はじめに

- 通信・放送の総合的な法体系の在り方についての検討経緯の記述について、平成18年6月の政府与党合意を前提に、検討が始まったことを明記すべき。このため、1ページ4、5段目の記述を下記に変更すべき。

通信・放送の総合的な法体系に関しては、総務省では「通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月20日）」において、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。」とされたことを踏まえ、平成18年8月に通信・放送の融合・連携に対応する法制度の在り方に関して専門的見地から調査研究を行い、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化することを目的とした「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」を発足させ、昨年12月に同研究会は報告書（以下「研究会報告書」と呼ぶ。）を取りまとめた。

総務省では2月15日、研究会報告書を受けて通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方について情報通信審議会に諮問、これを受けて情報通信審議会は同日、本件審議を行うため、情報通信審議会に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」（以下「本委員会」と呼ぶ。）を設置し、以来約半年にわたり議論を重ねてきた。

本委員会では研究会報告書において示された新たな法体系の基本的な枠組みを参考にしつつさらに国民的な合意形成に向けた具体的検討を進めるため、この度、重点的に審議すべき主な論点及びその検討の方向性等について、中間的に整理を行うものである。

（(株) 静岡朝日テレビ）

1. 法体系全般に関する主な論点

(1) 法体系の全体構造の見直し

○ 新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すために、規律対象を大括りに捉え、必要最小限の規制とする方向で既存法（電気通信事業法、電波法等）の規定を再編成することに賛成します。ただし、現在のNTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルールが新しい法体系においても引き続き担保されることを前提とすべきです。

（KDDI（株））

○ 通信・放送の総合的な法体系（以下、「融合法制」という。）への移行は、大規模かつ抜本的な法改正であり、関係事業者の事業運営並びに事業者間の競争環境、ひいては国民が享受するサービスにも相応に影響を及ぼすものになると考えられます。新たな法体系への移行の結果、特定の事業者が有利に事業運営を行えるようになったり、特定の利用者が不利益を被ったりするようなことがあってはならないことは言うまでもなく、新たな法体系は、事業者間の適正な競争を促進し、それをもって国民利便の最大化に資するものである必要があります。

その意味で、新たな融合法制は、基本的にはレイヤー型法制度への移行とともに通信・放送の各規制を整合化・合理化することに併せて大幅な規制緩和を実現し、各々の事業者の自由な戦略に基づく自由競争を可能とするものであることが必要です。さらに、利用者利益最大化のためには、公正競争環境の確保が不可欠であり、規制緩和の実現、自由競争の確保とともに、ボトルネック設備を有する事業者に対して厳格な規制を課すという非対称規制の体系を維持することが必要です。

なお、この非対称規制は、自由競争の結果、多くの市場シェアを獲得した事業者に対しても一律に規制を課すものであってはならず、規制の対象は電気通信における加入者回線等のボトルネック設備を有する市場支配的事業者に限定する必要があります。

すなわち、ボトルネック設備を有する事業者であるNTT東西殿に対して、NTT法や電気通信事業法等により現在課されている各種規制は、事業者間の公正な競争環境を確保するために不可欠であり、新たな法体系の下においても引き続き維持される必要があると考えます。

また、通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月20日）において、NTT殿の組織問題については、2010

年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることになっていますが、融合法制への移行においては、NTT 殿の組織問題に関する議論の動向を踏まえた法体系の整備が必要不可欠であり、融合法制に係る法案の国会提出を 2010 年、同法の施行を 2011 年と予定していることに鑑みると、NTT 殿の組織問題に関する議論を 2010 年を待たずに早急に開始すべきであると考えます。なお、融合法制の目的が、真に公正な競争環境を整備し、サービスの多様化を推進し、ユビキタス社会を実現するというものであるのなら、NTT 殿の資本分離・上下構造分離の実現は必要不可欠であると考えます。

(ソフトバンク B B (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))

- ICT分野においてはデジタル化・IP化・ブロードバンド化に伴う技術革新が間断なく行われている中で、事業者の創意工夫に基づく自由な経済活動による多様で革新的なビジネス展開を促進し、ひいては我が国の国際競争力の強化を図っていくことが求められています。そのためには、通信・放送の融合・連携を推進する観点から縦割りの通信・放送法体系をレイヤ型法体系に見直すにあたっては、同時に全体的な規制緩和をすることが必要と考えます。

(日本電信電話 (株))

- 新たな法体系は、現行制度を抜本的に見直し、規制を整合化・合理化することにより新サービスや新しい事業の創出を促進する必要があります。一方、新サービスや新しい事業の出現に伴い、円滑なビジネス展開や利用者の利便性向上や安全・信頼性を確保するために新たな問題に対処する必要も出てくると思われます。このため、必要最低限の事後規制の検討や制定が迅速かつ適正に行われることの必要性について、検討を加えていただきたい。

(北海道総合通信網 (株))

- 情報通信社会の構造変化に対し、現在の通信・放送の法体系が対応できなくなっている現状の分析、および、それらの問題がレイヤー型に転換することによって、どう解消されるのかという展望についてもっと具体的に示すべきと考える。

(アール・ケー・ビー毎日放送 (株))

- 「規制をできるだけ整合化・合理化することにより、新サービスや新しい事業の創出を促進する必要がある」との記述があるが、産業振興促進のあまり、これまで放送が果たしてきた役割、特に地域住民に対する細やかな地域情報の提供に関する視点が欠落しているものと懸念される。競争激化に伴う経営効率化によって、大都市への情報発信元の集中が益々

進むことがないよう、法体系において検討すべきである。

((株) あいテレビ)

- レイヤー型の法体系にすすめることが、どのように国民の利益・情報通信分野の国家成長力に寄与するのかが全く見えない。世界の流れをみても、「国際的な規制体系が横割りに移行しつつある」とまではいえないのではないかと考える。むしろ我が国においては、現行の関係法令を時代に合ったものに改正するという方向が望ましいのではないかと考える。

(朝日放送 (株))

- 中間論点整理に示された「新たな法体系の理念・目的」において、「放送法」の理念・目的を継承する視点が欠落していることは看過できない。現行の放送法第1条(目的)の「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」や、第3条(放送番組編集の自由)などの諸規定を積極的に継承し、法令上に明記してもらいたい。「放送」は放送法・放送基準の理念により「基幹メディア」として国民的な支持を得てきており、国民・視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起し、そうした認識を共有している。通信・放送の法体系を「レイヤー型」に転換する意義や効用は『産業振興』の観点に偏っており、「国民の権利」保障の観点からも「放送」という法令上の名称は継承すべきである。とりわけ、地域にとって「放送」は地域の文化・教育・産業の振興、並びに災害時対応等地域住民と密着した事業・役割を担っており、「地域住民の利益・権利保障」を担保する観点から、その「地域性・社会的機能・存在意義」を十分踏まえたうえで慎重に検討してもらいたい。

((株) 大分放送)

- 時代に合った通信・放送法体系の見直しは必要と認めるが、現行制度を整合化・合理化する際には、現行の放送法の理念や目的は十分に尊重し、放送による表現の自由の確保などの諸規定は積極的に継承していただきたい。

通信・放送の法体系をレイヤー型に転換する意義など、十分な説明がなされていない。

(山陽放送 (株))

- 中間論点整理が示した再編の方向性は、『産業振興』の観点に偏っているように思える。しかも、通信・放送の法体系をレイヤー型に転換する意義や効用について、合理的な説明を欠いたままである。また、メディアサービス(=放送)の類

型化や審査などを通じて番組内容に対する行政の直接的な関与を認めることになるとの理由で、地上放送のレイヤー型法体系への転換には反対である。

((株) 静岡第一テレビ)

- 委員会の中間論点整理の中に「現行制度を抜本的に見直し、規制をできるだけ整合化・合理化することにより、新サービスや新しい事業の創出を促進する必要がある。」「従来のメディアの垣根を越えた新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すためには、・・・(略)・・・必要最小限の規制を課すに留めるよう、規制を整合化・合理化することが適切である。」と記されているが、再編の必要は認めるものの、再編の方向性が『産業振興』に偏っている様に思われる。また、「我が国の通信・放送法体系を・・・(略)・・・レイヤー間の関係が明確化された法体系に転換」とあるが、レイヤー型に転換する意義等についての合理的な説明に欠ける。更に、メディアサービスの類型化や審査などを通じて番組内容に対する行政の関与を認める恐れがあることから、地上放送のレイヤー型法体系への転換には反対である。

(静岡放送(株))

- 伝送路やプラットフォームは手段や道具であり技術の革新によって今後いかようにも変わるものであるが、コンテンツは手段や道具に仕様を合わせることはあっても、コンテンツ自体はそれによって変わることはなく、基本的には人間の心情から創り出されるものであり手段や道具によって侵しがたい独立した要素である。したがってコンテンツを加えて伝送路、プラットフォームの3層のレイヤーにすることは違和感を禁じえない。法体系全体を見直すのではなく、必要な法律のみ改正すれば済む問題ではないのだろうか。

(信越放送(株))

- 通信・放送法体系の「見直しの必要性」については、研究会報告において種々論じられてはいたが、論点整理では、レイヤー型ありきの「転換への方法論」に終始している。本来は、見直しの検討を進めた結果から、最終的に「しかるべき型」に帰結すべきである。また、レイヤー型に転換する意義や効用についても合理的な説明が全くなされていない。

(中部日本放送(株))

- デジタル化やIPによる情報通信産業の構造変化を踏まえ、法体系を「縦割り」から「レイヤー構造」へ転換し、現在

の通信・放送法制を「情報通信法（仮称）」として一本化するという狙いについては一定の理解をするものです。しかしながら、法体系を「レイヤー構造」に転換する必要性や、その効果、メリット等については一般論の域を出ず、具体性に乏しいと言わざるを得ません。その実施にあたっては、現行の通信・放送サービス並びに経済構造に与える影響と、法体系の変更により可能となる新規参入や新たなサービスとを比較した上で、全体として、視聴者に対しどのようなメリット、デメリットをもたらすのか体系的に分析・評価する必要があると考えます。

- ・ 放送事業については、地域免許制と電波法・放送法によって、放送ネットワーク体制と県域放送局との二元化された放送業界が実現し、これによって、特にローカル局の経営の健全性とサービスの継続性が確保され、多様な放送内容が保証されるようになったと考えます。具体的には、在京キー局がコンテンツの制作・調達から営業活動までを集中的に行うことによって、地方における報道取材や放送を可能にする経済合理性が生み出されていると考えます。法体系の変更がどのようなサービス上の変化をもたらすのか、視聴者の視点に立った具体的な比較検討を強く求める所以です。
- ・ また、放送業界は、総務省など関係者と一体となって、ケーブルテレビによる区域外再送信や地上デジタル放送のセーフティーネットなどを通じて放送の地域間格差の是正に努めているところです。レイヤーごとの事業運営はこれと正反対の効果をもたらすのではないかと危惧いたします。新しい法体系の元では、放送分野においては、新規事業者は収益展望が比較的明るい都市部でのサービスに集中するものと考えられます。その結果、都市部におけるチャンネル間競争が激化し、間接的に地方局への資金の流れを減らすことになり、放送サービスの地域間格差の拡大とローカル放送の弱体化、ひいては放送の持つ地域性を著しく損なうのではないかと懸念いたします。
- ・ 今後、ユビキタス、マルチ情報インフラ環境が整備される中で、どうすれば信頼性と公共性の高い情報源を社会として維持できるのか、あるいは国民が等しく、必要最小限の情報にアクセスできるように社会としてどのように保障するのか、という視点も重要と考えます。コンテンツ産業の育成も大切な視点ですが、社会情報インフラの確保、育成がより優先されるべきと考えます。
- ・ そのためには、「基幹放送」の概念が重要と考えます。2006年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に至る一連の放送改革論議において、民間放送事業者は、基幹放送の社会的役割の重要性に鑑み、ハード・ソフト一致原則など、地上放送の根幹を成す規律の堅持を一貫して主張してきました。政府与党合意では、通信と放送に関する総合的な法体系の検討にあたり、「基幹放送の概念の維持が前提」と明記されましたが、これは、基幹放送の存在を制度上、積極的に位置付けるべき、との認識を示したものと受け止めています。法体系の検討に当たって、まず、基幹放送としての社会的な機能の維持と強化のために、どのような制度的対応を図れるのかを検討すべきと考えます。

・ また、「放送」と「通信」は、それぞれ目的、役割が異なっており、単なる伝送路の問題としてとらえるべきではないと考えます。制度設計にあたっては、両者の“融合”を前提とするのではなく、それぞれの特性に応じた制度設計とすべきです。

((株) テレビ朝日)

○ 現行の放送は、電波法、放送法体系において良好に機能しており、レイヤー型の法体系に転換する合理的理由が見当たらない。中間論点整理が示す方向性は、放送法が示す理念より産業振興を優先しているように思われる。レイヤー型の法体系への転換は十分かつ慎重な検討が必要である。

((株) テレビ信州)

○ 国民生活者にとって非常に重要な機能を提供している放送サービス・通信サービスについて、それに関わる法体系構造を見直しする際に最も重要なことは、それが国民生活者に与える影響である。ところが本報告書の検討の方向では、新規ビジネスの創出といった、専ら産業振興論のみに重点が置かれ、放送・通信サービスの利用者である国民生活者からの視点が全く希薄である。いわゆる一般的な国民生活者、特に情報弱者と呼ばれる高齢者の方々などが、日頃慣れ親しみ容易に情報にアクセスが可能な、現在の放送サービスのありようから離れた法体系を望んでいるのかははなはだ疑問であり、真なる国民生活者の必要性から発していない現在の法体系の方向性については反対である。産業振興のみの観点からの、レイヤー型法体系ありきの検討は行うべきではない。

((株) テレビ東京)

○ 法体系の検討にあたって、国民・視聴者に無用の混乱を与えないよう慎重なうえにも慎重な配慮を求める。

((株) テレビ新潟放送網)

○ レイヤー型の法体系への転換については、再編の効果が分かりにくい。本来、伝送インフラの発展形態とコンテンツの発展形態は異なっているが、今回示された再編の方向性は、情報の流通促進の観点に偏っており、その辺りのところがあまり留意されていない。もっとコンテンツの強化という観点から考える必要があるのではないか。

(東海テレビ放送 (株))

○ 全体の論点が、どれも産業振興的な視点に偏り過ぎている。もう少し放送が果たす社会的、文化的な役割をしっかりと分析・理解し、また利用者である国民・視聴者の立場をも踏まえた検討が必要だと考える。現行の地上放送は、基幹放送として全国の地域の隅々までサービスを行うという社会的役割と共に、地域文化を発信するなどの文化振興的な役割を果たしてきた。また、視聴者にとっても、地上放送はニュースや情報を入手し、娯楽を楽しむメディアとして、日々の生活に密着した重要なツールとなっている。台風や地震などの災害時におけるライフラインとしての役割は言うまでもない。新法体系の検討に当たっては、こうした基幹放送の役割や位置づけをしっかりと確認、評価した上で、その機能を毀損することなく、より一層、視聴者利益を増大できるような方向で議論すべきだと考える。また、中間論点整理では、レイヤー型法体系による産業振興を強調しているが、その実効性に関しては、非常にあいまいな記述しかない。「今の法律で何ができないのか、法律をレイヤー型に変えることで、いったい何ができるようになるのか」という具体的、合理的な説明がなされていない。

((株) 東京放送)

○ 『『通信・放送の在り方に関する政府与党合意 (2006年6月20日)』では、『通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。』』としている。これを踏まえ、工程プログラム (2006年9月1日) が発表された。したがって、工程プログラムを進めるには、「基幹放送の概念の維持」が前提になっていることを忘れてはならない。本委員会は、この工程プログラムによって設置され、諮問を受けたのであるから、「基幹放送の概念の維持」を前提に検討をしているはずである。しかしながら、中間論点整理 (案) には、「基幹放送」といった文字も無ければ、「基幹放送の概念の維持」ということを感じさせる表現も無い。本委員会は、諮問理由を真摯に受け止め、中間論点整理 (案) の全ての項目に対し、「基幹放送の概念の維持」ということが前提になっているという認識にたった検討を深めるべきである。そして、前提である「基幹放送の概念の維持」という文字そのものを使った答申書を策定すべきである。

(日本テレビ放送網 (株))

○ 当連盟はかねてから、メディアサービス (=放送) の類型化や審査などを通じて番組内容に対する行政の直接的な関与を認めることになるとの理由で、「地上放送のレイヤー型法体系への転換には反対である」と主張しており、その考えに変わりはない。

当連盟は昨年9月、総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」のヒアリングに対し、次の考えを述べている。『言論表現の自由』『通信の秘密』といった憲法上の『国民の権利』と、情報の流通促進による『産業振興』の双方を重視した複合的な制度整備が求められる。ただし、前者の『国民の権利』は民主主義社会の基本原則として、その保障が大前提となり、後者の『産業振興』は技術革新や経済環境の動向によって変化する」。しかしながら、中間論点整理が示した再編の方向性は、なお『産業振興』の観点に偏っている。しかも、通信・放送の法体系をレイヤー型に転換する意義や効用について、合理的な説明を欠いたままである。

((社) 日本民間放送連盟)

- 放送の持つ国民的意義に鑑み、新情報通信一括法の制定には反対である。情報流通の国際化に伴う法体系の整備に関しては一定の必要性を認識するが、整備にあたっては、信頼性の高い情報・知識の自由かつ安全な入手、享有の担保という、国民にとって最も優先的に検討されるべき情報環境の構築が必要である。しかし一括法においては、そのことが充分担保されるかどうか明確でない。

地上放送については、現行の「放送法」、「電波法」による規律が良好に機能しており、レイヤー型に転換する具体的な利点や意義は見出せない。必要があれば現行法の枠内で必要な改正を行われたい。

((株) 広島ホームテレビ)

- 「表現の自由」および「通信の秘密」は、日本国憲法第21条で

1. 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2. 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

と規定されている民主主義の根幹をなす国民の権利である。報道機関は、自由な報道・言論活動により、国民の「知る権利」に応える役割を担っている。民放連はかねてから、「メディアサービス(=放送)の類型化や審査を通じて番組内容に対する行政の直接的な関与を認めることになる」との理由で、地上放送のレイヤー型法体系への転換には反対であると主張しているが、弊社も同じ考えである。

現行の通信・放送法体系ではなぜ、情報通信社会の構造変化に対応できないのか? 現行法制度の具体的問題点が明確でない。レイヤー型法体系に転換しなくてはならない根拠の条理立った説明が欠如している。

((株) 福岡放送)

○ 現行法体系でも「比較的良好に機能している」（研究会報告書）との認識を前提とするならば、新体系に移行するメリットをより詳細に説明しない限り、移行は説得力を持ち得ないと考えます。技術革新などによる環境変化が激しい中において、今回の見直しが早期に陳腐化しないという裏づけも含めて、より具体的、合理的な説明が必要と考えます。また、法体系の検討、判断基準の策定にあたっては、曖昧であったり、恣意的であったりすると、事業者の自由なサービス活動を阻害するばかりでなく、利用者も含めた「表現の自由」や「知る権利」あるいは「通信の秘密」を不当に侵害、または制約する恐れもあり、具体的各論を慎重に検討することが重要と考えます。

（株）フジテレビジョン）

○ 再編の方向性が産業振興に偏重している。また、レイヤー型の法体系を目指しているようであるが、その意義や効用についての説明が不十分である。地上放送のレイヤー型法体系への転換には反対である。現行の放送法の基本理念が軽視されている。通信の一形態であるインターネット、ブログなど問題点が指摘され、規制の方向で動いていると認識しているが、ここで元々自己規律が強い放送と自己規律が無きに等しい通信の融合を目指せば、結果としてどちらか一方の規律に合わせるか、両方に規制の網をかけることになる可能性が高い。後者の場合、規制の拡大によって、放送の不偏不党、表現の自由を脅かす恐れがある。国民の知る権利を侵害しかねない。

（北陸放送（株））

○ 社会的影響力の大きいメディアは将来的には、現状よりも規制色が濃くなっていくと思われる。地上放送の免許は放送法ではなく、施設管理を中心に規定した電波法に基づいて交付されている。これは行政が番組内容に直接的に、恣意的な運用をしないための工夫だと考えられてきた。今回のハード・ソフトを分離するレイヤー型法体系では、ハード・ソフトそれぞれで免許や認定の審査が行われることになり、結果として行政のコンテンツ（放送番組）への直接的な関与が可能になり、新たなメディア規制に繋がりがかねないことを危惧する。現行の通信・放送の法体系をハード・ソフトに分離、情報流通の中での位置づけ・役割の違いに応じて、3つのレイヤーに再編することになっている。が、そもそも現行制度を抜本的に見直すにあたっての十分な議論、検証がなされたのか疑問である。

（北海道文化放送（株））

○ 当社をはじめ、民間放送事業者はかねてから、メディアサービス（＝放送）の類型化や審査などを通じて番組内容に対する行政の直接的な関与をまねくことになるとの理由で、「地上放送のレイヤー型法体系への転換には反対」と主張しており、今後もその方針に変わりはありません。『言論表現の自由』『通信の秘密』といった憲法上の『国民の権利』と、情報の流通促進による『産業振興』の双方を重視した複合的な制度整備が求められている事は理解していますが、前者の『国民の権利』は民主主義社会の基本原則として、その保障が大前提となるべきです。しかし中間論点整理が示した再編の方向性は、『産業振興』の観点に重きを置き、通信・放送の法体系をレイヤー型に転換する意義や効用についても、合理的な説明を欠いていると言わざるを得ません。またレイヤー型に転換したとしても、そこで又、事業の類型ごとの法体系が必要になると考えます。

（株）毎日放送

○ 中間論点整理が示した再編の方向性は、『産業振興』の観点に偏っている。通信・放送の法体系をレイヤー型に転換する意義や効用について、合理的な説明がない。メディアサービスの類型化や審査などを通じて番組内容に対する行政の直接的な関与を認めることになるとの理由で、地上放送のレイヤー型法体系への転換には反対である。

（株）南日本放送

○ あまりにも産業振興を中心に考えるあまり、社会の維持や民主主義を守る通信や放送をどう考えるのか、コミュニケーションの信頼や安全の問題はどうなるかなどの観点がおろそかにならないようにすべきである。今日の情報社会における国民の情報インフラの基幹メディアは地上波放送である。日本列島にはそれぞれの地域に様々なコミュニティが形成されている。この単位は関東圏、中京圏、関西圏を除けば基本的に都道府県を単位としておりその地域単位の人的、政治的、経済的、文化的等々の歴史はゆうに1, 500年以上を超えている。地上波ローカル民放はこうした地域単位をベースとして地域経済の振興、文化の掘り起こしや創造等を通して豊かな地域コミュニティ社会の一翼を担ってきた。更に地震や台風など自然災害時における情報収集や情報伝達は地域自治体とともに安心安全な地域社会構築のために今後とも我々地上波ローカル放送事業者の重要な役割と自負しているところである。これを保証してきたのが「通信・放送にかかわる様々な法体系」であり地上波放送のハードとソフトの一致である。ところが、この連綿と続く地域社会が近年、経済力を含め衰退の一途をたどり結果として日本国の活力を失わせている。原因についての議論が様々に展開されているところであるが、我々は多様な地域文化と言論の保障、活力ある地域経済の創造、安心安全な地域社会の構築こそが豊かな活力ある日

本国再生の基本と考えているところである。そのためには地域経済振興や地域文化を半世紀以上にわたって支えてきた地上波放送の立地基盤であるハードとソフトの一致を含め現行の放送に関わる法体系の精神を尊重するよう切に要望するところである。

((株) 宮崎放送)

- 地上テレビ放送は、国民生活や地域社会に貢献する基幹放送である。地上テレビ放送は半世紀以上の歴史の中で、国民の生活に必要な情報と健全な文化形成の役割を担ってきた。また、地域免許制により、地域情報の発信に加えて、特に災害など非常時の速報により地域住民の安全と生命を守るべき大きな責務を果たしてきた。これらは、地上テレビ放送が送出に至るまでの設備を所有しているからこそ可能になるものである。今後も地上テレビ放送においては、情報の地域性の確保ならびにハード・ソフトの完全一致はその機能を発揮するために必要な原則である。『中間論点整理』が示した再編の方向性はレイヤー型ありきで、メディアサービス(=放送)の類型化や審査等により番組内容に対する行政の直接的な関与を認めることになるため、放送の法体系のレイヤー型への転換には反対する。

(讀賣テレビ放送(株))

- 通信・放送の法体系を整備するに当たり、その基本方針が、技術的あるいはインフラとしての視点で検討されるのではなく、国民や視聴者にとっての役割や生活の中での位置付けから検討されることを希望します。情報という概念も、数千万人に届く放送番組と個人間の連絡事項では、国民の中で全く違う捉えられ方をしていることを踏まえて、混乱のないよう配慮されることを望みます。

((株) ビーエス・アイ)

- 「通信・放送の総合的な法体系について(中間論点整理)」(以下、論点整理)が指摘する「通信・放送の融合・連携」或いは情報通信社会の構造変化は、情報の流通経路や流通形態の変化であって、民主主義社会を支える社会的なインフラ、言論・表現の自由に根ざした放送の根幹に、本質的な変化が起きていると誤解してはならない。それ故、情報産業振興策として、仮に、通信・放送に係わる法体系を「レイヤー型」に転換・融合するにしても、論点整理がいう「事業毎に細かく仕切られた規律体系を廃し、(略)共通的な必要最小限の規制を課すに留めるよう、規制を整合化・合理化する」のは、ネットワークという物理的インフラに係わる規制に限定されるべきと考える。また、新しい法体系が視聴者・生活者にと

ってどのような意味を持つのか、具体的な説明が必要だ。

((株) ビーエス朝日)

- WOWOW は、1990 年の放送開始以来、有料放送事業を成長させ衛星放送の普及拡大に努めてまいりました。また 2000 年以降は、BS 放送の早期デジタル化に寄与できるよう BS デジタル放送の視聴者拡大に努め、特に「最高画質のハイビジョン放送」・「5.1c h サラウンド」・「SDTV による多チャンネル放送」などデジタル放送の特徴を活かした新しい視聴者サービスの充実に取り組んでまいりました。

準基幹放送である BS 放送の発展に取り組んできた放送事業者として、また有料放送市場の拡大を目指す有料放送事業者として、現時点では以下の 2 つの理由からレイヤー型法体系への転換には賛成しかねます。

放送法第 1 条 (目的) にある「国民に最大限に普及されて、その効用をもたらす」、「放送による表現の自由を確保する」、「健全な民主主義の発達に資する」ことを実現するため、放送事業者は必要な規律を遵守しております。そのことが、国民から情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起される「放送」というメディアの価値を生んでおります。中間論点整理では、地上放送や BS 放送などの「放送」において法体系をレイヤー型へ転換することが、どのような意義や効用を持つかが明確にされておられません。さらに BS 放送はその位置づけも不明瞭です。

世界的に見ると、有料放送事業の成長が放送市場およびコンテンツ産業の拡大に重要な役割を果たしています。その中で、有料放送事業はプレミアム・ペイチャンネルが牽引しており、プレミアム・ペイチャンネル自身はそのチャンネルを拡大することで成長してきました。日本においても、有料放送事業が成長することが放送市場全体を底上げし、その収益がコンテンツ制作に還元されることで放送ビジネスとコンテンツ産業が一体で拡大していくことが期待出来ます。

産業振興の観点からは、レイヤー型法体系への転換や規律の集約化が発展途上にある日本の有料放送市場拡大のための最適解であるかどうか、十分に検討する必要があります。

新たな法体系の検討においては、例えば、「新しいビジネスの創出」や「自由な事業展開を促す」ことを実現する一方で、地上放送や BS 放送の「表現の自由が制限された」あるいは「メディアの価値を低下させた」といったことが起こらないように、有料放送・無料放送・公共放送事業者など広く関係者を交えて十分な議論をしていただくことを強く要望いたします。

またコンテンツ産業育成の観点からは、既存の法体系をレイヤー型法体系に見直す意義や効果について、十分な議論をしていただくことを希望いたします。例えば、法体系の見直しにより既存の放送事業が縮小し、ひいてはコンテンツ産業

全体が縮小したということにならないよう、慎重な議論をしていただくことを希望いたします。

WOWOW では、放送市場の拡大には有料放送事業が大きな役割を担うと考えており、今後もプレミアム・ペイチャンネルとして有料放送事業の発展に貢献していきたいと考えております。

((株) WOWOW)

- レイヤー型法体系への変更により、通信・放送の規制を必要最小限にとどめ、規制を整合化、合理化することには賛成である。しかし、コンテンツ流通を促進させる点から考えると著作権法も議論の対象にする必要があり、今回の法体系の全体構造の見直しとの整合性を取ることが重要であるとする。

((社) 衛星放送協会)

- レイヤー型法体系に移行し、各レイヤーにおいて通信・放送の規律が統一化及び規制緩和されることにより、個々の事業において、より効率的に柔軟な事業展開が可能となると予見されるが、同時に各レイヤーを縦断するコンテンツ流通を円滑にするため、著作権法の整備と合わせた議論が必要であるとする。また、現在の通信・放送法体系を、個々のコンテンツやサービスのネットワークにおける情報流通の中での位置付け・役割の違いに応じ、関係する法律の規定を再編成する際、できるだけ整合化・合理化することを期待する。

(ジュピターサテライト放送 (株))

- 当社グループが事業を行っている多チャンネル放送サービス分野は、通信・放送または有線・無線それぞれの複数の法律にまたがっており、異メディアの競合企業との競争条件が同一ではありません。そのため、「関係する法律の規定を再編成してできるだけ整合化・合理化するとともに、レイヤー間の関係が明確化された法体系に転換する」ことで競争条件が整い、健全な競争が行われることにより視聴者の選択肢が増え、有料放送産業がさらに発展することが期待できると考えます。

((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

- 当社をはじめ多くのケーブルテレビ事業者は既に地上デジタル放送、BS デジタル放送、地デジ再送信、多チャンネル放送や高速インターネット、固定電話サービス等の放送及び通信サービスの提供を同一伝送路で行っており、また、ビデオ

オンデマンドのような放送と通信が融合されたサービスの提供も行っている。それぞれのサービスごとに異なる規制環境にあるため、規制緩和及び制度の簡略化を前提として、放送・通信の枠組みを撤廃した法体系への転換に賛同する。

デジタル技術、IP 技術、コーデック技術等、技術革新が目覚ましい放送・通信業界において、サービスに主眼をおき、その提供方法に主眼を置かない「技術中立的」な規制とすることについて賛同する。しかし、その検討にあたっては、それぞれの特性を念頭に置くとともに、利用者の利便性の観点からもサービス品質に関し、クラス分け等の規制は検討すべきと考える。

利用者利益の確保・向上が規制見直しの前段にあるという考えに賛同する。

「従来のメディアの垣根を越えた新しいビジネスの創出」につながる規制の整合化、合理化について賛同する。ただし、公正競争の確保、促進のため、ドミナント事業者に対する規制は強化も含め検討することを要望する。

((株) ジュピターテレコム)

- 「横割り型」への移行により自由な事業展開は、歓迎すべきことと存じます。しかし、コンテンツ等のレイヤーによりましては事業規模の格差があります。また、現状は、NTTは放送への出資は行政指導による「3%ルール」が適用されるなど規制されていますが、横割り型へ移行した場合、レイヤーの事業規模を無視した巨大通信事業者による垂直統合によって、結果として寡占となり、公正な競争による活力を失うことが懸念されます。したがって、レイヤー間を越えた垂直統合につきましては、18頁「8.その他の論点 (1)特定法人の位置付」では「本委員会の検討対象とはならない」とありますが、幅広い観点で、競争活力を失わないルールの検討をお願いします。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- 通信放送の融合が加速的に進む現在の状況下において、円滑なビジネス展開・利用者の利便性向上等のために制度を合理化し新サービスや新事業の創出を促すという本報告書の趣旨に全面的に賛同します。また、同一のサービスについてそれを提供する技術に関係なく同一の規制を適用するという「技術中立的」な規制とすることについても全面的に賛同します。一方、現行法下で異なる技術とされる技術が同一のサービス（たとえば新法下のメディアサービス）を提供する場合には同一規制に服するべきであるという意味での「技術中立性」は当然ながら、周波数割り当ての場面においては、現行法下でも同一技術とされる複数の技術（たとえば複数の無線放送技術）の間で、一つの技術を選ばなくてはならない場面が生じます。このような場合においても、恣意的な技術選択が行われず、技術の優位性による利用者の利便性といった明

確な外形的基準に基づく「技術中立的」な技術選択が行われなければ、結局、円滑なビジネス展開や新サービス・新事業の創出は望めません。このため、「周波数割り当てにおける現行法下の同一技術間での技術中立性」が運用上もできるだけ担保されうるような規定のあり方を検討されることを望みます。

(クアルコムジャパン (株))

- 今般の再編法における法体系の見直しは、既存9本の通信・放送関連法体系が複雑かつわかりにくく、透明性・整合性が欠如した体系となっており、ビジネス展開上支障をきたしかねない現状を踏まえて見直しを行うものであり、通信・放送の既存法体系の範囲内で整理・合理化が行われるべきものである。したがって、今回の見直し再編に当たっては、
- ① 自由な経済活動と技術進歩を促進する観点から、現行の規制をゼロベースで精査し、必要最小限のものとするとともに、制度のわかりやすさと透明性を確保したものにすることが必要である。
 - ② 現行の通信・放送の規制は、通信（市場独占性）・放送（電波の希少性）の特殊性に起因する規制であり、これらの規制を、インターネットに代表される自由なビジネス領域まで対象範囲を拡大すべきではない。むしろ、これらの領域及びこれらに融合しつつある領域（一部の通信・放送）においては、現実社会のビジネスの延長として、民商法、独占禁止法などの一般法が基本的に適用されることを原則とすべきである。
 - ③ 情報・通信分野において、通信、放送、コンピュータネットワークの既存のビジネスモデルが、伝送インフラ、プラットフォーム、コンテンツといった「横割り」に変化しつつあるが、例えばコンテンツ、プラットフォームは、「放送」のみがその特殊性に鑑み、規制されているにすぎない。したがって、レイヤ別の法体系を検討するに当たって、「放送」の範囲を超えてコンテンツ・プラットフォーム規制の範囲を拡大することは、インターネットを代表とする自由なコンピュータ・ネットワークの領域に規制の網を拡大するものであり、不適切である。

情報化社会の進展に伴う制度的課題は、通信・放送事業規制の在り方に止まらず、プライバシー保護の在り方、知的財産権の在り方、競争政策の在り方、国際司法管轄の在り方、青少年の健全な育成の在り方、教育の在り方、民事紛争解決の在り方、犯罪取締の在り方等極めて広範・多岐にわたるものであり、全府省が一致協力して取り組むべき重大な課題を多く孕んでいる。こうした課題については、電気通信の規律など特定の観点からのみ検討すべきではなく、政府を挙げて、全省庁で連携を取りながら進めることが必要であり、内閣総理大臣を長とし、関係府省の閣僚を構成員とするIT戦略本部や知財戦略本部等の場で、検討作業を行うことが必要である。

<府省横断的な検討の場が既に設定されている検討事項の例>

- － IT 戦略本部 : IT 戦略全般
- － IT 戦略本部 IT 安心会議 : 違法・有害コンテンツ対策
- － 情報セキュリティ政策会議 : セキュリティ政策
- － 知的財産戦略本部 : 知的財産権に関する諸課題
- － 個人情報保護関係省庁連絡会議 : 個人情報保護施策
- － 消費者政策会議 : 消費者保護施策
(経済産業省)

○ 在日米国商工会議所は、政府及び関係者により検討されている柔軟な法体系がインターネットの発展に寄与するものの認識を共有する。但し、通信と放送という歴史的に異なる技術領域を対象としてきた法律を一本化しようとする現在の試みは、必ずしも適切な方法であるとは言えない。現在インターネットを構成する革新的な技術やビジネス・ソリューションは、これまで電気通信事業や放送事業を規定してきたインフラ及びサービスの概念とは根本的に異なるものである。旧来のモデルを全く新しい事業領域やサービスに適応しようとすることは、技術革新に対応できないばかりでなく、日本の国際競争力を阻害する要因にもなりかねない。

現在の寡占的事業者による通信・放送市場の垂直統合モデルを見直し、レイヤー概念（コンテンツ、プラットフォーム、ネットワークインフラ）でとらえて競争を促進するという当該委員会の方向性については妥当であると考え。しかし、既存の通信・放送に係る法律の一本化をもってその目的が達成されるとは考えにくい。むしろ、サービス提供におけるネットワークの中立性を維持しつつ、可能な限り市場原理と技術革新に委ねるべきであると考え。

インターネットに係る新たな法体系については、これまでも数年に渡り議論されてきた。これらの議論は極めて重要であり、在日米国商工会議所は今後も積極的に議論に参加できる機会が与えられることを期待している。しかし、既存の法律を一本化する方向での検討は、今すぐ取り組むべき問題を先送りにし適切に対処することが困難となる。例えば、Ultra Wide Band, Cognitive Radio, Software Radio 等の新技術の利活用を推進するためには電波法の改正を要するが、これらの検討が後回しになってしまう懸念がある。また、将来のインターネット政策に密接に係る NTT 法の議論との整合性も十分考慮する必要がある。以上に加え、仮に情報通信法に係る懸念事項の多くが解決され立法化作業が着手されるとしても、

法律の制定までには少なくとも今後2年以上の時間を要する。

欧米においては、急速に新技術の開発・普及が進み、企業や個人がその便益を享受するに至っている。日本において、新しい市場環境に適合していない旧来の法律に基づいて法体系の一本化を議論することは適切ではないと考える。将来に向けて、市場における機会の創出と競争環境を確保することこそ、日本における健全なインターネット社会が確実に発展していく最良な道筋であると考えます。

(在日米国商工会議所)

- 昨今のデジタル化・IP化等の技術革新が急速に進展するなか、我が国はインフラ面での充実と技術面での先進性により、世界でも有数のブロードバンド大国となった。また、日本は「クールジャパン」と称えられるように、世界でも最も豊かなコンテンツを有するコンテンツ大国でもある。

今後、知的財産立国の見地から日本のクリエイタが国際的に優れたコンテンツを創作し続けられるように、また、従来の「放送」「通信」といった国内に縛られた縦割りの制度ではなく、オープンイノベーションによるベンチャー企業等の新たなプレイヤー/市場を喚起しながらサービス/ソフト/コンテンツ産業を活性化させソフトパワー大国を目指すためにも、通信と放送の総合的な法体系を構築する際には、表現の自由を尊重し、国際的な競争環境との整合性を担保し、規制の最大限の緩和合理化が必要である。特に自由な表現の規制はクリエイタの創造活動を制限するのみならず、国際的な競争力強化の観点からは望まれていないことに十分な配慮が必要である。

((財) デジタルコンテンツ協会)

- (1) デジタル技術の発展、通信・放送の融合・連携の進展に伴い、情報通信社会の構造は急速に変化しており、今後どのような新技術・新サービスが創出されるかを、あらかじめ正確に予測することは困難である。また、国際社会の中で我が国の競争力を強化していくことが重要である。したがって、オープン・イノベーション、経済原則の働くサービス・モデルの適用を可能とするような法体系の整備が望まれる。

このような視点で今後検討が必要と思われる課題は、下記の通り。

- ① 事業免許等の類似サービスに対する包括的適用

通信・放送等のサービス提供形態や、有線・無線等のサービス伝送方法によらず、情報流通に果たす機能毎にでき

るだけ規制対象を大括りに捉えた上で、事業免許などの用途目的を柔軟に適用可能とする制度の導入が望まれる。

② 事業免許等の二次利用

適切な免許条件の管理・遵守を前提として、他のサービス事業者の二次利用を促すような制度の導入が望まれる。

③ 事業免許のモラトリアム制度（試行期間制度）

最新技術の導入、事業性検証、既存サービスとの整合性調整など、サービス開始時点では将来イメージの予測が困難なことがあり、当初の免許条件・規制範囲とサービス内容との不整合が発生する可能性がある。このような場合でも新技術・新サービスの創出を促すために、期限付きの試行免許の付与を行い、各種整合性を検証した上で正式な事業免許に移行するような制度の導入が望まれる。

(2) 規律の横割化（レイヤー型法体系への転換）は、事業者の自由な事業展開を促進する趣旨で行われている限りにおいて賛成する。新法においては、ネットに対する規律をリアル社会に対して中立的なものとし、かつ必要最小限となるようにすべきと考える。

((社) 電子情報技術産業協会)

○ 新サービスの創出を促すため、現行制度を抜本的に見直し、規律対象を情報流通に果たす機能毎に捉えるレイヤー型法体系に移行する方向性は妥当である。

((社) 日本経済団体連合会)

○ 通信・放送の融合時代においても、憲法21条が保障する言論・表現の自由は民主主義社会の根幹をなすものである。これまで日本新聞協会メディア開発委員会は、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」中間とりまとめ、および同最終報告書がメディア規制を容易にしかねない内容を含んでいると考え、言論・表現活動に重大な影響を及ぼしかねないとの懸念を表明してきた。今回示された「通信・放送の総合的な法体系について」の中間論点整理も、新たなメディア規制につながりかねないとの疑念を抱かざるを得ない。融合時代に対応するために、仮に中間論点整理のいうレイヤー型の法体系に転換するにしても、伝送設備、伝送サービスに関する規律だけで、その目的は達成される。コンテンツに対する法律による規制は、表現の自由を侵しかねない問題であり、基本的には必要ないと考える。通信・放送の法体系の在り方について検討を行うにあたり、言論・表現の自由の確保と情報の自由な流通について配慮し、十分に議論することを求める。

((社) 日本新聞協会)

- 規制に関しては、「横割り型」となることに伴って新たなものを設定することなく、既存のものについても必要最小限となるよう整合化・合理化をしていただきたい。

(日本ユニシス (株))

- 相当のボリュームの貴重な国家資源を費やして生み出されるであろう新融合法体系が、単に既存の条文の束をホチキスで綴じ合せるようなものにならないことをまず強くお願い致します。万が一そのようなことになれば、貴重なエネルギーの無駄である上に、何よりも、真に重要な法内容の改革が伴わないまま、数年以上の時間を無駄にしてしまうことになり、国民にとり巨大な損失になるからです。新法体系は、新事業創出と技術革新を妨げず、我が国が将来に亘り世界最先端のIT 国家として存在するためにふさわしいものとなることを望みます。

そのためには、法体系の転換に当たっては、2006年の政府与党合意の趣旨を尊重し、新サービスや新事業の創出促進、技術中立性、国際的整合性、情報流通のオープン性を確保し、新技術の発展を妨げないという意志を貫くことが重要であり、これを実現するためにはこれらの目的の達成に真に必要なもの以外の規制は全て廃止すると言う意気込みが必要と考えます。その際、あらゆる起こりうべき事象が論理的には存在するとの理由をもって、生起する弊害に予防的に対処する方策を制度的に準備することは、事前規制を最小限にとどめるとする考え方に反すると考えます。この事前規制最小限の考え方が上記の新サービス創造、技術中立性確保の根底をなしていると理解し、後ほど述べるように、不要・過剰な事前規制がイノベーションへの心理的拘束具の役割を果たすことを恐れます。

今後の検討においては、現行個別規制のそれぞれを、一つ一つその必要性を点検し、過去の慣習に捉われることなく、明確に今そこに在る危険として認識されない限り、目的達成に必要なもののみを抽出する作業が必要になると思います。通信放送関連法案は、いずれも長い歴史の中でその時代時代の要請を受けて追加修正が重ねられたため、サービス形態、設備形態、利用形態に合わせた規制が非常に細かく積みあがっています。これらの規制を全て総点検することが求められます。実際、インターネットが経済的に成功した大きな理由は、それが自由でオープンな環境であったことに大きく起因すると考えられています。今回の法体系変更により、現在の規制以上の規制がインターネットの世界に新たに被せられるようなことがないように求めます。このため、IP ベースで展開される全く新しいサービスに対し、従来の放送法や電気通信事業法が定めていた古い規制は及ばせないという強い意志を予め国民に示すようお願い致します。

例えば、現行法の範囲においてすら、検索サービス提供事業者やブログ提供会社など、単なる伝送インフラの「ユーザー」である企業に対して、電気通信事業法の網にかかる危険性を拭えきれていません。この考え方が踏襲されると、今後、

単にサーバーを設置してブログを開設しただけで電気通信事業者の届出を強要される恐れを排除することが出来ません。現在、電気通信事業者に登録又は届出をしている者は1万を超える規模になっています。しかしながら、その多くが単に届出書類を事務的に提出するのみで終わっており、特段の行政サービスを受していないのが実態です。今後は、このような意味希薄な大量の届出を国民に強いるべきではないと考えます。既存の伝送インフラにかかわる規律は電気通信事業法の規律に収斂させるという議論が見受けられますが、このままでは一億総電気通信事業者になり、官民双方に多大なコストを強いることになりかねません。そのようなことにならないよう、明確な歯止めをお願い致します。

また、現行の電気通信役務利用放送法においても有料放送管理事業者なる届出義務があり、これを怠ると罰則が適用されます。この規制が今後も残るとすれば、インターネット上で動画を集めて有料配信しようとする者は全て、届出を強いられるか、あるいは罰則に怯えて暮らすかのどちらかになりかねません。この規制についても明確な歯止めを求めます。

この様な制度の背景には、通信は国家が一元的に掌握・管理・監視すべきと言う通信一元論・通信主権論の残滓があるのではないのでしょうか。通信は、国家の権限を浸食するとの明確・急迫な理由が示されない限り、国家統治機能の発現形態として、また国民統治手段としてではなく、「事業」即ち、産業としての役割を期待するのが時代の要請だと理解いたします。

今回の融合法制議論に当たり、最も深く、かつ抜本的に改革すべきレイヤーは、伝送インフラの部分です。伝送インフラレイヤーでは、競争促進、ユニバーサルサービスの確保、消費者保護が規律の根拠として検討対象とされているようですが、いずれのテーマも、情報通信に固有の問題とは言えません。情報通信業界だけを特別に規制するのは、全体の規制バランスを欠く議論になりはしないのでしょうか。このままでは、伝送インフラを利用する様々な他の業界の経済活動を制限してしまうことになりかねず、日本の産業界にとって大きな損失を招くことになりかねません。このため、既存の技術基準などは全てゼロベースで見直し、他の法体系で対処できる部分（例：競争促進のための行為規制は独禁法に委ね、通信の秘密の確保は刑法に委ねるなど）は徹底的にそれに委ね、通信固有の規制体系を最小限度にとどめる基本姿勢が必要だと考えます。

繰り返しになりますが、現段階で規制対象外となっているコンテンツのレイヤーとプラットフォーム（定義不明ですが）のレイヤーに従来の規制を及ばないように求めます。また、伝送インフラレイヤーの事前規制も徹底的に削減する方向で対処すべきと考えます。

（株）ネットリサーチ

- 現行の法体系は歴史的経緯からレイヤーをまたいだ法律が少なからずあり、技術革新に柔軟に対応できなくなりつつあり、見直しは必要と考えられる。法体系全般をレイヤー概念で整理して、政策対象や目的に基づいて関連法制を適切に分

割し直すことで、時代の変化や技術革新に柔軟に対応できるよう法体系の全体構造を見直すことは妥当と考えられる。今後登場の予想される新技術や新制度を具体的に念頭に置きつつ、情報通信産業の発展を阻害することのないよう、障壁となっている法律について抜本的に見直すべき。既存事業を所管する法律を当面は維持することで関係する条約、政省令、告示、通達との調整を最小限に留め、限られた時間と政策資源を新たな技術やサービスの展開に必要な改革に集中すべき。

(マイクロソフト (株))

- 通信・放送の融合・連携が伝送、端末レベル等で急速に進んでいる状況を鑑み、来るべきユビキタス社会に柔軟に対応できるよう、現在の法体系を抜本的に見直すことについて賛成します。また、提供されるサービスに最も適した技術方式を複数の技術方式の中から事業者が自由に選択できることが重要と考えます。そのためにも、同一サービスについて技術方式に関係なく同一の規制とする「技術中立的」な規制とすることに賛成します。新たな法体系は、国際的に整合性の取れた情報流通のオープン性が確保された法体系とすることや利用者利益の確保・向上策の整備の必要性を指摘する等、国民の情報権を確保することを主眼にした極めて重要な意義を持つものと考えます。

(メディアフロージャパン企画 (株))

- 法体系の全体構造の見直しを議論するにあたっては、まず現状認識として現行制度のレビューを行った上で、情報通信法が目指す方向性を議論すべきと考えます。

(理由)

法体系の個別論点を議論する前に、今回の法体系の見直しによって実現すべき事項を明確化することが不可欠です。またそのためには、現行制度の問題点や阻害要因を洗い出し、省庁横断的に分析する必要がありますが、本中間論点整理で示されている事項は、法技術的な面がほとんどです。これでは抜本的再編の方向性が示されませんし、個別論点についても当否を判断することが困難です。したがって、法制度の抜本的再編が先にありきの議論ではなく、現行規制も含めた規制そのものの必要性の吟味も含め、再編の必要性を再度議論する必要があると考えます。

(楽天 (株))

- 通信・放送の制度で、複雑なのが、「免許の申請・審査・認可」がバラバラになっているのです。いったいなぜ、このような制度が、今まで放置してきたのか疑問です。また、通信・放送の法体系については、国民的議論をしっかりと行う

べきだと思います。

(個人)

- 「中間論点整理」は「同一のサービスについてそれを提供得るために用いられる技術に関係なく同一の規制を適用する『技術中立的』な規制とする」必要性を強調している。また「規制の見直しと情報利用環境の高度化とがあいまって利用者に不都合を生じさせないように、利用者利益の確保・向上策を整備する必要がある」とも主張している。これらの提案に賛同した上で、それに関わる意見を提起する。

(個人)

- 従来の縦割り型法体系を新たに「横割りレイヤー型」に組み替えることは、法体系の合理化・簡素化をもたらすだけでなく、代替可能な業務・サービス間の公正・公平競争のためにも有用であり、強く賛成する。これに各レイヤーにおいて新規参入を可能にする施策が加われば、「国民の創意工夫と努力を最大限に引き出すことによって日本の ICT を発展させる」ための主要条件が整うものとする。

(個人)

- 本報告書が取り上げている情報通信を巡る政策課題は、総務省の守備範囲を遙かに超えている。例えば、個人情報の保護、表現の自由、安全な社会の構築、産業の競争力強化などの政策テーマは、警察、文部科学省、経済産業省などに関係する。私が事務局長を務めた橋本行革の結果、我が国には総理を本部長とする IT 戦略本部が設置されている。本来は、このような内閣を挙げた組織で、通信・放送融合法制の在り方を議論すべきであるとする。なぜ総務省のみが審議会を開くのか。

(個人)

- インターネット上で誰でも提供可能なユニバーサルサービスとしての“通信・放送”と地上波や携帯電話、公衆無線LANなど、希少な公共財の占有によって、事業を行う特権的通信・放送事業者とを一括りにし、一つの法体系で取り扱うことは適切ではない。

- 通信・放送の総合的な法体系では、ユニバーサルサービスに関しては、従来からユニバーサルサービスであった新聞、

雑誌，出版，映画などの既存メディアと同様参入にあつたの規制や特権がないことから，既存の法体系で取り扱うべきであり，“通信・放送”に関する総合的法体系としては，特権的通信・放送事業者だけを規制の対象とすべきである。

- 特権的通信・放送事業者の縦割り型サービスを規制し，より自由で公平な競争及び国際的に通じうる技術革新を可能とする「横割り型」として，法体系を整備すべきである。同時に，特権的通信・放送事業者に対するコンテンツ規制だけにとどめ，それ以外のプラットフォーム規制及びコンテンツ規制については，メディア一般としてとらえ，既存の法体系の中で検討すべきである。
- 特権的通信・放送事業者による国内独自の技術規制を認めず，国際規格を基本とした技術開発及び国際規格提案の推進が必要である。

インターネットを中心とする情報・通信技術の発達によって，従来であれば，特定の事業者だけが可能であった通信及び放送サービスが国境を越え，世界中の誰でも提供可能なユニバーサルサービスとなったことは事実である。しかし，一方では，特定の事業者が無線帯域などの極めて公共性が高い公共財を国の許認可のもとに占有することによって，一事業者で数千億以上のビジネスを行うとともに，巨大メディアとして，多くの国民に大きな影響を与える特権的通信・放送事業者であり続けるのも事実である。NTTや地上波テレビ局などは，公共財の占有許認可を得て，巨大ビジネスを行うとともに，巨大メディアとして，大きな社会的影響を与えている。このため，これら特権的通信・放送事業者は，国民の負託を受けた国によって，規制されるべきものである。

一方，インターネット放送やYouTube，Google，Yahooなどの事業に関しては，基本的には，自由な競争市場から生まれたサービスであり，ベストセラー出版や映画と同様に，既存の法体系の中で情報通信メディアとしてだけでなく，紙メディア，映像メディアと一括して取り扱われるべきである。

また，「ガラパゴス」的として知られる我が国の携帯電話事業者が縦割りサービスを実施し，通信事業者が実質上，放送事業者と同様の巨大メディア化してきているのも，事実である。この携帯電話事業者の縦割りサービスは，i モード初期に関しては，我が国の情報通信サービスの発達及び拡充に関して，一定の貢献を果たしたが，初期普及段階を過ぎた現在及び未来においては，阻害要因になり，我が国携帯端末業者や我が国のコンテンツ開発事業者のグローバルビジネス化を阻害している。「ガラパゴス」的状况の中で，特権的通信・放送事業者による我が国独自技術の強制が行われ，これが関連産業のグローバルビジネス化を阻害し，我が国産業の弱体化要因ともなっている。

	<p>(個人)</p> <p>○ 「事業毎に細かく仕切られた規律体系を廃し、情報流通に果たす機能毎にできるだけ規律対象を大括りに捉えた上でこれらに共通的な必要最小限の規制を課すに留めるよう、規制を整合化・合理化することが適切である」とあるうち、「必要最小限の規制を課すに留める」ことの徹底をぜひお願いしたい。とりわけインターネットにおける「オープンメディアコンテンツ」の規律については個人の言論・表現の自由に関わる問題であり、かつ国家の将来的な民主主義的手続きをも左右しかねない問題である。インターネット上での自由な議論を通じ、国民一人一人が自覚的に政治参加していくという機会が訪れようとしている時に、国家からの介入・規制によって芽が潰されないよう要望するものである。</p> <p>(個人)</p>
<p>(2) 新たな法体系の理念・目的</p>	<p>○ 新たな法体系の理念・目的を検討するにあたっては、衛星通信の持つ特長である広域性／グローバル性を生かす観点から、「国際化への対応・国際競争力の強化」について具体的な検討を進めることに賛成します。</p> <p>(ジェイサット(株))</p> <p>○ 【中間論点整理 1 (2) ①及び③についての考え方】</p> <p>① 研究会報告書において実現すべき基本理念とされた「情報の自由な流通」、「ユニバーサルサービスの保障」及び「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」についてどう位置付けるべきか</p> <p>③ ①の「情報の自由な流通」に密接に関係する概念であり、現行の放送法の目的にもある「表現の自由の確保」をどう位置付けるべきか</p> <p>・ 「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」は伝送設備レイヤーに関する基本理念です。この理念が、ICT 技術によりもたらされる恩恵の全国民による享受ということも含めた「ユニバーサルサービスの保障」を下支えするものと考えます。</p> <p>このような「ユニバーサルサービスの保障」は、高度 ICT 社会におけるシビルミニマムというべきものであり、これを基礎として生活の質が向上し文化が創造されていくものです。その上で、コンテンツレイヤーにおいて「情報の自由な流通」が確保されることにより、これまでにない新規なサービスが創出され、新たな産業が興り、あるいは既存産業の効率を飛躍的に向上させるなどの新たな産業革命ともいえるべき経済・社会の変革を起こすこととなります。</p>

- ・ また、「情報の自由な流通」の文化的側面に着目すれば「表現の自由」が憲法上の要請として確保されなければならないはず、「表現の自由」は、単に表現する自由だけを意味するものではないことは明らかであって、その本質的な意味として表現したものを流通させる自由を含んでいなければならないものと考えます。

【中間論点整理 1 (2) ②及び④についての考え方】

- ② 研究会報告書では基本理念を体现するための保護法益とされた「公正競争の促進」、「イノベーションの促進」、「国際化への対応・国際競争力の強化」についてどう位置付けるべきか
- ④ 放送の視聴者やサービスの利用者等の利益の確保・向上をどのように位置付けるべきか

- ・ 融合法制が、新たな産業革命を担う法律であるからには、最低限の前提条件として情報通信産業における民主的な市場機能、すなわち「公正競争」が確保されるべきであって、これをもって融合法制の第一の保護法益とされるべきであると考えます。

「イノベーションの促進」については、「公正競争の促進」からもたらされる成果と位置付けられるべきであって、「公正競争の促進」と「イノベーションの促進」を並列的にとらえて、その二者間で利益の衡量が行われるようなことがあってはならないものと考えます。

「国際化への対応・国際競争力の強化」についても同様であって、これも「公正競争の促進」があって初めて実現されるものであり、「公正競争の促進」を犠牲にして達成されるような「国際競争力の強化」などはないものと考えます。

【中間論点整理 1 (2) ⑤についての考え方】

- ⑤ 現行法に規定されている目的である「電波の公平且つ能率的な利用」「事業の適正かつ合理的な運営」「公正な競争の促進」「公共の福祉の増進」などとの関係をどのように取り扱うべきか

- ・ 行政法の範疇に入る融合法制の目的規定は、行政機関に向けられた条文解釈の指針として公正な行政を国民に担保するという重要な機能を有しています。今後、通信・放送の融合分野ではかつて経験したことのない問題について行政機関として判断が求められる場合が想定されますが、この場合条文に則って判断することはもちろんですが、条文の適用というプロセスにおいては条文解釈という作業が必要になります。この解釈にあたって融合法制の目的規定に示されて

いる他の条文の解釈の指針は、常に条文解釈の拠り所となるものであり重要なものと考えます。

他の条文の解釈の指針として最も重要なものは「公正な競争の促進」と考えます。「公正な競争の促進」の目指すところは「利用者の利益の確保・向上」であり、「公共の福祉の増進」はこれらの帰結としてもたらされるものと考えます。

・ 上記の考え方と同様に、「事業の適正かつ合理的な運営」についても「公正な競争の促進」と「利用者の利益の確保・向上」との関係で考えられるべきであると考えます。

また、「電波の公平且つ能率的な利用」が求められるのは、その希少性から来るものですが、これが確保されなければやはり「公正な競争」が阻害されることから、「電波の公平且つ能率的な利用」も「公正な競争の促進」と無縁ではないものと考えます。

(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

○ 委員会では、研究会報告書にある“情報受信者を個別に認識しない…略)「放送」の規律を整合性のある形で再構成する”点について論議に至っていない状況であり、この項は研究会報告書の内容を活かしつつ、下記のように変更すべき。

(略) ユビキタスネット社会においてどのような目的・共通価値の実現を目指すかについて、放送が従来的な放送サービスに留まる限りは「放送」としてその機能・役割を維持すべきという視点にも十分配慮しながら、その方向性を示すべきである。

((株) 静岡朝日テレビ)

○ 『国民の権利』保障の観点からすれば、中間論点整理に示された「新たな法体系の理念・目的」において、放送法の理念・目的を継承する視点が欠落していることは、見逃すことのできない問題である。現行の放送法第1条(目的)の「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」や、第3条(放送番組編集の自由)などの諸規定を積極的に継承し、法令上に明記しなければならないと考える。

((株) 静岡第一テレビ)

○ 「現在の通信・放送法体系を情報流通の中での役割等に応じて集約、整合化、再編成する場合、どのような理念の下に関係法令を集約するのか・・・」を“検討の必要性”で謳いながら、“検討の方向・検討すべき事項”では、現行放送法の理

念・目的でもある第一条「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」や第三条「放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」などを継承する視点が希薄である。上記等の諸規定を積極的に継承し、法令上において明記する事を望む。

(静岡放送(株))

○ 「新たな法体系の理念・目的」において、産業振興に傾倒するあまり、「国民の権利」を保護する観点が見落している。国民・視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安心性および社会的役割を認識している。「放送」という法令上の名称は継承すべきであり、法体系の検討にあたって、国民・視聴者に無用の混乱を与えないように配慮を望む。

(中部日本放送(株))

○ 新たな法体系の理念・目的については、放送法の理念・目的を継承することを求める。今後も放送が民主主義の発展に寄与し、生活に不可欠な情報基盤として国民・視聴者に貢献できるような制度を堅持すべきと考える。そのためには、現行の放送法第1条(目的)や第3条(放送番組編集の自由)などの諸規定を積極的に承継し、法令上に明記することを望む。

((株)テレビ静岡)

○① 本報告における「情報」の定義が曖昧であり、考慮すべき事項についても情報の本質を念頭に置いた上で検討すべきである。いわゆる「情報」は法令上に一括りに出来る性質のものではない。その内容については極めて公共性の高いものから、私信に近いものまで千差万別であり、「自由な流通」を許容するものだけではない。むしろ企業活動の上では、その流通を制限するところに極めて高い事業性が生ずるケースは極めて一般的であり、本法律においてもその点を考慮すべきと考える。

②⑤ オープンなネットワークにおける「公正な競争」の制度的担保は、国民・事業者双方にとって有益であることに異論はない。一方、電波資源に関してはその有限性から「公正な競争」に関してオープンなネットワークと同等に論ずることは合理的ではない。むしろ有限性を認めたくて、そのテクニカルな運用の部分で「公正な競争」を担保していくことが必要であり、その「公平」の内容も、オープンなネットワークにおけるそれとは必然的に性質を異にするものになるはずである。全てを「情報」という一語で単純化することは適当ではなく、根本的に質の異なる「情報」を取り扱

う制度を導入する場合には、おのずとその目的もそれぞれの「情報」の本質に基づいて論ずるべきと考える。

③ 「表現の自由の確保」については、国民の基本的人権と不可分の関係にあり、基本的には「確保」を前提とした制度設計にすべきである。

④ 放送の視聴者と通信サービスの利用者では、放送と通信サービス各々が担う社会的機能の違いから、各々のサービスにおけるその情報の受け取り方やアクセス方法に大きな差異がある。一律な議論を行うのではなく、国民生活者の情報アクセスの実態に則した形で、より丁寧できめの細かな検討を行うべきである。

((株) テレビ東京)

○ 新たな法体系の理念・目的の中に、放送法の第一条（目的）にある「表現の自由の確保」を積極的に位置づける考えが明記されていないことに強い懸念を抱く。新たな法体系の検討においても、「表現の自由の確保」を不可欠の前提として、制度設計を行うべきである。加えて、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことの保障」や、「健全な民主主義の発展に資する」ことについても、放送法の理念を継承し、目的として明確に打ち出すべきである。

((株) 東京放送)

○ 視聴者は「放送」に対して信頼性や安心性を持っている。放送法の基本原則である「放送の不偏不党、真実及び自立を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。」や放送番組編集の自由にある、「放送番組は法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」など放送法の理念が継承されるべきである。

(西日本放送 (株))

○ 放送法の目的として「放送による表現の自由を確保すること」等を掲げた同法第1条、放送番組編集の自由について規定した同法第3条等の条項について、平成20年6月12日最高裁判決は、「これらの放送法の条項は、放送事業者による放送は、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にあることを法律上明らかにするとともに・・・放送事業者が自ら定めた番組基準に従って番組の編集が行われるという番組編集の自律性について規定したものと解される」と述べ、どのような内容の放送をするかが放送事業者の自律的判断に委ねられるという放送の性質がこれらの法律の条項に拠って立つものであることを示しています。このように、「放送による表現の自由の確保」等を

保障するこれらの法律の条項は、国民の間にも放送事業者の公共的な使命を性格づけるものとして定着しており、新たなメディアサービスにおける表現の自由を確保し、主として政府のコンテンツに対する干渉を排する趣旨から、総合的な法体系のもとにおいても、引き続き「放送による表現の自由の確保」等の保障規定に相当する規定を設けることが必要であると考えます。左記項目中③で指摘されている「表現の自由の確保」の位置付けについて、以上の点を踏まえて十分な検討が行われるよう要望します。

(日本放送協会)

- 『国民の権利』保障の観点からすれば、中間論点整理に示された「新たな法体系の理念・目的」において、放送法の理念・目的を継承する視点が欠落していることは、看過できない問題である。仮に法体系を再編するにしても、放送が将来にわたり民主主義の発展に寄与し、生活に不可欠な情報基盤として国民・視聴者に貢献できるような制度を堅持すべきである。そのためには、現行の放送法第1条(目的)の「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」や、第3条(放送番組編集の自由)などの諸規定を積極的に継承し、法令上に明記しなければならない。また、中間論点整理はサービスを表す言葉として「放送」を使っていないが、国民・視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起し、そうした認識を共有している。「放送」という法令上の名称は継承すべきであり、法体系の検討にあたって、国民・視聴者に無用の混乱を与えないように配慮を望む。

中間論点整理における「情報」の定義があいまいである。「情報」の内容は、極めて公共性の高いものから私信にあたるものまで千差万別であり、多様な「情報」を一律の概念のもとに理念化するのは困難である。それぞれの情報サービスの形態や影響力、国民の利用形態やアクセス形態の差異に応じて、きめ細かな検討・対応を行うべきである。

((社)日本民間放送連盟)

- 新たな法体系の理念・目的を検討するにあたっては、【検討の方向・検討すべき事項】として、『「表現の自由」の保障及び「通信の秘密」の不可侵』を第一義とすることを明確化するべきである。国民の権利を保障したうえで、利用者・国民が技術進歩の恩恵を享受できる制度の検討を強く求める。

((株)福岡放送)

- 中間論点整理には、情報の自由な流通について、多くの可能性、メリットが強調されているが、法令の集約を意識する

あまりに、デメリットの部分が後退しているように思う。「放送」という法令上の名称はもちろん、現行の放送法の基本理念を継承する必要がある。視聴者は放送の情報に信頼性、安心感をもって接しているからである。

(北陸放送(株))

- コンテンツに対する規制は、表現の自由に重大な影響を及ぼしかねない問題であり、放送法の目的にある「言論・表現の自由の確保」を明記すべきである。

(北海道文化放送(株))

- 中間論点整理に示された「新たな法体系の理念・目的」において、放送法の理念・目的を継承する視点を読み取ることが出来ず、大きな問題です。放送が将来にわたり民主主義の発展に寄与し、国民の命と生活を守るために不可欠な情報基盤として全国民に平等に貢献できるような制度を堅持すべきです。現行の放送法に定められた「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」や、放送番組編集の自由などの諸規定を確実に継承し、法令上に明記する必要があります。

((株) 毎日放送)

- 『国民の権利』保障の観点からすれば、中間論点整理に示された「新たな法体系の理念・目的」において、放送法の理念・目的を継承する視点が欠落していることは、看過できない問題である。現行の放送法第1条(目的)の「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」や、第3条(放送番組編集の自由)などの諸規定を積極的に継承し、法令上に明記しなければならない。

((株) 南日本放送)

- 「新たな法体系」に放送法の理念や目的を継承する視点の無い事が問題である。現行の放送法第1条(目的)の「放送による表現の自由を確保」や、第3条(放送番組編集の自由)等を新たな法令上に明示すべきである。

(讀賣テレビ放送(株))

- 放送に係わる法体系は、その理念・目的として、現行の放送法にもある「表現の自由を確保すること」を明確にするの

が大前提で、法体系を再編する際に、表現の自由や放送番組に係わる領域に規制が及ぶことは厳に戒めなければならない。

((株) ビーエス朝日)

- 情報通信社会の健全な発展及び国際化への対応のためには、不正アクセス防止のための施策も必要と考えるが、現行の放送法の理念である「表現の自由の確保」はレイヤー型法体系になっても、特別メディアか一般メディアかを問わず、最優先しなければならない事項であり、これを損なうことはあってはならないと考える。

((社) 衛星放送協会)

- ④について、前述の通り、ケーブルテレビ事業者の社会的貢献度は高いため、今後、ケーブルテレビ事業者によるサービス提供形態に大きな影響を与える法体系の項目設定を検討される場合には、加入者に与える影響も鑑みケーブルテレビ事業者として意見を述べる場の設定を要望する。

⑤について、今回の法統合により、異なる事業分野の事業者が統一のルールで事業運営を行うこととなる。しかしながらレイヤー間における事業規模等には歴然とした差異が現存するため、法の統合に際しては特に「公正な競争の促進」についてはドミナント規制の強化に関する検討が必要であると考えます。

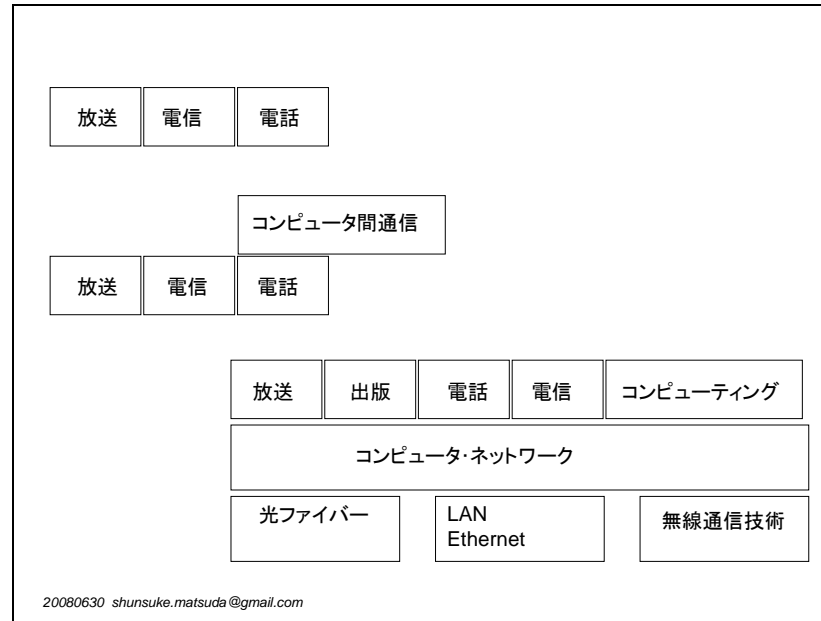
((株) ジュピターテレコム)

- 本中間論点整理で示されておりますように、ICT技術の進展により情報・知識の自由かつ安全な入手、共有、発信が一段と進むものと考えます。こうした状況において「情報の自由な流通」、「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」等の基本理念のもと、「表現の自由の確保」が情報の流通の活発化等、我国が世界を先導する最先端のICT国家構築につながると考えますが、一方、技術が進展しても残念ながら反社会的行為がなくなるのではないかと考えます。したがって、情報通信社会の健全な発展のためには、情報の自由な流通を促進する一方で反社会的行為に対しては、利用者、事業者を問わず厳しく規律することにつき検討すべきであると考えます。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- 情報通信のアーキテクチャーは、通信ネットワークという構造よりも、コンピュータネットワークの上のアプリケーションとして、通信や放送があるように変化しつつある。

図で示すと下記のようなになる。



TV プログラムはTV、カーナビ、PC、携帯電話、ゲーム機で視聴できる。

(放送網でも LAN 網でも携帯電話網でも流れる)

今後の法制の方向は通信。放送の区別が困難な方向に進展しつつあることを考慮したものであって欲しい。

WEB による通信では、多くの人へ軽いセキュリティーでデータを送信

デジタル TV では著作権の保護のために、暗号化が行われ、秘匿性が増した。

ことでセキュリティー面での区別も困難になっている。

包括化する方向で進めることでよいと思う。

進展しつつある IT (インフォメーション・テクノロジー) の項目例をあげると

1 ネットワーク層は TCP/IP を卒業

TCP/IP (L3, L4) で分離する構造もそろそろ終り

メッセージング・ネットワークの台頭 (L5, L6)

XML ネットワーク

アプリケーション層の拡大 (L7)

(シスコも L5, L6 製品を拡充する方向)

2 クラウド・コンピューティングへ

データはクラウドの中に (GRID の中で移動するだけ)

もしかしたら実体は移動しない。

データセンターへ処理、記録とも移動する

ユーザーはシンクライアント

3 情報蓄積は検索しやすい構造

XML 化 (RDBMS よりも使いやすい)

4 IT のメイン市場は企業システムであることを認識

企業活動は日々進化するのが自然

進化できるアーキテクチャー

1981: LAN (TP/IP) を装備したワークステーションの出荷

1985: LAN (TP/IP) を装備した PC の出荷

今: サーバーの GRID 化が進行している。

これから: クライアントが GRID の網の中にはいるようになる。

(エクスペリエンス総合研究所)

- 「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」(p 4)、「情報の発信者も含め情報流通を担う全ての当事者は、安全・安心なネットワーク社会を構築するための責任を等しく果たすべきであるが、そのための理念を法律上明記することの是非について検討が必要」(p 5)については、「通信・放送」に限られるものではなく、コンピュータネットワークを含むものであり、現行の通信・放送規制の再編で行うべき新たな法制の範囲とすることを企図すべきではない。例えば、情報通信ネットワークの安全性・信頼性については、これまでもコンピュータネットワーク等情報システムを所掌する当省において、信頼性評価指標の策定や脆弱性情報の提供等の横断的な施策を講じている。さらに、IT 戦略本部の下、関係省庁が連携して、情報セキュリティ基盤整備等に取り組んできており、必要に応じ、これらの活動の連携強化を図ることが適当である。

(経済産業省)

- 「情報の自由な流通」「ユニバーサルサービスの保障」及び「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」は何れも目的が大きく異なるため、単一の法律で実現しようとするると混乱を来たし、将来の法改正で規制強化の道を開くことを懸念する。特に「情報の自由な流通」を目指すならば、情報の流通そのものを規制の対象とすること自体が、理念と大きく矛盾しているのではないか。「公正競争の促進」が競争政策であるのに対し「国際化への対応・国際競争力の強化」は振興政策であり、単一の法律に盛り込むと混乱を来たす虞がある。「イノベーションの促進」は非常に重要だが、これを法体系で担保するためには、規制法がイノベーションを妨げることのないよう配慮しつつ、振興法で特に政策的に技術革新を推進すべき領域について必要な措置を講ずることが望ましい。

「表現の自由」は憲法で認められており、情報流通手段が多様化していることを踏まえ、新たな法体系で包括することが、将来にわたって「表現の自由」の担保に繋がるか否かは慎重な議論を要する。

(マイクロソフト (株))

- **【検討の方向・検討すべき事項】**の②において指摘されている保護法益たる「公正競争の促進」、「イノベーションの促進」、「国際化への対応・国際競争力の強化」については、最重要課題であり、ICT 政策大綱を実現するにも必要不可欠のものである。放送と違って、通信のコンテンツやプラットフォームの世界では、ボーダーレスの事業展開がされるという重要な違いがある。それにもかかわらず、通信のコンテンツやプラットフォームに放送と同様または類似の規制をかぶせようとした場合、国内事業者のみが制約を受け、海外にいながら日本向けに事業を行っている事業者は制約を受けないという状況が生み出されることにご留意いただきたい(この点は、たとえば日本語のウェブメールサービスを日本向けに大々的に展開しておきながら、サーバやメンテナンス部隊の所在が海外であるということを理由として、電気通信事業法に基づく電気通信事業の届出を出さず、通信の秘密に関する取扱いもわが国の定める基準を守っておらず、総務省の監督下に服していない大手事業者が既に存在しているという現状があることから明らかである)。この場合、わが国の法としてつくられた規制の目的は、海外事業者の行う事業を制約できないがために結果として、日本国内向けに日本語でサービス展開されていながらもサーバ等の拠点が国内にないかなりのサービスにおいて達成できないということがあり得る上に、国内事業者の国際競争力を落とすという結果を招くということになりかねないので、仮に通信にこれまでになかった規制を課すこととする場合には慎重な検討が必要である。また、国内事業者ではないと主張する事業者に対しても、国内規制を

適切に遵守させるためにも執行力の強化（例えば行政命令によって IX を通過するデータを差し止めることができるなど）も同時に考えていく必要があると思われる。放送との平仄をとることばかりに気をとられ、ここに挙げられている保護法益のいずれかを損なうこととならないよう、十分な注意を払うようお願いしたい。

（ヤフー（株））

- 個別論点を議論する前提として、情報通信法によって目指すべき最終的な目標を示す必要がありますが、その目標として、情報通信産業の振興を掲げるべきと考えます。

（理由）

理念・目的の異なる様々な法律を集約するにあたっては、前提として情報通信法で実現すべき方向性の議論が不可欠であると考えます。しかし、現在の案では法律の目指すべき最終目標が明確ではありません。まずは、再編が目指すべき目標や再編により事業者・消費者が享受できる具体的メリットを基本的方向性として示すことが必要と考えます。諸外国で通信・放送の融合やメディアの再編が急速に進展している中で、日本だけが取り残される危険性も存在し、情報通信産業の国際競争力の強化は喫緊の課題であります。したがって、通信・放送法性の抜本的再編の方向性として、情報通信産業の国際競争力の強化を含む産業振興が目的であることを明確に位置づけるべきと考えます。

（楽天（株））

- 法体系全般について、現在ある、それぞれの通信・放送の法律の理念がバラバラになっているので、基本は、通信・放送分野で共通するといえは、「表現の自由」を確保しなくてはならないと思います。また、目的については、「国民が、伝送サービスとコンテンツを自由に選べる制度に」するべきと思います。

（個人）

- わが国では急速に高齢化が進行しつつあるが、高齢者等が情報化から排除されてしまつては、「中間論点整理」が冒頭にうたうように日本が「世界を先導する最先端の ICT 国家」であるとは、世界の誰も評価しないだろう。高齢者・障害者を含め、できる限り多くの人々が通信と放送の、そしてその融合領域での技術進歩の利益を享受できる環境を作り出していくことは、今後の立法および行政の重要課題である。

アメリカでは、リハビリテーション法 508 条および連邦通信法 255 条によって、連邦政府が調達する情報通信機器・サ

	<p>ービスについて、情報アクセシビリティの技術的条件を満たすことが義務となっている。たとえば、電話リレーサービス用の TTY 接続が電話機を市販する際の必須条件であり、テレビの字幕表示機能が義務化され、また連邦政府の提供するマルチメディアコンテンツには字幕を付加することが条件となっている。これらの規制に関わる技術的条件は 1990 年代後半から 2000 年までに作成されたものだが、その後の急速な技術進歩を反映するため改訂作業が 2006 年に開始され、本意見提起者も委員として参加した。この作業では、IP 電話において電話リレーサービスを義務とするか、放送コンテンツがインターネット配信される場合に字幕の付加を義務とするか、といったことについて、活発な議論が行われた。ヨーロッパでも、2007 年より、同一の方向を展望して、技術的条件を整備する活動が動き出している。</p> <p>アメリカやヨーロッパに見る、情報アクセシビリティに配慮して情報通信社会を実現しようとする立法及び行政の動きは、わが国において通信・放送の総合的な法体系を整備していく過程でも当然、検討すべきものである。高齢者や障害者を排除して、一部の国民だけが利便を享受できる社会を作り出していくのか、それともできる限り多くの国民が参加できる情報通信社会を形成していくのかは、この法体系の根幹的課題である。</p> <p>しかしながら「中間論点整理」において、それへの言及は少ない。わずかに「4. コンテンツ規律に関する主な論点」の「(3) メディアサービスに関する具体的規律」の中で、「解説字幕番組」を「その他のメディアサービスについて合理化することは可能か」を検討するとなっている程度である。また「中間論点整理」は「ユニバーサルサービスの保障」という論点も示しているが、内容は地域格差の解消にとどまり、老化などの理由によってさまざまに障害を持つ利用者に見る格差は論点として認識されていない。</p> <p>今、不足しているこの情報アクセシビリティに関わる検討を「1. 法体系全般に関する論点」の一つとして今後精力的に進めるべきである。</p> <p>(個人)</p>
<p>(3) 包括化の対象とすべき法律の範囲</p>	<p>○ 検討事項②として、「情報通信に直接関係ない設備等についても規律している電波法を包括化の対象とすることが適切か」否かが論点として挙げられているが、次節「2. 伝送設備規律に関する主な論点」でも論じられている通り、電波法については包括化の対象と位置付けた上で、情報通信と全く関係ない設備等の規律についても、情報通信関連設備に与える影響を踏まえた上で、別出しすべきか否かを検討することが適切と考える。</p> <p>(宇宙通信 (株))</p> <p>○ NTT法を包括化の対象とするか否かに関わらず、NTT法の諸規定は融合法制においても有効とすべきです。特に公</p>

正競争条件に係る諸規定が、「整合化・合理化」の過程において削除されることのないよう、新しい法体系においても引き続き担保される必要があります。

(KDD I (株))

- 電波法は情報通信には直接関係しない部分を含んでいますが、これは通信・放送の融合を促進するという大きな目的の前では単なる例外的な部分というべきであり、電波法を包括化の対象外とする理由にはならないものと考えます。また、NTT 殿の存在は情報通信市場においても避け得ない影響を有するものであり、現行の電気通信事業法などにおいても NTT 殿を想定した非対称規制が盛り込まれています。融合法制によるレイヤー型法体系への転換に際しても、NTT 殿の在り方を想定した法整備が実施されない限り、融合法制において整備すべき規律が不十分なものとなることを懸念します。仮に融合法制の業法としての性格から特定の法人に関する規律を含めることが適当ではないとされ、NTT 法を包括化できないとしても、融合法制の策定にあたってはレイヤー型法制度下での NTT 殿の在り方を検討し、これを踏まえて具体的な規律の整備を実施することが必要と考えます。

(ソフトバンク B B (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))

- ① 不正アクセス禁止法や携帯電話不正利用防止法等の刑罰的法律は、基本的には通信サービスにおける関係性の中で、情報を授受する一方の側の不正利用を規制するものであり、放送にはなじみにくい概念である。これは 1 (2) ④でも記したように、基本的には放送と通信の担う社会的機能の違いと、それに対応した国民生活者の利用形態やアクセス形態の差異から生じている。このような基本的な違いがある放送・通信それぞれの利用者に、一律に刑罰的規制を課すことは、特に放送における利用者の利便性や公共の福祉を著しく毀損する可能性があるため、別個の取り扱いとすべきである。

② 放送法における NHK、NTT 法における NTT など、それぞれの分野で著しく大きな市場専有性と影響力を持つ法人に関しては、現行法程度の規律の導入は必要である。一方で、それを一つの法律に包括することは、それぞれが互いの分野を超えて他の分野における影響力を増大化させることにつながりかねず、従前通りそれぞれの担う社会的機能に応じた法的扱いにすべきである。

((株) テレビ東京)

- 放送法第二章の日本放送協会 (以下「NHK」といいます。) の組織・業務に関する規定は、独立した法律ではありませ

んが、特定の法人に関する規定であるという点で、NTT法等と変わるところはありません。また、電波法は、電波の混信防止等により電波の公平かつ能率的な利用を確保することを目的として、伝送サービスに関係のない自営設備をも規律しており、こうした規定は独立してあるほうが法体系として簡明ではないかとも考えられます。左記項目中②に関しては、放送法のNHK関係規定および電波法を包括化の対象とすることが適当かどうかについて、以上の点を踏まえて十分な検討が行われるよう要望します。

(日本放送協会)

- 「特別なメディアサービス」に関しては、災害報道など公共的役割を果たす存在として現在の放送法で規定されている規制を厳格に適用すべきであるが、「その他のメディアサービス」に関しては、「調和原則」、「解説字幕番組」、「番組保存」、「災害放送」等については緩和を検討すべきであるとする。

((社) 衛星放送協会)

- 包括化の対象範囲の検討にあたっては、たとえば特定の法人に関する法律などが包括化の対象とならない場合において、包括化の目的である「情報の自由な流通」「公正競争の促進」「イノベーションの促進」「国際化への対応・国際競争力の強化」といった基本理念や保護法益が包括法の外から損なわれることのないよう、包括化のそもそもの趣旨の全体的な実現を念頭において検討が進められることを望みます。

(クアルコムジャパン(株))

- 新法に取り込む範囲は、いわゆる事業法(放送諸法、通信諸法。なお、電波法を含む)の内容に限り、事業者の自由な事業展開が可能な環境整備を図ることを目的として新法に融合すべきと考える。それ以外の一般法(不正アクセス禁止法、携帯電話不正利用防止法のような刑事諸法、著作権法、個人情報保護法、独占禁止法、消費者契約法、プロバイダ責任制限法等)の内容は新法には取り込まず、当該諸法により、それぞれの法的趣旨により規律すべきと考える。

((社) 電子情報技術産業協会)

- 不正アクセス禁止法、携帯電話不正利用防止法のような刑罰的な法律、プロバイダ責任制限法のような民法の特別法を包括してしまうと法律の目的が広範かつ曖昧となり、将来の規制強化に道を開くことが懸念されるため包括すべきではな

	<p>い。また、青少年ネット規制法については主管が内閣府で、総務省、経済産業省、文部科学省などとの共管となっている法律、著作権法のように文化庁が主管する法律も、主管官庁を明確にするために包括すべきではない。電波法や有線電気通信法等の、電気通信事業に直接関係ない自営設備やレーダー等についても規律する法律、NTT 法のような特定の法人に関する法律を、事業法に包括することの必要性が必ずしも明確となっていない。現在は放送法に包括されている NHK、放送大学については設置法等のかたちで分離することも考えられるが、組織の業務内容の在り方を見直す段階で検討すべき。</p> <p>(マイクロソフト (株))</p> <p>○ 包括化の対象とすべき法律の範囲を検討する前に、そもそも、情報通信に関する規律を集約・再編成を図る必要性を明らかにすべきと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>規律を集約・再編成する必要性を明らかにしない限り、対象とすべき法律の範囲について判断することは困難です。したがって、まずは現行法体系において情報通信に関する規律を包括化する必要性の有無及びその理由を明らかにする必要があると考えます。</p> <p>(楽天 (株))</p>
<p>(4) 情報流通における配慮事項</p>	<p>○ 情報通信社会は依然として発展段階にあり、今回の融合法制の策定はさらなる発展を図ろうとしているものと理解しています。この際に、融合法制において情報の流通を過度に規制することは、情報の自由な流通を萎縮させ、ひいては情報通信社会の発展を阻害する可能性があることから適当ではありません。従って、融合法制において情報流通に係る過度な法規制は行わず、法規制を実施したとしても倫理規定や通則的な規定にとどめることが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンク B B (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))</p> <p>○ 「情報通信ネットワーク上で情報を流通させる全ての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項を、具体的な刑罰を伴わない形で整備することを検討すべき」また、「理念を法律に明記することは、情報通信社会の健全な発展の観点からは一定の効果があると考えられる」と記されているが、「最低限の配慮事項の規定」については反対である。新聞や雑誌の記事をはじめ印刷・出版メディアの情報が情報通信のネットワークを流通した途端に情報通信法 (仮称) の規律対象となり、「最低限の遵守事項」の遵守を求められることは、逆に情報の自由な流通を萎縮させると同時に、自由な表現・報道活動を阻害する恐れがある。</p>

(静岡放送(株))

- 「情報通信法(仮称)」の通則に、「情報通信ネットワーク上で情報を流通させるすべての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項」を規定すべきとしている点について、具体的な刑罰を伴わない倫理規定であっても、規定に違反すれば違法行為とされ、「表現の自由」の制約や表現行為の萎縮につながりかねないため、規定を設けるべきではないと考えます。

((株)テレビ朝日)

- ここで取り扱う情報の定義が曖昧であり、それを曖昧なまま理念化することは適当ではない。多様な「情報」を一律の概念の基に理念化することは無意味であり、それぞれの情報サービスの形態や影響力、国民生活者の利用形態やアクセス形態等の差異に応じてきめの細かな検討・対応を行うべきである。

((株)テレビ東京)

- 「情報を流通させる全ての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項を規定する」ことに反対する。具体的な刑罰を伴わない倫理規定であっても、その規定に違反すれば違法行為であり、「表現の自由」の制約につながりかねない。そもそも「情報」の形式は多様であり、それを一律の概念のもとに規律することが可能なのだろうか。

((株)東京放送)

- 「情報通信法(仮称)」の通則において、情報通信ネットワーク上で情報を流通させるすべての者が本来遵守すべき「最低限の配慮事項」を規定することに反対である。

- ① 具体的な刑罰を伴わない倫理規定であっても、当該規定に違反すれば違法行為とされ、それがインターネット上の「表現の自由」を制約したり、表現行為の萎縮を招いたりする危険性は否定できない。

- ② 「情報通信法(仮称)」の規律対象は電磁的ネットワーク上で流通する情報であり、新聞や雑誌の記事をはじめ印刷・出版メディアは対象外である。しかし、それらの活字情報が電磁的ネットワーク上で流通した途端に同法の規律対象となり、前述した「最低限の配慮事項」の遵守を求められることは、規律の整合性・公平性を欠くとともに、翻って印刷・出版メディアの表現・報道活動の萎縮を招くおそれがある。

((社)日本民間放送連盟)

- 「情報通信ネットワーク上で情報を流通させる全ての当事者が本来遵守すべき最低限の配慮事項を（中略）整備する」ことに関して、たとえそれが具体的刑罰を伴わない規律であっても、表現の自由が制約されたり、制作者を萎縮させるおそれがある。また、同様の規律がない印刷・出版メディアの情報が、情報通信ネットワーク上を流通すると規律対象となり、整合性・公平性の観点から問題がある。以上より、「最低限の配慮事項を（中略）整備する」には反対である。
（（株）福岡放送）
- 新法の通則で規制することについては反対である。一部の情報通信には規制の必要性を感じるが、新法全体で規制すると、表現の自由や報道活動について影響を及ぼす恐れがある。番組の内容に責任のある「放送」とコンテンツの発信者が特定しにくいインターネットを同列で規制すべきではない。
（北陸放送（株））
- 「最低限の配慮事項」については、例えこの規定が具体的な刑罰を伴わないものであったとしても、法律に明記されれば事実上の規制根拠となり、将来的にはこれを根拠に裁判を起こしたり、裁判官の判断基準になるような規範性の高い規定になるのでは、との恐れもある。また、新聞、雑誌など紙媒体である限りは規制の対象外だが、電子化すると規制の対象となってしまう。EU では印刷メディアの電子版は適用を除外しており、EU と比べて過剰規制の恐れがあり、「将来的には、印刷メディアの電子版を取っ掛かりに規制の枠が新聞、雑誌などの印刷媒体に広がっていくのでは」との懸念もある。
（北海道文化放送（株））
- 「情報通信法（仮称）」の通則において、情報通信ネットワーク上で情報を流通させるすべての者が本来遵守すべき「最低限の配慮事項」を規定することは大きな問題を有する点であり、反対せざるを得ません。刑罰を伴わない倫理規定でも、それに違反すれば違法行為とされ、それがインターネット上の「表現の自由」を制約したり、表現行為の萎縮を招く危険性があります。「情報通信法（仮称）」の規律対象は電磁的ネットワーク上を流通する情報であり、新聞や雑誌などの印刷・出版メディアは対象外とはなっていますが、これらのいわゆる活字メディアの発信する情報は、現状では電磁的ネットワーク上でも広く流通していますし、社会の情報環境の進化によってその比率を増加させることが十分予想されます。これが法の規律対象となり、「最低限の配慮事項」の遵守を求められることは、規律の整合性・公平性を欠き、印刷・出版メデ

ィアの表現・報道活動の萎縮を招くおそれがあります。情報内容についての規律はあくまで自主的かつ客観的規制によって守られるべきものと考えます。

((株) 毎日放送)

- 「情報通信法（仮称）」の通則において、情報通信ネットワーク上で情報を流通させるすべての者が本来遵守すべき「最低限の配慮事項」を規定することに反対である。新聞や雑誌の記事をはじめ印刷・出版メディアの情報が電磁的ネットワーク上を流通した途端に同法の規律対象となり、前述した「最低限の配慮事項」の遵守を求められることは、規律の整合性・公平性を欠くとともに、表現・報道活動の萎縮を招くおそれがある。

((株) 南日本放送)

- 情報通信ネットワークを介した違法情報の流通が社会に与える影響に鑑み、情報を流通させるすべてのものが本来遵守すべき最低限の配慮事項を、具体的な刑罰を伴わない形で整備することを検討すべきとしているが、このことが表現・言論の自由や報道活動に悪影響を及ぼさないか懸念される。

((株) 宮崎放送)

- 「情報通信ネットワーク上で情報を流通させる全ての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項」を「倫理規定」として盛り込むことに反対する。言論・表現の世界に、行政の直接、間接的な影響力が及ぶ懸念を排除しておくことは、健全な民主主義社会の発展に極めて重要であると考えらるからだ。

((株) ビーエス朝日)

- 弊社は他事業者と同様に「安全・安心なネットワーク社会の構築」を基本理念に事業展開を行っているため、その理念を法制化することについて賛同する。しかしながら、「表現の自由や情報を自由に入手し、共有し、発信する利用者の権利」を妨げることがないように、その理念の明記については規定内容も含め、慎重な検討を要望する。

((株) ジュピターテレコム)

- 特にインターネット網における反社会的な情報の氾濫を防ぐためには、現行法制では限界がある。言論の自由は確かに

守られるべきではあるが、インターネット上は、もはや自由という名の暴力が横行しているのが実態であり、インターネットへの接触が当然となる世代の健全なメディアリテラシーの醸成を行っていく上では、理念から一歩踏み込んだルールの制定は必要と考える。

((株) ひろしまケーブルテレビ)

- まもなく通信のパケットの大部分がシステム運用化されるコンピュータ、マシンによってなされるようになるので、間接的な人格との関係性についての配慮が必要になる。

(エクスペリエンス総合研究所)

- 中間論点整理は、情報通信ネットワーク上で情報を流通させるすべての者が本来順守すべき最低限の配慮事項を、「関係者の倫理観を呼び覚ますような倫理規定とすることが適当」とし、法律の通則部分に盛り込むべきとしている。たとえこの規定が刑罰を伴わないものであったとしても、法律に明記されれば事実上の規制根拠となり、公権力の介入を招くことになる。倫理は法律に規定すべきものではなく、あくまで自主的に順守すべきものである。「情報流通における配慮事項」を法律に記述することについては反対する。

((社) 日本新聞協会)

- 現行法で規定されていない情報流通における配慮事項を法律で規定することは、将来の法改正で情報の自由な入手、共有、発信する利用者の権利を妨げるような法改正に道を開くことが懸念される。情報流通における配慮事項については包括的に規定すべきではなく、民法・刑法といった一般法で措置すべき。

(マイクロソフト (株))

- 情報を流通させる者が最低限配慮すべき情報倫理に対して予防的措置をとるべきことはもちろん必要であるが、放送・通信に限ってこれを法律上明記する合理的な理由はないのではないか。新聞等、情報通信ネットワーク外でも社会的に影響のあるものに何ら法的規制がないことと、平仄が合っていない。これまで、放送に関しては、電波の有限性をその根拠の1つとして規制がされてきたが、インターネットなどの通信においてはその制約がなかったのであるから、もし放送と通信を1つの法律にするために通信にまで規制がかかるのだとすれば、融合法制の弊害であるといわざるを得ない。いく

ら、具体的な刑罰を伴わない形での法整備であったとしても、国内の事業者だけが総務省の監督を受け、総務省から行政指導を受ける可能性があるものだとすれば、事業者としてのレピュテーションリスクは甚大であり、この点においても国内で同様に事業を行いつつも、国内事業者と国内にサーバやメンテナンス部隊を置かない事業者とにおいて差ができる部分と言え、看過できるものではない。

(ヤフー (株))

- 情報流通に関わる関係者が果たす役割等を各々の実態等に照らして慎重に議論すべきであり、その上でそれらの事項の法制化が真に必要なのかを議論する必要があると考えます。

(理由)

中間論点整理では、「情報の発信者も含め情報流通を担う全ての当事者は、安全・安心なネットワーク社会を構築するための責任を等しく果たすべき」とあるが、関与する当事者は多岐にわたるため、「等しく」なのかどうかを含め、実面の十分な整理が議論の前提として必要と考えます。

(楽天 (株))

- 「情報通信ネットワーク上で情報を流通させる全ての者が本来遵守すべき最低限の配慮事項を、具体的な刑罰を伴わない形で整備することを検討すべき」との「研究会報告書」の方向性を踏襲するように読める。とりわけ「具体的な刑罰を伴わない形で整備する」ことを堅持されたい。あくまでも規律は民間を中心として作られるべきものであり、「理念を法律上明記する」のではなく、民間の取組を後押しする程度に国の関与はとどめるべきである。慎重な検討を望む。法律という静的な規律によって「倫理規定」を設けることには賛成できない。なぜなら「倫理」そのものは社会状況や時代変化に応じて移りゆくものであり、また社会の中の多様性を認めなければ 一部のものの「倫理」を押しつけることにもなりかねない。

参考情報として総務省による「ユビキタスネット社会憲章」の情報倫理規定が掲載されているが、こうした情報の発信こそ国が出来ることの限界であって、そこから法律化すべきものとは思われない。特にこの憲章の規定でもすでに、「差別・犯罪・暴力、児童虐待、青少年の健全育成の阻害等につながる ICT の濫用」の「予防的な措置」を求めているたり、「違法・有害コンテンツの発信」を「慎」み「避けるよう努め」ることを求めているりする。このような内容で法律化されたら、と寒気すら覚える。差別・犯罪・暴力・児童虐待については、そうした問題自体を伝えるために敢えてその種の表現に踏

	<p>み込むことも多々あるところである（とりわけ、具体的描写を通じて表現し主張を伝える文芸・映像の分野などは）。そこまでの表現を制限する規律であってはならない。また「青少年の健全育成」にしても概念が曖昧な上、しばしば過剰に表現を制限しがちな“名目”である。何をもって「健全」とするのか、国と社会との意識の乖離もあり、そうした根本の部分を問わずに単に「規律」として設定してしまうのは問題だ。</p> <p>いわゆる「違法・有害コンテンツの発信」の問題についても同様である。まず「違法」とされる情報自体についてもその違法性が本当にあるものか検討しなければならないのは勿論、現行法の規律が現代社会に応じたものになっているのかという観点がなければならない。もっとも「違法」な情報については既に行政当局が対処できる範囲であると言え、その過程において「違法」との判断が妥当かどうかは司法によっても判断されるだろう（それでも再検討の必要性は無くならないものとする）。</p> <p>問題は「有害コンテンツ」の方である。この語ははっきり言って恣意的である。「有害」とは「違法」のことではない。すなわち言論・表現の自由の保障を受けるものである。となれば、本来 国がどうこう言える筋合いのものではない筈である。また、こうした「有害」というのは大抵「青少年の健全育成」という曖昧な概念と結びつけて考えられるものであり、「健全」という価値観の押しつけの反映として「有害」が定義されがちである。「有害コンテンツ」については拙速な定義をすべきではない。主として民間の取組に委ね（総務省の基本姿勢はそういうものと理解しているが）、フィルタリングの試みやさまざまなプロバイダの「有害コンテンツ」排除の試みを複数並行して観察した上で、社会としてどのあたりに落ち着いていくのかを慎重に見極める必要がある。「有害コンテンツ」から青少年を引き離すか否かの判断は当該青少年の保護者がすべきことである。従ってその判断自体に国が介入するのではなく、判断し何らかの措置をとりたい保護者に対して、情報を提供する あるいは何らかの支援をする（ただし他の保護者の判断を損なうような施策は許されない）などの線とどめるべきである。</p> <p>（個人）</p>
<p>(5) 規律の国際化</p>	<p>○ 国際化への対応・国際競争力の強化を進めるため、「国際的観点から最低限共通に必要なと考えられる規律の整備」を検討する際には、現行の国内法制が国際基準に照らして過度に厳しい規制を課している部分がないかを検証し、そうした部分がある場合には、国際基準との整合を図るための規制緩和を検討すべきと考える。</p> <p>（宇宙通信（株））</p> <p>○ 情報流通の国際化に対応するためには、国際的な規律との整合を確保することが必要となりますが、現状、諸外国の規</p>

律体系においては、著作権法上で「通信」と「放送」を区別しつつも、包括的に取り扱っているものが主流となっているものと認識しています。この点を踏まえ、融合法制においても同様の整理を行い、規律の国際化を図ることで、日本の情報通信サービスやコンテンツに係る国際競争力を確保することが可能となるものと考えます。具体的には、「メディアサービス」と定義づけられたサービスについては、全てのサービスが同様の取扱いを受けられるよう、融合法制への移行に伴いメディアサービスに係る規律を定める必要が生じる著作権法及び関連法令上において、各関係法令相互間での整合性を確保することが必要と考えます。このように規律の国際化を図らなければ、情報通信サービスやプロシューマによるコンテンツ等が海外に流出し、我が国の ICT 産業の空洞化を招くことになるものと懸念されます。

(ソフトバンク B B (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))

- 国際的には、特に情報先進国であり、情報ビジネス大国である米国の情報通信分野における法体系の形態を参考にすべきである。そこでは、放送と通信の一体的法運用は行われていない。レイヤー型法体系も取り入れられていない。サービスを受ける国民生活者及びサービスを行う事業者にとって、最適と思われるそれぞれのサービス形態に応じた法体系が採用されている。また国際規律に対応することは必要であるが、それを一律に適用するべきではない。国際規律の枠内において自由な運用が許容される部分については、放送・通信サービスのこれまでの発展の経緯や商習慣、国民生活者のアクセスの実態など我が国独自の在り方について十分配慮し、より丁寧な検討を行うべきである。

((株) テレビ東京)

- 海外の優れた医療機器をユーザが購入しようとして機器メーカーに問い合わせると、我が国では電波法の規制で使えないといわれた事例があった。医療分野の機器は、患者または病院などの医療機関が申請すれば購入して、使用できることが望まれる。患者の QOL の向上のために、世界の最先端の機器が使えるように法改正をするべきと考えます。

((株) A I 総研)

- 無線における ISM バンドや UHF 帯での利用の仕方は、米、欧との整合性をもったものにして欲しい。通信産業の国際競争力の視点で重要である。

(エクスペリエンス総合研究所)

- ここでいう「規律」が何を指しているのか不明であるが、国際的な法規制のハーモナイゼーションに加えて、今回のような業規制は、国際的な制度間競争のもとにある、という基本認識のもと、国内外の業者を日本に引きつけるような（又は、最低限、日本の規制を忌避して日本域内から逃避しないような）制度設計を行うべきである。特にネット上には、国境の概念はないので、一国の規制が他国の規制に劣後すれば、単に逃避・回避が起こるだけであり、さらに、一国の規制が域内で有効であるだけでは足りず、他国の規制と協調しなければ実効性は確保できない、という基本認識が必要である。
（（社）コンピュータエンターテインメント協会）
- インターネットの普及で国内利用者が海外のサービスを利用するが増えたことを鑑み、規律の国際化について検討することは極めて重要。海外にしか設備を置かず、日本の利用者向けにサービスを提供している事業の位置づけについて、通信の秘密や消費者保護等の観点から整理を要する。見直しの進められている検索エンジンの著作権法上の扱いのように、国内にサーバーを置く事業者が海外にサーバーを置く事業者よりも厳しい規制を課すと、国内にサーバーを置く事業者の国際競争力に悪影響を及ぼす他、海外事業者による国内へのサーバー設置に支障を来す場合があり、諸外国との調和が重要と思料。
（マイクロソフト（株））
- 基本的に、「違法・有害コンテンツ」の考え方が国ごとに異なっている以上、「海外との違法・有害コンテンツの流入・流出」を防ぐという観点では「規律の国際化（整合化）」はすべきではないと考える。なぜなら、この状態のままで国際化（整合化）してしまえば、言論・表現に対して厳しい制約を課している国に合わせて規律が決められてしまう可能性が高いからである。現に、日本と比較して言論・表現に厳しい制約を課している国は数多い。この現状で、国際的な規律を模索することは日本国内の言論・表現を制約するものと宣言するのに等しい。逆に、海外での制限が緩く、国内の方が厳しいという分野もあろう。この場合、「違法・有害コンテンツの流入・流出」を防ぐというのはどう実行するのか。国際的な情報流通を旨とするインターネットの場合には、これを防ごうとすれば海外からの情報をシャットアウトしなければならないが、そんな考えがナンセンスなのは言うまでもないだろう。この点でも、（国内法の制限を緩めるというのならともかく）国際化は難しいのではないか。むしろ、日本国内の規律（その基準）を海外へ発信し主張していく必要があるのではないか。現状の規律の再検討を進めた上で一定の線を引き、それを他国へ推奨していくというのが妥当な線だろう。こちらが単純に他国へ合わせる必要は無い（ケースバイケース）。

	(個人)
--	------

2. 伝送設備規律に関する主な論点

- 伝送設備規律については、「中間論点整理」においては、電波の有効利用という観点からの見直しが述べられておりますが、固定電気通信設備に係る規律についても、IP化・ブロードバンド化の進展や無線を含めたアクセス手段の高速化・多様化の進展等の技術革新に伴う通信・放送の融合・連携、固定・移動の融合等の市場構造の大きな変化を踏まえて、規制緩和を図る必要があると考えます。

(日本電信電話(株))

- 電波法における外資規制により、日本の上場企業の多くが自ら無線局を持つことができない。これは、無線を活用した様々な事業活動を行うことの妨げとなっており、電波法における包括的な外資規制は撤廃すべきと考えます。

((株)AI総研)

- 本「中間論点整理」においては、最下位レイヤーの「伝送設備規律」が専ら無線通信目的の設備のみを対象としている。しかしながら無線・有線通信の差は、電磁波が空中を拡散するか、あるいは光ファイバー等の回線内を伝播するかの違いから生じており、この点からすると両者の間に本質的な差は無い。したがってレイヤー型区分の観点から考えると、「電波(が伝わる)スペース」と、「(有線)回線とそのため施設・スペース(とう道とその設置スペース、架空回線用スペース)」が同一レイヤーに存在し、無線あるいは有線通信の基盤になっているとすることができる(※1)。つまり、これらの「通信用スペース」は、無線・有線双方に共通する基盤的存在であり、伝送設備はこれを使用するための手段になっているのである。

したがって、レイヤー型法体系を形成するに当たっては、最下位レイヤーとして上記「通信用スペース」を導入し、有線通信における「通行権」や無線通信における「電波利用権」を明示的に取り扱った上で利用規定を与えることが望まれる。このことは、住居や交通のための「土地利用権」を明確に規定することが、その効率的利用のための条件であったことに類似している。別言すれば、同レイヤーを「無線通信目的の伝送設備規制」の観点だけから捉えることは、組織的な法体系の形成のためには不十分であるということになる(※2)。

上記通信用スペースのうち電波(スペース)については、本論点冒頭にも述べられたとおり利用技術とそのため設備開発が進んでおり、電波自体が急速に稀少化しつつある。電波割当のための比較審査方式は、利用できる電波資源に余裕があった時代のものであり、稀少化した電波の効率的利用という目的に適合しない。市場メカニズムを活用する方式がより有効である。たとえば技術開発誘因を考えてみても、比較審査方式の下では、事業者が与えられた審査基準から高得点を得る事に注力する結果、ICTの発展という目的から見ると回り道をとる可能性がある。これに対しオークション等の市場メカ

ニズムの下では、事業者がユーザを満足させて高利益を得ることに注力するので、そのこと自体が直接に ICT の発展をもたらす。上記の他にも、市場メカニズムの長所は多い。

これらの理由から、各国とりわけ先進国では、1990 年代から電波割当・利用にオークション、トレード、リースなどの市場メカニズムの採用が進んでおり、主要先進国中で市場メカニズムを排除しているのは、今や日本のみという状態になっている。加えて先進国以外の国（たとえばインド、ブラジル）でもオークションが試みられるようになっている。また市場メカニズムの採用から比較審査方式に逆戻りしたケースは皆無と言ってよい。

本論点が、比較審査の枠内で免許申請・変更や事業展開の加速化を述べるに留まっているのは、上記の理由から不十分であると言わなければならない。少なくとも、「近い将来における市場メカニズムの導入による電波の効率的利用に向けた検討が必要」程度のことは論点に加えるべきである。

※1 現電気通信事業法第3章のいわゆる「公益事業特権」関係の規定や、「通行権（right of way）」の概念は後者を対象としている。

※2 詳細については、鬼木甫「『通信・インフラ』供給における独占と公平・公正競争」、『大阪学院大学経済論集』19 巻 1 号、2005 年 6 月、pp. 1-44。

<<http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/jpn/publication/200506.html>>を参照。

(個人)

(1) 電波利用の目的・区分

○ 「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討する」ことに賛同する。そのための具体策として、無線局の免許申請においては、放送・通信といった利用区分の別を廃し、利用目的を大括りにした無線局免許制度への移行を要望する。

(宇宙通信 (株))

○ 通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討することに賛成します。行政手続きの負担軽減及びスピーディーな事業展開のために、一つの無線局免許で通信・放送の区分なくサービス提供ができるような制度の構築を強く望みます。

(ジェイサット (株))

○ 【中間論点整理 2 (1) ①についての考え方】

① 無線局の免許申請において、通信・放送両方のサービスを行うための申請ができるような制度は可能か（例：利用目的を大括りにした無線局免許制度；通信と放送両方の目的を持つ無線局の申請を一括して行える制度など）

・ 通信・放送両方のサービスを行うための申請を可能とする制度は、以下の点等に検討を加えることで実現可能であ

ると考えます。現在の周波数割当てのプロセスでは、電波法において無線局の申請にあたり、その目的を明らかにすることが必要となっています。具体的には、周波数の国内分配の決定にあたり電波法第 26 条に基づき免許の申請等に資するため公表される周波数割当て計画において「電気通信業務用、公共業務用及び放送事業用等、無線局の目的別の周波数割当て」等の審査基準が用いられており、周波数割当て計画においては、無線局の目的は「電気通信業務用」「放送用」等に分かれています。このため、通信・放送両方のサービスの用途に使用可能とするためには、当該目的を「電気通信業務用」及び「放送用」等として併記可能とする必要があるものと考えます。

また、無線局免許申請にあたっては、無線局免許手続規則第 4 条に基づき、現在は通信と放送で申請書に添付する「無線局事項書」及び「工事設計書」の様式が異なるため、この様式を統一する必要があるものと考えます。

【中間論点整理 2 (1) ②についての考え方】

② 免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度は可能か（例：放送用の免許を、後からオンデマンド等の通信サービスにも使えるような目的変更を可能とする制度；一時的に利用しない周波数が出た場合にそれを他の用途に活用できるような制度など）

現状、ブロードバンドの普及に伴い放送と通信の技術的な垣根がなくなっているため、既に割り当てられている周波数についても簡易な手続きで柔軟に用途の変更を行うことを可能とする制度が必要であると考えます。この柔軟に用途の変更を可能とする制度は、前項で述べたように通信・放送両方のサービスを行うための申請を可能とする制度を整えることにより、実現することが可能であると考えます。

例えば、携帯電話用に割り当てられている周波数に対して、放送サービスを行うことが出来る手続きを可能とする制度があれば、国民が多様なサービスを楽しむことができようになり、また周波数のエリア的・時間的な有効活用につながるものと考えます。

（ソフトバンク B B（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株））

○ 現在の電波法では、無線局は放送用と放送用以外に区分されており、一つの無線局を放送・通信の両用途には使えない。本項ではこの点にも言及すべきではないか。

（（株）静岡朝日テレビ）

○ 現在の電波法では、無線局は放送用と放送用以外に区分されていて、一つの無線局を放送・通信の両用途には使えない。本項では、この点にも言及すべきではないかと考える。放送・通信がそれぞれ担っている社会的機能を十分に踏まえ、柔軟な電波利用が国民生活にどのような影響を与えるのかを慎重に検討すべきである。

((株) 静岡第一テレビ)

○ 「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討する事が適当」とあるが、放送用・放送事業用に割り当てられた周波数に関しては、放送局が果たすべき役割（災害放送等）とそれによる視聴者利益に鑑み、これらが担保される事を条件に慎重に検討すべき。

((株) 仙台放送)

○ 「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討することが適当」とされていますが、放送・通信の担っている役割、機能には違いがあり、柔軟な電波利用が国民生活にどのような影響を与えるのかを念頭において検討すべきと考えます。

「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討することが適当である」として「①無線局の免許申請において、通信・放送両方のサービスを行なうための申請ができるような制度は可能か」「②免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度は可能か」と、2つの例が示されていますが、通信は世界的にシームレスにつながる事が究極の目標であり、その通信内容については通信の秘密により保護されるべきものとされています。一方で放送は、誰もが自由に視聴できることから社会的影響力が強く、また、その国固有の政治、経済、社会、文化、風俗等密接に関係するため、通信とは明確に区別され、規律されるものとなっています。したがって、放送に対する規律、規制は各国独自のものが適用されています。通信・放送の利用区分等にとらわれない自由な免許制度というものは世界を見渡しても皆無であり、それを現在の日本で実現する積極的な理由はないものと考えます。

((株) テレビ朝日)

○ 放送用周波数を、放送以外でも利用するとなれば、災害時、非常時等の情報伝達時において、国民・視聴者から期待される確実な受信方法を含めた無線局制度を慎重に検討すべきである。

((株) テレビ信州)

- 放送・通信の持つ社会的機能を考慮すべきである。事業者側の観点だけではなく、事業者による柔軟な電波の運用が国民生活にどのような影響を与えるのか、について国民生活者の視点から見た検討を行うべきである。また電波利用の目的について、生活の安全性や公共の福祉の増大への寄与の観点からも検討を加えるべきである。事業者側の恣意的な電波利用の形態の変化を簡単に許容するような制度設計は、特に高齢者などが地域生活やその安全に必要な情報を取得する際に障害となる可能性を排除できないと考える。

((株) テレビ東京)

- 放送・通信それぞれが持つ社会的機能に対する認識が、やや甘いように見受けられる。放送局、特にローカル局は地域社会との共生の下に成り立っており、そのためにジャーナリズム精神を持つ記者を育成し、健全で安全な地域社会の発展に貢献しようと努力している。とりわけ北海道では高齢化が進んでいる上に、過疎化が進むにもかかわらず新天地へ移住できない低所得層・高齢層を抱える地域も多く、「柔軟な電波利用」は、これらの層・地域に対する放送局としての公共機能をもぎ取ることになりかねない。割り当てられた周波数は、放送事業者の自立的運用に任せるべきである。

((株) テレビ北海道)

- 共用免許制度の導入により、放送と通信の融合サービスを促進するというのも一つの選択肢である。但し、手段が目的化・制度化して、かえって放送のコンテンツ制作力を衰退化させることがないように 放送事業者の自主的な判断で行うことが必要と考える。

(東海テレビ放送 (株))

- 柔軟な電波利用の検討に当たっては、基幹放送が持つ周波数の活用に関して、公共性を担保するためにも放送事業者が責任を持って自主的、自律的に運用することを議論の大前提とするべきである。さらに技術的な裏づけや、視聴者の所有する受信機への影響などを考慮し、そうした電波の利用法が視聴者の利益を損ねることがないのか、慎重に検討するべきである。

((株) 東京放送)

- 通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用は、「融合的サービス」を提供するためにも必要であるとの論点であるが、柔軟な電波利用が国民生活に与える影響を慎重に検討すべきである。
(長崎放送(株))
- 柔軟な電波利用が行われることにより、視聴者に対して結果的に信頼性の低下や無用の混乱を起こすことがないように慎重な検討が必要である。
(西日本放送(株))
- 「4. コンテンツ規律に関する主な論点」において、メディアサービスは、「従来の放送の概念(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信)に範囲をとどめる方向で検討することが適当」とされています。この場合、メディアサービス事業者による電気通信の送信手段がどのように確保されるのか、とりわけ有限希少な資源である電波による送信手段がどのように確保されるのかは、産業全体のあり方にかかわる重要な問題であり、新たな法体系への移行に伴う大きな論点になるものと考えます。この点については、現在の放送事業の継続性を図る観点からも、検討すべき論点に加えられるよう要望します。
(日本放送協会)
- 「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討することが適当」とされたが、放送・通信がそれぞれ担っている社会的機能を十分踏まえたうえで、柔軟な電波利用が国民生活にどのような影響を与えるのかを慎重に検討すべきである。
仮に、放送用・放送事業用として割り当てられた周波数に関しても、柔軟な電波利用を可能にする制度を検討するのであれば、①「放送」が国民・視聴者から期待される機能・役割・責任を損なわない、②割り当てられた周波数は放送事業者の自律的運用に任せる----などを議論の大前提とすべきである。
(社)日本民間放送連盟
- 地域における情報の発信者としての地方放送局の存在が今後益々重要になると確信しており、地上放送の県域免

許制度の仕組みはこれからも堅持されるべきものであることを主張する。

((株) 広島ホームテレビ)

- 「免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度」については、柔軟な電波利用によるサービスが国民生活をより豊かにするという確認が大前提であり、慎重な判断が求められると考えます。また、用途変更による混信の発生など、国民、視聴者に与える混乱を最小限に抑えることはもちろんのこと、免許をすでに取得し、実際に運用している事業者が主体的・自律的に運用・関与する権限を有しており、それが希少資源である電波を預かる者としての責任でもあると考えます。また、今後の検討の際、新規事業者への周波数貸し出しを強制化するなど、既存事業者の意向を無視した議論につながることを望みません。

((株) フジテレビジョン)

- 放送・通信がそれぞれ担っている社会的機能を十分に踏まえた上で、柔軟な電波利用が国民の生活にどう影響するかを慎重に検討すべきである。

(北陸放送 (株))

- 「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討することが適当」とされていますが、放送・通信が担っている各々の社会的機能を十分踏まえ、柔軟な電波利用が国民生活にどのような影響を与えるかを慎重に検討すべきであると考えますし、地上放送があまりなく国民・視聴者に届くよう制度・設備両面で整備されてきた経緯を疎かにすることはできないと考えます。仮に、放送用・放送事業用の周波数にも柔軟な電波利用を可能にする制度を検討するのであれば、「放送」が国民・視聴者から期待される機能・役割・責任をまっとうし続けられるものであること、割り当てられた周波数は放送事業者の自律的運用に任せることなどを大前提とした上で議論すべきであると考えます。

((株) 毎日放送)

- 国民共有の財産である電波周波数の有効利用は図るべきですが、有効利用の尺度が、単にトラフィックの量や送受信端末の台数のみで論議されないことを希望します。伝送されている情報を受け取る人数の多さや、その内容が国民や視聴者

	<p>に及ぼす影響の大きさ、特に災害報道などのニュースの信頼性も重要な尺度としてご検討頂きたいと思います。</p> <p>((株) ビーエス・アイ)</p> <p>○ 伝送設備に関しては、「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討する」ことを支持する。</p> <p>((株) ビーエス朝日)</p> <p>○ 通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とすることが、放送が担う社会的役割にどのような影響を与えるか十分に議論した上で、伝送設備規律を検討すべきと考えます。</p> <p>((株) WOWOW)</p> <p>○ 「通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討すること」に賛成します。</p> <p>((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 当社でも通信・放送の利用区分等にとらわれないサービス等の提供について、今後も積極的な検討を進めていくため、柔軟な電波利用を可能とする制度・利用手続きの確立について賛同する。なお、用途変更の柔軟性とは表裏一体の問題として、既存の電波免許人が確保した帯域を既得権化することを排除し、新規参入が容易な制度を要望する。</p> <p>((株) ジュピターテレコム)</p> <p>○ 電波法において、無線局の業務区分、無線局の目的区分が細かく定められているが、通信と放送を融合したサービスのみならず、多種多様なサービスを行うことができるように、全般的に業務区分・目的区分を単純化し、再構成を図るべきと考えます。</p> <p>((株) AI 総研)</p> <p>○ 電波の利用に仕方を次の視点から、全帯域に渡って再整理する。 電波を強度で4段階に分けて、利用区分を考える</p>
--	---

	<p>電波を逐次デジタル利用に変更し、利用効率をあげる</p> <p>ISMバンドの利用</p> <p>微弱無線の利用</p> <p>特定小電力の利用</p> <p>無線帯域補完として光通信を積極利用</p> <p>特に微弱電波の領域では、</p> <p>A 海上移動用の帯域の微弱利用電界上限を緩和する。</p> <p>たとえば、今日 RFID を用いた盗難防止アプリケーションが 8.2MHz の微弱無線を用いて行われている。この場合上限の 500uV/m で運用しているが、海上用なら陸上施設におけるこのような使い方については緩和してもいいのではないか。</p> <p>B いろいろな帯域で、2.4GHz 帯でなされている、電波強度ないしは通信距離によって、利用の仕方を規定する方式を拡大してもいいのではないか。</p>
--	---

電波強度を変えて、多様な使い方が可能である。(2.4GHz ISM帯)

Level 6 250W	高周波機器(電子レンジ。乾燥機)	
Level 5	アマチュア無線	
Level 4	コードレス電話	1Km 米国では1Km以上でないと売れない、使えない。
Level 3	WLAN	100m IEEE WLAN (Wireles Local Network)
Level 2 1mw	Bluetooth ZigBee	10m IEEE WPAN (Wireles Personal Area Network)
Level 1	RFID	10cm

(エクスペリエンス総合研究所)

- 「通信・放送の利用区分にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討する」こと、「無線局の免許申請において通信・放送両方のサービスを行うための申請ができるような制度」とすること、「免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする」ことを全面的に支持いたします。周波数割当てにおいて、行政が利用条件を詳細に決定する現行方式が維持される限り、国際的にも時代を先取りする新たなビジネスモデルの発生や周波数の真の有効利用は実現困難と考えます。また、伝送設備規律について「放送」「通信」の区分けが厳守された場合、新たなビジネスモデルの参入を阻害する結果となることを懸念します。たとえば、周波数割当ての方針検討段階において、当該周波数割当て目的が「放送」である以上、あまねく受信や災害放送にかかる義務、またはハードソフト一致等を求めるべきであるというような形で「放送」の性格論が演繹的に展開され、コンテンツ規律では「特別メディアサービス」以外については緩和された諸規制まで

もが周波数割当ての検討という入口の議論の段階で事実上維持され、新規サービスを促進する柔軟性が阻害されることを懸念します。ついては、周波数割当て・免許付与及び付与後の電波利用については、法律上も運用上も、通信・放送の利用区分にとられない形での柔軟な電波利用が可能となるよう、運用指針が法律上明文化されることを望みます。さらに、免許付与後の電波利用については、免許の付与を受けた者から他の利用者に対する柔軟なオープンアクセスが図られることも、MVNO のような新たな事業分野の振興を促進します。このような柔軟性が担保される形での法文化が図られることを望みます。

(クアルコムジャパン (株))

- 大量の情報を検索し提供するサービスや、無線技術等を用い消費者のニーズにきめ細かく応えようとするサービスなどの分野で、各国間の競争が激化しつつある。このため、産業の国際競争力強化という視点から、電波の有効利用や I T インフラ間の競争の促進が重要であり、具体的には、以下のような制度見直しが必要である。

<イノベーション促進に係る制度設計の具体例 (詳細については別紙参照) >

- － 電波の二次利用の促進
- － 電波の用途規制の大括り化
- － 新技術導入面での手続の簡素化

(別紙)

イノベーション促進に係る制度設計及び関連する技術的事項の例

1. 電波の二次利用の促進

割り当てられた周波数のうち、時間帯やエリアの別、若しくは技術進歩などによって余裕の生まれつつある帯域を、他の事業者との共用や無償貸与に供することができるような制度を導入することなどにより、新たなビジネスの創出を促進する。

2. 電波の用途規制の大括り化

用途規制を大括り化することによって、割り当てられた周波数帯域の用途制限を事実上緩和することを通じ、電波を活用した関連ビジネスの幅を広げ、新たなビジネスの創出を促進する。

3. 新技術導入面での手続の簡素化

一定の帯域・用途の範囲内、かつ一定の混信温度等の条件の遵守を前提に、許可ではなく登録によって試行的に電波の利用ができる規制モラトリアム期間を設定することなどによって、行政手続体力の弱いベンチャー企業等に対しても電波の活用を積極的に促進する。

(1. 及び2. の対象となる技術・サービスの例)

- ・ コグニティブ無線が、宅内通信やエリア限定型通信サービスへ積極的に応用できるよう、時間帯やエリアの別などによって未利用となる周波数帯域の二次利用や用途規制緩和を促進
- ・ 屋内に限り時限的に周波数帯域の利用が認められているUWB (Ultra Wide Band) が、更に広い帯域で宅内通信やエリア限定型通信サービスへ積極的に応用できるよう、二次利用や用途規制緩和を促進
- ・ 災害報道、地域イベントなど短期的なコミュニティ放送需要に応えるため、時間帯やエリアの別などによって未利用となる周波数帯域の同用途に対する帯域の貸与を促進
- ・ 現在、地上波放送との同時提供が前提となっているエリア限定型ワンセグ放送の活用を促進するため、同放送の単独提供を促進
- ・ 屋内利用が前提となっている高速電力線通信 (高速PLC) が、防災や農業における生産管理などを狙いとし屋外でも積極的に活用できるよう、規制緩和を促進 など

(3. の対象となる技術・サービスの例)

- ・ 屋内に限り時限的に周波数帯域の利用が認められているUWB (Ultra Wide Band) が、少なくとも試行的に国際的な利用動向と整合性が取れるような形で使えるよう利用条件を緩和
- ・ ワイヤレスICカードシステムの利用拡大を睨んだ、特定周波数帯域のデータ伝送へ利用するための手続の簡素化
- ・ 現在、屋外基地局並みの個別免許を必要とするフェムトセルを、同一総合通信局内の管轄区域内について一括申請を認めるなど、より簡便に実用化できるような手続の簡素化
- ・ 海外との接続検証など研究開発目的の無線LAN利用の技術基準適合証明手続の簡素化
- ・ ITS無線通信システムの研究開発促進のため、特定小電力と同等の扱いで実験移動局も開設可能とするための手続の簡素化
- ・ 携帯端末受信を想定したホーム・ギャップフィルターの早期制度化

- ・ 複数無線方式を用いた複合端末の認証番号取得や表示方法の統合化・簡素化
 - ・ モバイルWiMAXの認証手続きの簡素化 など
- (経済産業省)

○ 電波利用の目的・区分、電波利用手続きについては、技術革新の促進、サービス利用目的の柔軟な設定や、多様な業種からの事業者の参入を促すような法体系の整備が望まれる。

このような視点で今後検討が必要と思われる課題は、下記の通り。

(1) 電波利用目的の包括的適用【別紙－1項参照】

無線局免許の申請時における、利用目的の大括りと、免許後の利用目的変更を可能とする制度が望まれる。例えば、主たる電波利用目的で運用する中で、一時的に周波数の未利用帯域が有る場合にそれを活用する制度が考えられる。

(2) 電波二次利用制度【別紙－2項参照】

多様な事業者の参入を促すような市場メカニズムに基づく二次利用制度が望まれる。具体的なモデルとしては、管理権を保持した状態での電波使用权を付与するリース制度の導入が考えられる。(免許条件の遵守責任が管理権者にある場合、あるいは使用权者にある場合が考えられる。)また、二次利用制度のひとつとして短期的な無線局需要に対応する短期リースを可能とすれば、災害地域への適用や、地域の重要イベントへの適用などが容易になると考えられる。

(3) 無線局免許のモラトリアム制度(試行期間制度)【別紙－3項参照】

現在、無線技術および無線サービスの検証を目的とする実験無線局免許の制度があり、事業の先行開発において活用されている。これをさらに発展させ、サービス事業用の試行的な(試行期間条件付の)無線局免許を柔軟に付与し、相当の検証を経てから簡便な手続きによって正式な免許に移行するようなモラトリアム制度の導入が望まれる。相当の検証とは、サービスに最適と考えられる技術基準の検証、既存サービスとの整合性の検証、後発的に導入される各種規制(コンテンツ関連の規制なども含む)との整合性の検証などであり、総合的に事業性や社会適合性を判断するための事後検証を行なうものである。

(4) 特定小電力無線局制度の拡充、規制緩和【別紙－4項参照】

電波干渉・混信を合理的に回避可能とみなせる小電力無線局について、電波利用手続きを簡略化するような制度の適用範囲を拡大することが望まれる。また、小電力無線局によるサービスは影響範囲が狭まるため、マスメディア・サー

ビス固有の各種規制を緩和することが望ましい。

(5) 段階的な電波利用制度の適用【別紙－3項参照】

上記の各検討事項を適用する場合、周波数帯、電波利用地域、電波出力などの諸条件を具体的に検証し、技術的にも免許条件の遵守が可能な制度から段階的に適用していくことが現実的である。後発的な要因によって、免許条件の遵守が困難になったり、新たなサービスとの不整合が起きたりする可能性があるが、モラトリアム制度などの運用面による修正や、ソフトウェア無線・コグニティブ無線などの技術面による修正などを組み合わせて、弾力的な電波利用制度の導入を進めることが望まれる。

(別紙) 技術・産業分野から見た検討課題の具体例

1 電波利用目的の包括的適用

主たる電波利用目的で運用する中で、一時的に周波数の未利用帯域が有る場合にそれを活用する制度が望まれる技術。もしくは、電波利用目的の緩和・拡大が望まれる技術。

(1) UWB (Ultra Wide Band)

2008年から量産・普及開始。

現在は、実質屋内での利用に限定されているが、屋外での利用が望まれる。

国際的な利用動向から見ても、用途の拡大が望まれる。

4. 2-4.8GHz帯の利用は時限措置であり、将来の干渉回避技術の難易度も高い。

6. 0-7.25GHz帯の一時的な未利用帯域を活用が望まれる。(放送FPUなどとの共存システム)

(2) 放送用周波数帯のコグニティブ無線による二次利用

端末が自律的にまたは無線ネットワークからの制御により、最適な無線アクセスパラメータを動的に設定し、放送用周波数帯の未利用周波数を利用することが望まれる。

(3) 放送用周波数帯のワンセグ・コミュニティ放送利用

現在は地デジとワンセグ放送を同時に提供することが免許条件となっているが、ワンセグ放送の単独提供(コミュニティ放送)を行なう目的で、サービスのカバーエリアを限定した場合に見い出すことが出来る放送用周波数帯の未利用周波数(個々の限定エリアによって異なる周波数)を活用することが望まれる。

(4) 高速電力線通信(高速PLC)

高速 PLC は商用電源線に微弱な高周波信号を重畳する優先通信であり、家庭内ネットワーク利用で期待される方式である。

現在は 2MHz～30MHz 帯を使用しているが、さらなる高度利用に向けて、利用帯域の拡大が望まれる。また、屋外の利用は不可となっており、同一敷地内での利用など、利用範囲の拡大が望まれる。

2 電波二次利用制度

周波数帯域の貸与（リースなど）によって、複数の事業者が電波を共用することが望まれる技術。

(1) コグニティブ無線機器による電波共用

端末が自律的にまたは無線ネットワークからの制御により、最適な無線アクセスパラメータを動的に設定し、複数の事業者間でも周波数を融通しあうような電波共用が望まれる。

(2) 放送用周波数帯のワンセグ・コミュニティ放送利用

災害報道、地域イベントなどの短期需要を満たすための免許取得を簡素化する方法として、事前申請した免許条件（利用エリア、電波出力、周波数帯など）を遵守する前提で、置局を希望する複数の事業者が電波使用权の貸与を受けて一時的に電波利用を行なう電波共用が望まれる。

3 無線局免許のモラトリアム制度（試行期間制度）、段階的な電波利用制度の適用

新しいサービスを導入するに当たり、長期に及ぶ法改正検討を行なう前に、現状に即して柔軟に免許を付与することが望まれる技術。

研究開発、事業検証の促進や、海外向け機器開発のための電波利用など、免許手続き簡素化が望まれる技術。

時限措置の延長等が望まれる技術。

(1) UWB (Ultra Wide Band)

4.2-4.8GHz 帯は時限措置として利用可能となっている。

現在は同帯域で干渉するサービスはない。時限措置の延長が期待される。

なお、時限措置の延長については、平成 20 年 5 月 21 日に総務省から発表された「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会への諮問及び意見募集」において、'08 末までの時限措置を、'10 末までの時限措置とするという諮問が出されており、これに賛同する。

(2) ワイヤレス IC カードシステム

13.56MHz 帯を利用したワイヤレス IC カードシステムは、2001 年交通機関に導入され、電子マネーサービスなどで普及中。

当時は 13.56MHz をデータ伝送に利用する規定がなく、電波法令の改定が必要であり、普及に相当の時間を要した。その後 13.56MHz をデータ伝送に利用する規定は制定されたが、電波法令の更なる改定の必要性が求められ、普及拍車に対して更に時間を要した。

モラトリアム制度の適用がなされれば、より早期の技術導入、サービス導入が可能になったと考えられる。

(3) フェムトセル

宅内、施設内に携帯電話用基地局を設置するフェムトセルは、電波法上は屋外基地局と同等の個別免許扱いとなっており、無線局免許の運用者手続きが困難である。利用者設備として免許の付与を簡便化する方策の設定が望ましい。なお、平成 20 年 7 月 9 日付けの総務省「電波法の一部改正に伴う関係省令等の一部改正案に係る意見募集」にてフェムトセル基地局の導入等に伴う制度整備について言及されており、この改正案に賛同するものである。

(4) 無線 LAN 機器

海外の無線 LAN 機器に接続する機器を開発する際に、接続検証を行なうが、日本国内で実施する場合は、電波法に規定される技術基準適合証明を受ける必要がある。研究開発目的の無線 LAN 利用特例などにより、接続検証の簡便化を図ることが望まれる。

4 特定小電力無線局制度の拡充、規制緩和

特定小電力無線局で認められている簡素な免許手続きの適用対象拡大が望まれる技術。

(1) ITS 無線通信システム

世界一安全な道路交通社会を実現する上で必須となる ITS 関連の無線通信技術開発は官民連携して進められているが、実験で無線局（実験基地局と実験移動局）を試験的に設置する場合、出力が小さいにもかかわらず、免許が必要となっている。ITS 関連の実験では、実験基地局または実験移動局等の機器を複数の事業者が同時に運用することがあり、また実験評価を進めていく過程で新たな実験基地局や実験移動局を追加していくことが多く、無線局を設置するたびに免許が必要となり実験を実施する上で支障となっている。

ITS 関連の無線技術開発を行うために無線局を設置する場合は、特定実験局に関する規制（免許制）を緩和し、特に

送信出力が 10mW 以下の無線局については、特定小電力無線と同等の扱いで実験基地局も実験移動局も開設可能とすることが望まれる。

(2) 放送用周波数帯のワンセグ・コミュニティ放送利用

10mW 程度の小電力無線局により、直径 1km 程度の狭域エリアを対象とするプライベート・ワンセグ放送の提供が望まれる。

その際、サービス・エリアが限定されることから、メディアの影響範囲も限定されると考えられるため、基幹放送の放送事業者に求められる各種規制が緩和されることが望まれる。(あまねく受信, 番組審査, 災害報道, マスメディア集中排除原則など)

(3) 放送のデジタル化推進における家庭内の受信環境整備 (ホーム・ギャップフィルターの導入)

地下街や山間辺地等の公共の場所における地上デジタル放送用のギャップフィルターについては、その設備が技術基準適合証明の対象となった。今後一層の受信環境整備が進むことが期待され、我が国の放送のデジタル化推進に向けた大きな進歩と言える。

一方、より完全なデジタル化を目指すには、家庭内における受信環境の整備も重要な視点である。

家庭内での利用が進むワンセグへの対応 (特に災害報道番組などのワンセグ受信) や、場所に依存しない小型テレビ等の視聴需要を満足するために、家庭内における再送信 (ホーム・ギャップフィルター) の導入が望まれる。

現状、我が国ではホーム・ギャップフィルターは制度として実現されていないが、欧州ではすでに家庭内での携帯端末 (DVB-H) 受信を想定した小規模ギャップフィルターの技術基準 (ETSI) 案の策定が進められているところである。

ホーム・ギャップフィルターの実現に向け、具体的な検討が早期に進められることを期待する。

((社) 電子情報技術産業協会)

- 「2. 伝送設備規律に関する主な論点」に述べられている通り、通信・放送の利用区分等にとらわれない形での柔軟な電波利用を可能とすること、電波を利用した新たなサービスの円滑な市場投入や、情報通信サービス全般についての迅速で着実な事業展開を可能とするための電波利用手続の在り方は、非常に重要と考えます。つきましては、本中間論点整理で述べられている検討事項に加えて、米国で議論されているようなホワイトスペースの利用、ダイナミックオークションなどの電波の空き周波数帯の二次利用促進につきましても議論をしていただきたい。

(日本ユニシス (株))

○ 電波法の規律については、限られた周波数を有効に活用し、無線通信技術のイノベーションを促進するため、下記事項の導入について検討すべきと考えます。

- ・周波数の市場取引制度の導入
- ・オークション制度の導入
- ・ソフトウェア無線が利用可能な制度整備
- ・UHF帯域のホワイトスペースが活用できる制度の導入

現行の周波数割り当て制度は、無為に眠る周波数の存在を許し眞に必要・有効な電波利用を妨げているとの認識が必要と考えます。「使われていない専用レーン」を許し、狭小なレーンにクルマがひきめし合うと言う現実があります。欧米等において「普通」となっている周波数入札制度の弊害を強調し過ぎることは周波数最適利用のメリットに目をつぶることになります。周波数を経済財として自由な取引の対象にすることのデメリットを強調し過ぎることは現在の不効率を隠蔽することになるのではないのでしょうか。周波数割当計画や無線局開設の根本基準など、周波数配分の重要な規律は、省令ではなく、国民を代表する国会の審議の対象となる法律として整理すべきだと考えます。従来の周波数配分政策は電波の技術的特性を余りに強調し過ぎて来たため、議論への万人の参加の機会が極めて制限されています。警察や消防、国防などの、国民の生命を守るために不可欠の無線システムを利用する者が必要とする周波数はしっかり確保しなければなりません。例えば、それを必要としない時間帯に民間に周波数を貸し出すことができるようなルール整備が求められます。利用に優先度を付すことにより占有性を確保しつつ貴重資源の最大活用が可能となります。電波法においては、全ての無線局に包括的に外資規制を課しており、例えば外国人の役員数や株式（議決権）が1/3を超える法人については免許を取り消す制度になっています。経営スタイルや議決権所有者の具体的機能とは無関係に、単に外国人というのみで機械的に取り消すこの制度は、議論も分析も排除する仕組みとなっています。グローバル化の進展により、国内証券取引市場においては約3割が外国人によって取引されている今日、この外資規制にどの程度の意味があるのかが疑問です。放送局やNTTなど、国益・国家主権の観点からやむなく外資規制をする必要がある場合でも、電波法ではなく、外為法や放送法、NTT法など他の法で規制すれば十分だと判断します。外国人比率が多いという理由のみで無線局所有の自由を制約するのは、わが国の閉鎖性を象徴するものとして格好の標的となるデメリットもあります。電波法において通信事業者に外資制限が課せられていない点とのかなり致命的な不整合も見られます。

((株) ネットリサーチ)

○ 超広帯域無線やソフトウェア無線、コグニティブ無線といった無線技術の進歩を踏まえ、電波の発射そのものを事前規制するのではなく、混信や干渉を予防し、電波障害が発生した場合に迅速な調停を可能とする仕組みに転換することも検

	<p>討すべき。デジタル化の進展で同一周波数を多目的利用できるようになったことを踏まえ、通信と放送両方の目的を持つ無線局の申請を一括して行える制度、柔軟な用途の変更、周波数オークションや周波数利用権、重畳利用権の売買といった、市場を活用した電波有効利用のための取引を円滑に行えるよう見直すことを検討すべき。ブロードバンドの普及によって、xDSL や PLC のようにシールドの十分でない電線を利用した大容量・高周波通信が普及し、通信目的の電波発射に限らず、かかる通信と干渉する可能性のある不要輻射等が増えていることを踏まえ、通信目的以外の電磁波の発射についても、電波法による規制を拡充することを検討すべき。</p> <p>(マイクロソフト (株))</p> <p>○ 新しい法体系は、その偶々まで、イノベーションを阻害する過剰な規制を排除するように設計すべきである。本意見書では情報アクセシビリティについて特に提案してきたが、他にもたとえば電波利用について同じ思想が求められる。特定の周波数を、特定の用途のために、特定の技術を用いることを条件に免許する、という今までの規制方法は、イノベーションを著しく阻害する。免許が付与する見通しがたたない技術については開発しても無駄というのでは、電波産業にイノベーションは期待できない。どんな技術を開発しても、それが利用者利益を確保し向上するものであれば電波の利用を認める方向で、通信用あるいは放送用というようにあらかじめ用途を定めない、帯域免許を導入するなど、技術中立的な方向に規律のあり方を転換するべきである。「中間論点整理」の「2. 伝送設備規律に関する主な論点」は「検討の方向・検討すべき事項」として、上述の考え方に言及しているが、それが実現するように、今後の検討を進めるべきである。</p> <p>(個人)</p> <p>○ 電波利用に関しては、これまでの固定的占有的利用から、これを段階的に縮小し、事業者間の帯域の共有や2次利用の拡大を含め、柔軟な利用を可能にすべきである。</p> <p>(個人)</p>
<p>(2) 電波利用手続</p>	<p>○ 電波利用手続きにおいては、周波数の有効利用が図られる仕組みが重要と考えます。既存の周波数配分にとらわれることなく、新技術の活用によって享受できる周波数の有効利用が考慮される電波利用手続きについても検討を行うことが必要と考えます。</p> <p>(KDDI (株))</p>

○ 電波を利用した新たなサービスの円滑な市場投入や、情報通信サービス全般についての迅速で着実な事業展開を可能とするために、電波利用手続きのあり方について検討することに賛成します。現在の無線局免許制度の運用においては、早急に利用を開始する必要がある場合や臨時的な電波利用の場合においても、審査に要する手続きは通常の場合と変わらないため、利用にあたっての大きな制約となっています。利用期間の限定や他無線局への干渉を与えないことなどを条件に、ごく短期間で利用開始が可能となる新たな電波利用手続きの導入の検討を希望します。また、衛星通信の持つ特長である回線設定の柔軟性／機動性を一層確保できる無線局免許制度の導入の検討も希望します。

(ジェイサット (株))

○ 「特定基地局の開設計画の認定制度」では、「既に受けている無線局における設備を利用して通信を確保する場合は特定基地局の開設と見なす」とあり、新たなサービスを行うにあたり、割当済帯域や既設設備を利用してもよいとの審査基準が想定されるが、仮に現在の地上テレビ放送の帯域にこの考え方が導入された場合には、現在の放送サービスの品質に影響を与える可能性を否定できないため、その導入にあたっては関係する事業者の意見をよく聴取し、慎重な検討を行うべきである。

((株) テレビ東京)

○ ケーブルテレビの伝送路では、現在電波利用により利用できない帯域が存在する。他方PLCにおいても無線伝送に与える影響について問題提起がなされている。現在の法体系においては、免許を受けた電波が有線上の送信に影響を与えることの検討が不十分であるという認識のため、技術的中立性、有無線一体の法体系の策定においては、無線から有線への干渉等の点についても留意した検討を要望する。

((株) ジュピターテレコム)

○ 「新サービスを円滑に普及させる観点から、伝送サービス事業者やコンテンツ配信サービス事業者等が使用するいわゆる事業者用無線局について、迅速に事業者を選定、周波数分配できるようにする方向で検討を行う」ことを支持します。技術の発展が日進月歩で進む情報通信の分野において、新サービスの立ち上げまでのスピードの確保は当該ビジネスの成功、ひいては日本の情報通信産業の国際競争力の強化にとって重大な意味を持ちます。

(クアルコムジャパン (株))

○ 事業者用無線局の迅速な認可に加えて、干渉回避技術の確立している無線技術について、現行法より大きな出力であっても免許不要局とできるよう検討すべき。無線局数でいうと包括免許局や免許不要局が個別免許局を大きく上回る環境にあって、かかる無線局間の干渉について、消費者を救済する手続きが規定されていない。また、これらは電波法による規制の対象ではないが、近隣家屋間の電磁波干渉を幅広く捉えると、電力線に於けるインバータや異なる方式の PLC 間の干渉や、隣接する銅線間の干渉、近い将来では LED 照明等を利用した可視光通信間の干渉など、ユビキタス技術の進展とともに、電波障害に似た事象が多発することも懸念される。行政コストを抑えつつ、かかる事象について当事者間で円滑に解決するための枠組みを検討すべき。

(マイクロソフト (株))

○ 新サービスを円滑に普及させる観点からだけでなく、事業者の創意工夫を生かす観点からも、電波利用手続きの見直しは、適当と考えます。例えば、広範囲で同一の周波数を使用する SFN (Single Frequency Network) の場合には、高度な周波数有効利用技術に裏づけされた置局計画が必要であり、ネットワークの早期構築の観点からだけでなく、事業者の創意工夫を活かす観点からも、開設計画の認定が必要と考えます。

(メディアフロージャパン企画 (株))

3. 伝送サービス規律に関する主な論点

(1) 伝送サービス規律の再編

- 「外形的に伝送サービスとして共通に括りうるものは、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る」ことに賛同する。なお、「当該体系で捉えきれない部分に関して特別規定や適用除外規定を設けることを検討する」例として、「②受託放送事業者が委託放送事業者より優位な立場に立つ傾向があることから提供料金に関し差別的取扱を禁止していること」を挙げているが、現行の電気通信事業法第6条においても不当な差別的取り扱いを禁止していることから、本件に係る特別規定については、設けない、若しくは、設けるとしても必要最小限に留めることを要望する。
(宇宙通信(株))
- ・ 中間論点整理における、「外形的に伝送サービスとして共通に括りうるものは、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る」という点については、放送が電気通信の一類型であることから、伝送サービス規律を検討する際の基本的な方針として妥当なものと考えます。
 - ・ 伝送サービス規律を整備する際には、電気通信事業法のボトルネック性(不可欠性)に基づく市場支配的事業者に対する既存の非対称規制を維持し、法体系の見直しに伴って当該事業者に対する規制が緩和されないことが前提となります。さらに、融合法制への移行に伴い、規律の包括化やレイヤー型法体系への移行に伴う新たな非対称規制についても検討の上、規律を追加的に整備することが必要と考えます。
 - ・ また、中間論点整理では「当該体系で捉えきれない部分に関して特別規定や適用除外規定を設けることについて検討するのが適当」とされていますが、このような特別規定及び適用除外規定は可能な限り設けず、包括的な規定とすることが適当と考えます。電気通信事業法を基礎に規律を整備する場合において、特別規定及び適用除外規定の対象となるのは、主に従来からの放送事業者と想定され、従来と変わらぬ放送固有の規律が適用されることになるものと懸念されます。このような状況では、融合法制移行の目的である「通信・放送の融合・連携」が実現せず、問題があるものと考えます。現状では融合法性下における事業者の地位についての考え方が明らかになっていませんが、融合法制への移行後は伝送サービスを提供する事業者の地位は全て同等の規律の下で定められ、既存の通信事業者、放送事業者、CATV事業者などの違いに係らず、全ての事業者が同等の地位を得られるようにすべきと考えます。

(ソフトバンクＢＢ（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株）)

- 伝送サービスの規律を検討するのであれば、電気通信信号として「外形的に伝送サービス」として括り得るものであっても、そこで流れている電気通信信号が、放送の送信もしくは再送信である場合は、通常の通信とは違う特別の配慮が必要であると考え。その際、日本国憲法に保障された表現の自由を担保することは当然である。また様々なクリエイターによる文化表現活動の集合体である放送番組の取り扱いについては、電気通信サービスの活性化に資するものという視点だけではなく、我が国のソフト産業をいかに活性化し、国際競争力を確保するという視点が重要である。

(朝日放送（株）)

- 本項では「基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図るとともに、当該体系では捉えきれない部分に関して特別規定や適用除外規定を設けるのは適当ではないか」として、①有線テレビジョン放送施設の設置許可制、②受託放送事業者と委託放送事業者間の提供料金の差別的取扱の禁止を例示しているが、このほかに伝送設備規律との関連性についても言及すべきではないか。

((株) 静岡朝日テレビ)

- 本項では「基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図るとともに、当該体系では捉えきれない部分に関して特別規定や適用除外規定を設けるのは適当ではないか」として、①有線テレビジョン放送施設の設置許可制、②受託放送事業者と委託放送事業者間の提供料金の差別的取扱の禁止を例示しているが、このほかに伝送設備規律との関連性についても言及すべきではないかと考える。

((株) 静岡第一テレビ)

- CATV 事業者については、実態として殆どの事業者が既に放送サービス事業と通信サービス事業を同時に運営しており、その事業の許認可について特に新たな制度の導入の必要性はないと考える。また放送の同時再送信は、単に伝送サービスの規律の在り方だけではなく、著作権制度や再送信される放送事業者の事業運営等広範な範囲に影響を授受する事項であ

り、そうした意味において「放送に関する伝送サービス規律のあり方については、放送に特有の事情を考慮すべき」と考える。放送の同時再送信は、「メディアサービスとして行われている放送」をそのまま同時再送信するものであり、これを伝送サービスとしてのみ整理するのは適当ではないと考える。

((株) テレビ東京)

- 当該体系で捉えきれない部分に関して、特別規定や適用除外規定を設けることについては必要と考える。例に挙げられている有線テレビジョン放送については、トリプルプレーを実現している一方、地域独占が許されているなど公正さを欠いている為、他メディアと歩調を合わせるまでは、特別な規定が必要と考える。

(東海テレビ放送 (株))

- 視聴者保護の観点から、同時再送信などの放送番組の伝送サービスが安定的・継続的に行われることを大前提に、伝送サービス規律を検討すべきと考えます。

((株) WOWOW)

- 1. 「放送番組伝送サービス」については、チャンネルリースや受託放送に加え、有線テレビジョン放送や有線役務利用放送における同時再送信、人工衛星や光回線を活用した CATV 向け番組配信サービス (HITS、HOG) も同等の伝送サービスとして位置づけられるかどうか、検討する必要があると考えます。

2. その上で、「放送番組伝送サービスに特有の事情について伝送サービス規律として何らかの規律を適用すべきか検討を加える」場合には、他の伝送サービスまたはメディアサービスに対する影響も考慮して検討すべきと考えます。

((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

- ケーブルテレビの地域独占性は既になくなっており、他の事業者の参入が自由であるのは勿論、一部地域ではケーブルテレビ事業者間でも競争が生じている。また、放送分野においてケーブルテレビ事業者は大手通信事業者、衛星放送事業者との競合状態にあり、「地域独占傾向」という認識に立った議論は行うべきではない。また、ケーブルテレビ事業が、

	<p>他の分野の事業及び事業者に比して煩雑な手続きや規制を受けている項目については今回の見直しにより、簡素な手続きが適用されることを要望する。</p> <p>((株) ジュピターテレコム)</p> <p>○ 有線テレビジョン放送には、その施設の整備・維持管理に多大な投資が必要であり、またこれまで地域への情報提供等の貢献をしてきています。有線テレビジョン事業においては、既に競争環境が導入されており一事業地／複数事業者という地域が既にあります。また、電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送施設で提供する内容と同等のサービスが提供できており、競争できるようになっております。したがって、こうした実情から有線テレビジョン放送が地域独占的傾向にあるという考えで、新たな規律を適用するという事は適切でないと考えます。</p> <p>((社) 日本ケーブルテレビ連盟)</p> <p>○ 有線テレビジョン放送施設において、地域独占傾向があるとの記述について、特に都市部では、かつてのような独占性はなく、今後はIPマルチキャスト、光ファイバーインフラを利用した放送サービスの参入により、必然的に自由化が進む。とすれば、伝送サービスにおいて特有の規律を設けるのであれば、有線テレビジョンであれ、役務利用であれ、伝送方法に係わらず、例えば放送サービスと言った括りにより、等しく設けられるべき。</p> <p>((株) ひろしまケーブルテレビ)</p> <p>○ 現行の電気通信事業法は電気事業法を下敷きとし、自然独占となりがちなネットワーク設備に対する規制として立法されたにも関わらず、現行の電気通信事業法には役務規制として非常に多くの事業者を規制している。自然独占を想定した公正な競争環境を維持するための設備規制と、通信の秘密・利用の公平等、全ての電気通信事業者が守るべき役務規律とは目的が全く異なることを踏まえ、分割することも検討すべき。</p> <p>(マイクロソフト (株))</p>
<p>(2) 伝送サービス規律の適用対象</p>	<p>○ 既存の規律を基本的に「電気通信事業法」の枠組みに収斂するという議論があるようですが、その場合の規制の対象は、無線設備、有線ケーブルなど、その存在が利用形態を制限する危険のある、あくまで物理伝送路までに限るべきであると思料します。少なくとも、いわゆるOSI参照レイヤーで言うところの第2レイヤーまでとすべきと考えます。それよりも上位のレイヤーは、伝送サービス又は端末機器のソフトウェアの世界であり、これを含むとすれば規制強化につながり</p>

ます。

有線電気通信法、有線テレビジョン法、NTT法など、旧来型ビジネスモデルのみに適用されてきた法令は廃止し、技術中立性、ビジネスモデルの中立性を確保すべきです。仮に、個別法の根拠となる特殊な規律の存在理由があるとするれば、それを抜き出して議論する必要性を全面的に排除するものではありませんが、伝送インフラ規律に組み込むに当たっては慎重な議論をすべきと考えます。

現行有線電気通信法の設置届出義務は企業による光ファイバーやLANケーブルの自由・柔軟な設置を妨げています。この届出義務は、通信国家一元管理思想の名残りとして理解されますが、通信事業が自由化された今となつては、この届出義務を残存させる根拠は極めて薄弱です。ネットワークをより発展させるには、自由なインフラの形成が欠かせず、個人や企業が自由にケーブルを張り相互に自由なネットワークを構築することが前提となります。事実、無線LANなどの無線の領域では、現実に自由なインフラ形成が始まっており（無線LANの場合届出は不要）、有線分野にだけ届出義務が残存しているのは強い疑問が残ります。ネットワークの発展と言う観点からは、行為制限的な規制よりも奨励と言う基本姿勢が求められるのではないのでしょうか。

有線設備の届出義務の根拠が、仮に通信事業を営んでいないかどうかのチェックの必要性にあるとすれば、国民への過剰な負担を強いているだけであり、例えば、自動車を購入した者全てに、タクシー業を営んでいないかどうかのチェックのために事前届出をさせるようなものだと思います。また、無線分野との整合もとれません。

そもそも電気通信事業法と言えども、その規模が社会的影響力を行使し得る程の存在感を示す場合にのみ規制対象とすべきと考えます。まして有線電気通信法はこれとは無縁な私的な通信を対象としているのであり、申告制で十分であり、事前届け義務は廃止すべきと考えます。

電気通信事業法の届出・登録を徹底すれば、「一億総電気通信事業者」になりかねません。これを防ぐには届出・登録の範囲を一段と限定し、相当の規模以上の伝送インフラと顧客ベースを保有する事業者のみに届出義務を課すこととすべきと考えます。この場合、個人情報取扱事業者の規模のメルクマールのように、5千人以上の顧客数を届出要否の境界とするなど、分かり易い基準を法律で明確化すべきだと考えます。

((株) ネットリサーチ)

- 現行の有線テレビジョン放送法を維持する前提に立てば、かかる検討は不要と考えられる。

(マイクロソフト (株))

4. コンテンツ規律に関する主な論点

- コンテンツに関する論点について、現在の放送法制のコンテンツ規定をベースにして、今後は、通信法制のコンテンツ規定をどのようにミックスしていくか、または、両規定の共通点を探り出すのが大きな課題と言えそうです。

(個人)

(1) メディアサービス（仮称）の範囲

- 従来の放送の概念に範囲をとどめる方向で検討することに賛成します。
(KDDI (株))
- 中間論点整理では、メディアサービスの定義として、「従来の放送の概念（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信）に範囲をとどめる方向で検討することが適当ではないか」とされていますが、この点に関しては慎重な検討が必要なものと考えます。現在 IP サービスを活用した新たな放送サービスが提供されており、今後も様々な手段・技術・伝送路を用いた放送類似サービスが登場することが想定されるため、融合法制においては、これらのサービスを取り込むことが可能な柔軟な定義づけを行うことが必要と考えます。すなわち、「メディアサービス」は、情報が公然性を有するものであれば、有線、無線の別や、技術方式の差異、伝送路、端末、蓄積性の差異によっては区別されないと解することも含め、その概念について明確に定める必要があると考えます。また、従来の放送の概念より「直接」を削除し、「公衆によって受信されることを目的とする電気通信の送信」と変更することで、より柔軟な対応が可能となるものと考えます。加えて、「メディアサービス」と定義づけられたサービスについては、全てのサービスが同様の取扱いを受けられるよう、融合法制への移行に伴いメディアサービスに係る規律を定める必要が生じる著作権法及び関連法令上において、各関係法令相互間での整合性を確保することが必要と考えます。
(ソフトバンクBB (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))
- 「中間論点整理」では、情報通信の高度化による多種多様なコンテンツ配信サービスが今後特別な社会的影響力を持つものと想定されることから、「新たな法体系においても、その影響力に着目して規律対象とすべきサービス（メディアサービス）の範囲について検討することが必要である（P.12）」としています。しかしながら、規制のないインターネットの世界を前提に、自由なコンテンツ流通や多様なサービスが生まれてきたいわゆるネット社会に対して規制を導入すれば、新たなビジネスの創造が阻害されるおそれがあります。

(日本電信電話(株))

- メディアサービスの範囲を従来の放送概念の範囲にとどめる方向で検討されることには、これに賛成する。コンテンツ配信は、Y o u T u b e に代表される様に個人でも動画配信が可能になるなど、様々な手段・方法で行われる様になってきたが、その内容には「信憑性、信頼性」に欠けるものも多く含まれる。それに対して放送は、長い歴史の中で、多くの労力をかけて確かな情報を元に番組を構成するという手法を確立してきている。地上放送こそ基幹放送としてメディアサービスの役割を果たすことができると考える。また、放送が多様化していることを理由に、定義の見直しに言及されているが、国民・視聴者は「多様化する放送」そのものを「放送」として受け容れていると思われることから、その見直しは慎重であるべきで、名称も「特別なメディアサービス」というより「放送」のまま継承すべきと考える。

(アール・ケー・ビー毎日放送(株))

- 「特別なメディアサービス」「その他のメディアサービス」などの言葉・区分が出てきているが、国民的な議論を経て出てきたものとは思えない。類型化の判断の根拠が不明確である。

(朝日放送(株))

- メディアサービスの範囲を、従来の放送の概念の範囲にとどめる方向で検討するのが適切としているのは適切な判断である。メディアサービスについても、国民が慣れ親しんでいる「放送」という名称は継承するよう要望する。国民に無用な混乱を引き起こさないような配慮をお願いしたい。

(山陽放送(株))

- 中間論点整理は、サービスを表す言葉として「放送」を使っていないが、国民・視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を思い起こし、認識を共有している。「放送」という法令上の名称は、引き続き残すべきであり、国民・視聴者に無用の混乱を与えないように配慮を望む。メディアサービスの範囲を、従来の放送概念の範囲にとどめる方向で検討するのは適切であると考え。明確化するために、放送の定義を見直す可能性に言及しているが、現在の放送の定義・概念を継承し、国民・視聴者に無用の混乱を与えないよう、慎重なうえにも慎重な配慮を求めることが必要と考える。

((株)静岡第一テレビ)

○ 「現行の放送が多様化している状態に即し、より明確化を図る観点から定義を見直す必要はないかについて検討を加えることが適当である。」と放送の定義の見直しの可能性に言及しているが、現在の放送の定義・概念を継承し、国民や視聴者に無用の混乱を与えないよう、慎重な配慮を求める。

(静岡放送(株))

○ 放送事業者の多額な設備投資によるデジタル化によって放送の利用に関する利便性は格段に向上しており、放送の安全や信頼性は各社の自主的なコンプライアンス意識の高揚によりいささかも揺らいではないと思う。もともと放送事業者の意識、理念と視聴者が求め親しんできたイメージが融合し、社会に浸透していると言える。また、放送ビジネスでは今や放送以外の事業分野売り上げが急速に拡大している。放送事業者のコンテンツ制作力は放送事業の持つ報道、事業などの総合的な放送活動が作り出すもので、それは放送事業者の安定した経営と高い理念によって可能のものとするものである。

放送とはBROAD CASTINGであってメディア・サービスという表現では今までの歴史的な放送の責務や今後の役割を理解しにくいのではないかと。単なるメディア・サービスという産業的呼称でその重要な意味や役割が表記上失われることの代償は計り知れない。放送は今や日本のメディア構造の中において基幹放送として重要な地位を占めており、放送という呼称を変更することは日本のメディア構造そのものを根本から改造しかねないことに繋がり、非常に危険であると同時に大きな混乱を招くと言わざるを得ない。

(信越放送(株))

○・ 中間論点整理は、サービスを表す言葉として「放送」を使っていますが、国民・視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起している面が大きく、さらに概念としてではなく、文化としてとらえている側面も見逃せません。中間論点整理で示された特別メディアサービスという概念は、まさに基幹放送を説明しているものであり、法体系を見直すとしても、放送の理念および「放送」という名称は残すべきと考えます。

・ メディアサービスの範囲を、「従来の放送概念の範囲にとどめる方向で検討する」としている点は適切であると考えます。

・ 「現行の放送が多様化している状態に即し、より明確化を図る観点から定義の見直しの必要性についても検討すべき」

としている点について、地上放送に関しては現行の電波法と放送法による二重構造が良好に機能していると考えます。電波法に基づく放送局免許は“施設免許”であり、番組内容に対する行政の直接的な関与を防ぐことで、放送の自由を制度的に保障してきた経緯があります。こうした「ハード・ソフト一致」の事業形態によって、日本の地上放送は、国民の福祉と文化の向上に貢献することができたと考えます。現在の放送の定義・概念を継承し、国民・視聴者に無用の混乱を与えないよう、慎重な配慮が必要です。

((株) テレビ朝日)

- 「放送」は憲法 21 条に基づく言論報道の手段として、長年にわたり我が国国民の間に普及し、膾炙している極めて重要な概念である。新たな法体系がこの放送という用語を一切使わないことは、当該法体系を国民に解りにくくするのみならず、長年培われた放送をめぐる行政・学術研究上の蓄積との間で、不必要な乖離を生ぜしめるのではないか。

(テレビ大阪 (株))

- 「放送」という法令上の名称を継承すべきである。国民・視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想定し、そうした認識を共有している。放送の定義を見直す可能性に言及しているが、現在の放送の定義・概念を継承し、国民・視聴者に無用の混乱を与えないよう、慎重なうえにも慎重な配慮を求める。

((株) テレビ高知)

- 災害時の報道、非常時の情報、地域情報の提供等公共性が極めて高い情報伝達については、ハードとソフトを分離しない形態（ハード・ソフト一致）が必要である。規制範囲の無用な拡大を避ける観点、従来の放送の概念に範囲を留める方向で検討するのは適切である。もし、定義の見直しを検討するならば、現在の放送の定義・概念を継承し、国民視聴者に無用の混乱を与えないよう、より慎重な配慮を求める。

((株) テレビ信州)

- メディアサービスの範囲を従来の放送の範囲と同等とする場合には、メディアサービスという言葉が持つ、より広がりのある概念により、事業者及びサービスの享受者たる国民生活者に混乱が発生しないよう、「放送」の概念を前面に出し、「放送」という国民生活者が慣れ親しんだ言葉を用いた制度設計にする必要があると考える。また現行の放送の多様化に

関わる放送の定義の論点については、既存法制度の中で整合性のある制度設計が既の実現されており、現在検討中の本法体系が、放送の概念について従来以上に明確な視点を提示できない以上は、事業者及び国民生活者の混乱を避けるうえでも、従来の法制度の維持が望ましいと考える。

((株) テレビ東京)

- 中間論点整理はサービスを表す言葉として「放送」を使っていないが、「放送」という法令上の名称および「放送」が築いてきた信頼性・安心性を継承すると同時に「放送」という枠組みを改めて定義すべきである。

((株) テレビ新潟放送網)

- 放送・通信の連携が進むとの見通しは間違いないだろうが、「放送」の文言を消滅させて「メディアサービス」に一括りしたうえで通信・放送の法体系をレイヤー型に転換するというのは、放送局の社会的存在、公益性を軽視するもので、同意しかねる。「放送」という名称に視聴者は、「新聞」に対してと同様に、様々なフィルターを通した後に提供（放送）される情報に、絶大な信頼性を置いているわけで、この点を厳密に考慮するべきだ。メディアサービスの範囲を現行の放送の概念内にとどめようとする方向性は妥当だが、あえて放送の定義を見直す必要があるのかどうか。地上放送に関する現在の放送法や電波法の規律は、インフラから番組コンテンツに至るまで、十分に機能している。

((株) テレビ北海道)

- メディアサービスに関して、「社会的影響力」というあいまいな概念に応じて、規律を検討していくことに反対する。そもそも、これまで事業者規制という間接的な規律だったものを、直接にコンテンツを規制する規律に変えることは明確な規制強化に他ならない。「特別メディアサービス」に求められている機能・役割を具体的に検討するということが、現行放送法の範囲を超えた地上放送への規制強化には強く反対する。

現行の放送に関する規律を土台とするのであれば、新しい法体系の検討の中でも、「放送」という言葉を残し、その果たしてきた役割や機能など、概念を正確に定義するべきだと考える。

((株) 東京放送)

- 放送の定義を見直す必要性について述べられているが、現在の「放送」の定義・概念を継承し国民・視聴者に無用の混

乱を与えないように配慮を求める。サービスを表す言葉として「放送」を使用していない。視聴者は「放送」に対して、情報や番組の信頼や安心という認識を共有しており「放送」という名称は継承すべきであり配慮を望む。

(西日本放送(株))

- メディアサービス(仮称)の規律対象はコンテンツなのか、事業者なのか判然としないので明確化を望む。
メディアサービス(仮称)の範囲を、従来の放送概念の範囲にとどめる方向で検討するのは適切であると考え。明確化の観点から放送の定義を見直す可能性に言及しているが、現在の放送の定義・概念を継承し、国民・視聴者に無用の混乱を与えないよう、慎重なうえにも慎重な配慮を求めるものである。

((社)日本民間放送連盟)

- 新法に於いて、今まで国民の間に馴染んでいた「放送」という文字が消え、メディアサービス等の表現となっているのは極めて遺憾である。地上放送は、永年に亘り「健全な民主主義の発達に最も重要な強い世論形成機能を有し、地域住民の生活に必要な情報を総合的にあまねく提供する一方、災害など非常時における主要な情報伝達手段としての機能」を担ってきた。特にわれわれ地方局は、地域情報の取材・発信を中核とした活動を通じて、地方文化の発展・向上に大いに貢献してきたわけであり、国民視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安全性と社会的役割の重要性を認識している。

((株)広島ホームテレビ)

- サービスを表す言葉として「放送」が使われていない。「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書(2006年6月6日)」では、法体系の見直しは現行制度の基幹放送の概念を維持することが前提である旨明記されている。国民・視聴者は「放送」という名称からその情報・番組に信頼性・安心性と社会的役割を想起し、そうした認識を共有している。「放送」という言葉を使わずに基幹放送の概念を維持することは困難であり、また国民に無用な混乱を与えかねない。「放送」という法令上の名称は継承すべきである。

((株)福岡放送)

- 中間論点整理は「放送」という言葉を使っていますが、国民・視聴者は「放送」という言葉に慣れ親しみ、「放送」

という言葉に、情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割・公共性をイメージしています。「メディアサービス」の範囲について、「従来の放送の概念にとどめる方向で検討することが適当」とするのであれば、メディアを新たに類型化する必要はなく、放送は「放送」という一般に定着している言葉を使って、現行の放送法にのっとって対応すべきであると思います。「放送」という法令上の名称は継承し、国民・視聴者に無用の混乱を与えないようにすべきだと考えます。

((株) 毎日放送)

- メディアサービス（仮称）の規律対象はコンテンツなのか、事業者なのかが判然としていません。コンテンツ(番組内容)に関する規制への危惧は先述してきた通りであり、明確化する議論が必要だと考えます。

メディアサービス（仮称）の範囲を、従来の放送概念の範囲にとどめる方向で検討することは適切であると考えますが、先述の通り、「放送」という名称を変える必然性はないと考えます。明確化の観点から放送の定義を見直す可能性について触れていますが、現在の放送の定義・概念を継承し、国民・視聴者に無用の混乱を与えないよう、慎重なうえにも慎重な配慮を求めます。

((株) 毎日放送)

- 中間論点整理はサービスを表す言葉として「放送」を使っていないが、国民・視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起し、そうした認識を共有している。「放送」という法令上の名称は継承すべきであり、国民・視聴者に無用の混乱を与えないように配慮を望む。

メディアサービスの範囲を、従来の放送概念の範囲にとどめる方向で検討するのは適切であると考えます。明確化の観点から放送の定義を見直す可能性に言及しているが、現在の放送の定義・概念を継承し、国民・視聴者に無用の混乱を与えないよう、慎重なうえにも慎重な配慮を求めます。

((株) 南日本放送)

- 『中間論点整理』ではサービスを表す言葉として「放送」を使っていないが、視聴者は「放送」という名称から情報や番組への信頼や安心を感じており、「放送」が広く国民に伝える情報と、「通信」のそれとを一律に理念化するのには反対である。

(読売テレビ放送 (株))

○ メディアサービスと言う新しい概念の規律を、現行の放送に関する規律を土台として検討される際には、その編成・編集権の独立性はこれまで同様に維持されることを望みます。

((株) ビーエス・アイ)

○ 「メディアサービス (仮称)」の範囲・区分と、それに課する規律についても、同様の趣旨から、慎重な議論を望む。新たな規律が言論・表現の自由に及ばないような配慮は勿論、例えば、災害放送などの公共的な役割を担う放送事業者の範囲を絞ることになった場合の国民生活への影響をどう考えるか。事業展開の円滑化を重視する余り、拙速な議論に陥ってはならない。

((株) ビーエス朝日)

○ 国民・視聴者に情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起させる「放送」という法令上の名称は、今後も継承すべきと考えます。その中でも、無料放送・公共放送による地上放送 および 無料放送・有料放送・公共放送による BS 放送は、それぞれ基幹放送 および 準基幹放送として、全国の視聴者が等しく利用可能な広くあまねく提供される「放送」です。そのために社会的に果たす役割や影響力は大きいと認識しております。地上放送 および BS 放送における放送事業者は、その社会的な役割を担うために必要な規律を遵守しており、そのことが情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起されるメディアという高い価値を生み出しております。既存の法体系をレイヤー型法体系に見直すことが地上放送 および BS 放送のメディア価値にどのような影響を与えるか、またコンテンツ産業全体の育成にどのような意義・効果があるか、十分に検討することを強く望みます。その上でメディアサービスの範囲を検討する場合は、準基幹放送である BS 放送について、その位置付けを明確にした上で検討していただくことを要望いたします。

((株) WOWOW)

○ メディアサービスに対する規律は、番組規律が中心となるとすると、放送の定義の中に「放送番組の編集主体であり責任があること」を位置づける必要があると考えます。そのため、「定義を見直す必要はないかについて検討を加えること」に賛成します。

((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

○ 既存の通信・放送規制の整理・合理化である以上、コンテンツ規制は、現行行われている基幹放送を行う事業者に対する規制に限定した上で、その規律の緩和の可能性を検討すべきであり、個人や企業が自ら情報発信を行う場合にまで通信・放送規制を拡大すべきではない。

(経済産業省)

○ 従来の放送の概念にとどめるとしながらも、メルクマールを「特別な社会的影響力」に重点を置いてコンテンツ規律を図る、とすることは、その基準があいまいで、表現の自由に対して過度の委縮効果を与える恐れが高く、また、運用としても注目を集めるものや人気のあるものを規制していく、ということも繋がりがかねない。こういった点を勘案して別個の客観的基準を設定すべきである。特に、「特別なメディアサービス」については、恣意的な規制対象の拡大に対し、一層謙抑的であるべきである。

((社) コンピュータエンターテインメント協会)

○ インターネットにおける様々な送信に対して、従来の放送への事前規制を適用することの適否は慎重に検討すべきであり、表現の自由の観点からも、過剰な事前規制にならないように、従来の放送の概念に含まれるメディアサービス（なかくなく「特別なメディアサービス」）の範囲を明確にかつ限定的にすべきと考える。

((社) 電子情報技術産業協会)

○ 新たな法体系においては社会的影響力に着目してサービスを規律するとされているが、「社会的影響力」という曖昧な概念を根拠とした規制は妥当ではない。今後、企業、個人等により、新たな放送類似のサービスが提供されると考えられる。それらの新サービスも規制対象になるのではないかという懸念を与えることによって、サービス展開に萎縮効果をもたらすことがあってはならない。したがって、規制範囲となる「放送」を明確に定義するとともに、現行の「放送」以上に規制範囲を拡大することのないよう、今後の十分な議論が不可欠である。

((社) 日本経済団体連合会)

○ 「メディアサービス」の範囲について、「従来の放送の概念にとどめる方向で検討することが適当」とするのであれば、

メディアを新たに類型化する必要はなく、放送は「放送」という一般に定着している言葉を使い現行の放送法にのっとって対応すればよい。

((社) 日本新聞協会)

- コンテンツの自由な流通の確保が最高位のプライオリティであると認識しています。このため、コンテンツ規制の対象はあくまで、旧来の地上波放送事業者（特別メディアサービス事業者）に限定するという方針に賛同致します。ただし、これもコンテンツと伝送路が一体化した過去の慣性が残されている限りにおいてと言う前提での暫定的措置と理解します。

((株) ネットリサーチ)

- 将来的に表現規制に道を開くことのないよう、新しい法体系の規制対象としてメディアサービスを含むべきではない。仮に放送のみを規律対象とする場合も、情報通信法に放送法相当の内容が盛り込まれた場合には、将来の法改正で、Webサイト等、地上放送以外のメディアサービスに対して規律を拡張することが法技術的に可能となる虞がある。従って従来の放送の概念に対して現行どおりの規律を課し、インターネット等の新しいメディアに対して将来に渡って規律を課すことを制約するためには、情報通信法に放送法を包括しない方向も検討すべき。

(マイクロソフト (株))

- 従来の放送の概念に範囲をとどめる方向とすることについては賛成である。なお、【検討の方向・検討すべき事項】において、「現行の放送が多様化している」とあるが、具体的にはどういったものを捉えて「多様化」と言っているのか。何を想定されているのかが分からなければ、何が懸念となり、定義を見直そうとしているのかが分からないため、その点を明確にされたい。

(ヤフー (株))

- 新たな法制度においては、コンテンツ（メディア）は原則自由で民間の自己規律に委ねることを基本とすべきであり、レイヤー毎の規律に再編することを名目に現行法制以上に規律が拡大することは避けなければならないと考えます。さらに「社会的影響力」を指標にして規律対象とすべきサービスの範囲を検討するのは適当ではないと考えます。

(理由)

- ① 「放送」が他のメディアと異なり一定の規制がされている根拠は、社会的影響力があることだけでなく、むしろ、有限希少な公共財である電波を排他的かつ独占的に使用していることによる公共性であると考えられます。これは、第6回研究会資料3の14頁で、「放送法においては、制定時より、社会的影響力と電波の利用をあわせて、「放送の公共性」と捉え、規律の根拠としている」との記述があることから本研究会においても確認されているところです。このような公共性を有しないインターネット配信について新たなメディアコンテンツ規制を課すとするならば、憲法が保障する「表現の自由」との関係が問題になることから、「公共の福祉」の観点から規制するだけの必要性・相当性があるのかどうかにつき、慎重かつ十分な国民的議論が必要と考えます。なお、第6回研究会資料3の16頁では、「学説では、電波の有限希少性を重視する説から、放送の機能に着目する説・放送の自由の歴史的 성격に着目する説等がでてきている」となっているので、コンテンツ規律の根拠を社会的影響力に基づくことについて、「通説的見解となりつつある」（本中間取りまとめの8頁20行・21行）とするほど学説上一致しているのかどうかにつき、更なる議論が必要と考えます。
- ② 新聞等の他のメディアについては規制されない一方、インターネット配信については規制されることとなれば、メディア間の適正な競争が阻害され、かえって、国民の知る権利を支える情報の自由な流通やメディアの多元性確保が阻害されるおそれがあります。仮に違法・有害コンテンツの対策のために新たな法規制が必要だとしても、それは放送・通信法制で措置すべきものではなく、メディアの種別によらない刑事法制により手当てすべきものと考えます。

(楽天(株))

- 「メディアサービス」について「従来の放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信）の概念に範囲をとどめる方向」が打ち出されている。はたして、これに「IPマルチキャスト」などの、インターネットを利用した放送類似サービスも含まれるのであろうか。現状ではまだ登場していないが、今後、インターネット上で番組表に基づいた映像配信サービス（その外見上はテレビ放送と変わらない）を行なう事業者も登場することは想像に難くない。しかしそうした事業者について「従来の放送」並みの規制をかけることが適当かは疑問である。放送への規制は電波の希少性から正当化されているものであって、ネット上において表現内容へも踏み込んだ規制が加わることは言論・表現の自由の観点から言っても問題である。むしろ、インターネット等でのメディアサービスが登場する中で、放送の影響力の低下や電波の希少性の緩和（インターネット等の他のメディアが選択肢として入ってくるなど）の度合いに応じて「メディア

	<p>サービス」に課せられた数々の規制を緩和していくことも将来的には必要となることだろう。</p> <p>(個人)</p>
<p>(2) メディアサービスの区分</p>	<p>○・「特別なメディアサービス」における、「特別な公共的役割」を担うものとそれ以外という区分けの定義を明確化し、事業者の事業活動の萎縮を生じさせないよう配慮すべきと考えます。この区分けの定義の明確化を行う際には、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書」(平成19年12月6日)に述べられていた「特別な社会的影響力」の程度による区分けと同視する、若しくは含まれると解釈することについて検討することが必要です。例えば、現状のVODサービスやIPマルチキャスト方式による地上デジタル放送や衛星放送の再送信は、「特別メディアサービス」や「その他のメディアサービス」等のいずれの区分に該当するのか明確になっていません。また、「特別メディアサービス」や「その他のメディアサービス」等と定義された各区分への適用の枠組み(例えば、事業者毎の適用なのか、伝送方式、コンテンツ毎の適用なのか等)が不透明であるため、各区分の適用対象や範囲を今後の検討の中でより明確にしていくことが必要であると考えます。なお、「特別なメディアサービス」については、現時点では「地上波テレビ放送」、「地上波ラジオ放送」に限定し、今後サービスの多様化が進展した場合にも限定列举とすべきと考えます。</p> <p>・以上の明確化を図った上で、各区分における規制内容を整理する必要があると考えますが、通信・放送の融合サービスを進展させ、多様なサービスを創出するためにも、コンテンツに対する規制は最小限に留めることが必要であり、その他のメディアサービスに関しては大幅な規制緩和を検討すべきであると考えます。そもそも、情報伝達の方法の違い(あるコンテンツが通信・放送において提供される場合と、新聞等の他のメディアにおいて提供される場合等)によって規制の内容が異なることは問題であり、同じコンテンツが、伝達する媒体の違い(ビットレートが異なるものを含む)によって不公平に取り扱われることのないようにすべきであると考えます。</p> <p>・一方で、特別メディアサービスを提供する者は、特別な社会的役割を担う者であるとともに、電波法による参入規制の存在に加え、今後も維持される可能性が高い取引関係における優越的地位を有する者として、多様な伝送方式等の選択肢を用意した上で、そのサービス対象地域内においてはあまねくコンテンツを視聴できる環境を視聴者に提供する責務が生ずるものと考えます。このため、特別メディアサービスに該当するコンテンツを提供する事業者が、多様な伝送路・伝送技術を採用できるような枠組みと、他の事業者から再送信を行いたい旨の申出があった場合に、当該事業者が、多様な伝送路・伝送技術を用いて再送信を実現できる制度を整備することが必要と考えます。また、このような主に社会的な責務を果すためのコンテンツの一次利用(再送信含む)だけでなく、より一層の二次利用を促進させるような規制の導入を、諸外国の事例等も参考にしたうえで検討することが必要と考えます。このため、特別メディアサービスを提供する事業者</p>

のコンテンツに関しては、自社の関係事業者にのみ提供するなどの差別的取り扱いを禁じ、すべての事業者に対して同等の条件で提供することを義務付けることが必要であり、他の事業者からの再放送、再送信の申出があった場合において、これを拒否する場合には、その理由を申請者に示す事を義務付けるとともに、申請者側が不服な場合に申立てを行えるオープンな裁定制度を設ける等、公正なコンテンツ流通が図られる制度整備が行われるべきであると考えます。

(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- 委員会の議論の過程で、“メディアサービスは現在、放送以外ない”とされており、また基幹的な放送については触れられていない。

研究会報告書に以下の記述があり、この考え方を踏襲すべき。

- ① 現在の地上テレビジョン放送のように、特に強い「社会的影響力」を有し、特別な公共的役割を担う基軸となる「メディアサービス」は、「特別メディアサービス(仮称)」として、現在の放送のコンテンツ規律を原則維持することとし、その他の「メディアサービス」については「一般メディアサービス(仮称)」として規制を緩和する方向で検討すべき
- ② 現在のテレビジョン放送により提供されるコンテンツ配信サービスを基本として、「基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討」とした政府与党合意の主旨も踏まえ、「特別メディアサービス」の具体的範囲や規律内容の構成を検討することが適切
- ③ 「特別メディアサービス」の具体的範囲の明確化については、“今後の具体的制度設計の際に、非常時の情報伝達、地域情報の提供の確保など、「特別メディアサービス」として求められる社会的機能が何かを決定した上で現行メディアについて具体的な当てはめを行うこととすべき

このため本項の表記は下記に改めるべき。

【検討の必要性】

現行放送規律は、国民に欠かせない情報の提供という公共的な役割を担う基幹放送【地上テレビジョン放送が当てはまる】から、娯楽に特化した専門チャンネルまでほぼ一律の規制を適用しており、またメディアの多様化が今後も進展することも考えられるが、メディアサービス規律の区分については当面、放送を前提に検討すべきである。

【検討の方向・検討すべき事項】

非常時の情報伝達、地域情報の提供の確保など公共的役割を果たす存在である基幹放送【地上テレビジョン放送が当てはまる】は引き続き必要とされる一方、それ以外については事業展開の円滑化及び表現の多様性確保の観点から従前の規制はできるだけ合理化することが望ましい。特別な公共的役割を担う基幹放送【地上テレビジョン放送が当てはまる】とそれ以外を区分して規制する方向で検討することが適当である。この基幹放送【地上テレビジョン放送が当てはまる】を「特別なメディアサービス」と呼称し、地上テレビジョン放送以外にその具体的範囲に該当するものがあるかどうか検討を加える。

((株) 静岡朝日テレビ)

- 「特別なメディアサービス」の検討にあたっては、現状を十分に踏まえて議論を行うことを要望する。

((株) テレビ東京)

- 民主主義の発達に最も重要な世論形成や 地域住民の生活に必要な不可欠な地域情報の提供は、放送の理念・目的であるが、事業としては採算が取りにくい業務である。放送が、今後も こうした責務を果たし続けていくには、放送部分におけるソフトハード一致の事業形態は不可欠と考える。

(東海テレビ放送 (株))

- 「特別なメディアサービス」に区分されるものは、政府・与党合意における「基幹放送の概念の維持」と密接に関係すると思われます。中間論点整理においては、「特別なメディアサービス」についての定義、機能、役割、免許付与のスキーム等について、具体的な提案はなされていませんが、今後の議論においては、現行の地上テレビ放送が担っている役割を十分に勘案していただくよう要望します。

((株) フジテレビジョン)

- メディアサービスは社会的機能や影響力を根拠に、「特別なメディアサービス」と「その他のメディアサービス」に区分されることになっている。社会的影響力という非常に曖昧な概念による物差しで行政がメディアを類型化、私的メールや電話を除いてネットワーク上の全ての情報に規制をかけるということは、番組内容に行政が直接的に介入することにも繋がり、憲法21条が保障する言論・表現の自由が脅かされることになりかねない。

(北海道文化放送(株))

- 中間論点整理は、メディアサービスを「特別なメディアサービス」と「その他のメディアサービス」に区分し規制する方向で検討することが適当である、と述べている。特に、特別なメディアサービスについては、その機能・役割とは何かについて具体的に検討し、現状を十分に踏まえてその具体的範囲について検討を加えることが適当である、としている。この点、既存BSデジタル放送は平成20年4月時点における視聴可能世帯が約1,900万世帯と見込まれるなど既に確たる社会的影響力を有すること、また緊急災害放送による公共的役割も大きいことなどから、「特別なメディアサービス」と位置づけることが適切であると強く主張する。ただし、「特別なメディアサービスについて現在の規制を見直すべき事項があるか」という観点からは、慎重に検討すべきで、全体の流れとしては規制強化よりもむしろ規制緩和へ向けた方向で議論することが適当と考える。

((株)BS日本)

- 基幹放送である地上放送 および 準基幹放送であるBS放送は、全国の視聴者が等しく利用可能な広くあまねく提供される「放送」です。そのために社会的に果たす役割や影響力は大きいと認識しております。地上放送 および BS放送における放送事業者は、その社会的な役割を担うために必要な規律を遵守しており、そのことが国民から情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起される「放送」というメディアの価値を生み出しております。そのため、災害報道等の公共的役割のみに着目するのではなく、情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起される「放送」というメディアの価値を踏まえて、メディアサービスの区分を行うことを強く望みます。

((株)WOWOW)

- 現在のCS放送は、基本的に有料かつ専門的であるため、視聴者からのアクセスに制限があり、地上放送のような基幹放送と比べて、公共的な役割を担うことをそれほど求められていないと考えます。そのため、「特別な公共的役割を担うものとそれ以外を区分して規制する方向で検討すること」に賛成します。

((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

- ケーブルテレビは地域行政と連携して地域の行政、安全、防災・災害等の情報を提供するなど、NHK・民間放送事業

者に次ぐ第三の公共的メディアとなってきたため、専門チャンネルと一つに括ってしまうことには、実態に馴染まないと状況と考えます。したがって、メディアサービス規律の区分について検討する際には、ケーブルテレビが地域の情報提供に果たしている役割を勘案していただきますようお願いいたします。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- 良く理解できるものの、詳細な区分が細かい規制の導入につながらないことを期待する。クラウドコンピューティングの中で起こる、メディアサービスではデータ実体はユーザーの物理エリアには来ないことが十分に考えられる。情報実体の拡散でなく、リンク情報だけが行きかうことを想定したものでなければならない。コンテンツ規制が厳しくて、ユーザーにとって満足のいく商品が生産できず、あげくのはてはコンテンツ規制の甘い米国製品が利用されるようでは、何をしようとしているのか分からなくなる。

(エクスペリエンス総合研究所)

- 「メディアサービス」の区分について、「特別な公共的役割を担うものとそれ以外」とに分けるとされている。「特別な公共的役割」の定義が不明確で、恣意的な解釈が入り込む余地がある。そもそも、法律でメディアをその報道や情報の内容で分類しようとする事自体、公権力の表現内容への介入を招く恐れがある。

((社) 日本新聞協会)

- メディアサービスを規制対象とし、その中で社会的影響力に基づいて特定のメディアを「特別なメディアサービス」と規定することは、将来的な「特別なメディアサービス」概念の拡張に道を開く可能性があるため、望ましくない。現行の放送法を維持すべき。災害放送等の公共的役割は極めて重要だが、災害時の情報流通は必ずしも「特別なメディアサービス」だけが担う訳ではない。メディア規制の性質と範囲に制約をかける上で一般的なメディアサービス規制として災害放送を位置づけるのではなく、災害復旧に必要となる災害放送や緊急通信の確保について規定した法律を策定することも考えられる。

(マイクロソフト (株))

- コンテンツ規制に関しては、特権的通信・放送事業者に限定し、これら事業者による特別メディアサービスに規制対象

	<p>を限定することが適当である。 (個人)</p>
<p>(3) メディアサービスに関する基本的規律</p>	<p>○ 特別なメディアサービスに該当しないメディアサービスに対しては、社会的影響力に鑑みて、番組準則その他の規律の適用について緩和する方向での検討が適当であると考えます。 (KDD I (株))</p> <p>○・ 特別メディアサービスを提供する事業者は、特別な社会的役割を担うことから、当該事業者が取り扱うコンテンツについては、基本的に現在の規制と同等水準の規制を課すことが適当と考えます。具体的には、特別メディアサービスについては、上記(2)で述べたとおり、限定列举とした上で現行の規制を課すことが望ましいと考えます。</p> <p>・ 一方、その他のメディアサービスを提供する事業者におけるコンテンツの取扱いについては、特別メディアサービスのもと明確に区別するため、原則自由とし、何らかの規律を適用する場合であっても、最低限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>現在同じく「社会的影響力」を持つ新聞等印刷メディアと違い、「放送」のみが一定の規制を受けていますが、これは、「電波の有限性」に起因する公共性及びそれに伴う事業者の限定性を理由とした規制であると理解しています。この点に鑑みれば、資源的制約のないブロードバンドによるIPマルチキャスト等については、従来の放送規制をそのまま適用することは適切ではないものと考えます。また、衛星放送等その他の電波を利用するその他のメディアサービスについても、多様なメディアの新規参入を促し、コンテンツ市場を活性化するために、等しく現行の放送規制を緩和する方向で、必要最小限度の規制にとどめることを検討すべきであると考えます。具体的には、コンテンツ規律の取扱いを以下の通り緩和することが適当と考えます。</p> <p>[公共性の観点から自主規制を含め、一部規律維持が検討しうるもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 番組準則 (政治的公平の確保、論点の多角性等) - 番組審議会、解説字幕番組 - 番組保存 - 広告規制 <p>[規律の緩和が可能と考えられるもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 調和原則

- 災害放送
- 候補者放送

(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- 特別なメディアサービスについて「現在の規制を見直すべき事項があるか」とされている点について、現行水準を超えて規制強化とならないようにすべきです。

((株)テレビ朝日)

- ① 特別メディアサービスを現行の地上放送と仮定した場合は、地上放送に関わる現在の放送法及び電波法の規制は、インフラから放送番組の内容に至るまで様々な規制を有しており、十分であると考え。したがって、特に追加という観点からは現在の規制を見直す必要はないと考える。

- ② その他のメディアサービスの事業範囲や事業内容・形態が明示されていない段階で、規制の是非について考えることは困難である。メディアサービスと呼称される事業であっても、事業内容が異なれば当該事業がどのような社会的機能を要求されるかによって、当然その規制の内容は異なってくると考える。番組審議会・政治的公平性の問題もこの視点から検討すべきである。

((株)テレビ東京)

- 地上放送にとって「地域性」は重要な部分であり、地域に根をおろし取材や報道、番組制作、情報発信を続けている。地上放送が果たしている生活に不可欠な情報基盤を維持できる制度が堅持されるべきである。

(西日本放送(株))

- 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書(2007年12月)は特別メディアサービス(仮称)について、「地上テレビ放送に対する規律を原則維持」としていたが、中間論点整理では「現在の規制を見直すべき事項があるか」との記述になっている。基幹放送たる地上放送について、現行水準を超えて規制強化とならないよう強く求めるものである。例えば総務省は近年、放送法の番組準則違反に対し電波法76条の行政処分(無線局の運用停止・制限、免許取り消し)の適用は可能とする見解を表明しているが、放送の自主自律を損なう行政処分等の制度化は厳に避けるべきである。

((社) 日本民間放送連盟)

- 「特別メディアサービス」の規律について「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書(平成19年12月6日)」は「現在の地上デジタルテレビジョン放送に対する規律を原則として維持」としていたが、今回の中間論点整理では「特別なメディアサービスについて現在の規制を見直すべき事項があるか」と論調が変わっている。基幹放送たる地上放送としては、現行水準を超えて規制強化とならないよう強く求める。

((株) 福岡放送)

- 昨年12月の「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書は特別メディアサービス(仮称)について、「地上テレビ放送に対する規律を原則維持」としましたが、今回の中間論点整理では「現在の規制を見直すべき事項があるか」との記述になっています。国民生活に大きな影響を与える基幹放送である地上放送について、現行水準を超えた規制強化とならないよう強く求めます。放送事業者はこれまでも番組内容の向上・放送倫理の確立に向けては自主自律の取り組みを続けてきましたが、これらを損なう行政処分等の制度化は厳に避けるべきであると考えます。

((株) 毎日放送)

- 基幹放送である地上テレビ放送について、現行水準を超えて規制強化とならない様に求める。

(讀賣テレビ放送(株))

- BS放送においては、その社会的な役割を担うために必要十分な規律が課せられていると認識しております。具体的規律の検討においては、規律を変えることがメディアの価値をどう変えるかに留意すべきと考えます。

((株) WOWOW)

- 1. 「サービス品質」に関する規律については、「メディアサービス事業者に対する規律」とするのか「伝送設備・伝送サービス事業者に対する規律」とするのか検討する必要があると考えます。
- 2. 現在は、同じ内容の放送番組であっても、適用される規律により、CS放送と有線テレビジョン放送・有線役務利用放送とでは異なり、規制を受ける放送事業者もそれぞれで異なっています。「その他のメディアサービス」においては、

できるだけ規制を簡素化した上で、同じ放送番組であれば、どのような伝送サービス上であっても、同じ規律が適用されるようにすべきであると考えます。さらに、「表現の自由」を確保する観点からも、放送番組の編成主体である事業者のみを規制の対象とすることについて検討することが適当と考えます。

3. 「その他のメディアサービス」においては、有料放送に対する料金規制についても、他国の状況もふまえて、合理化の必要性を検討すべきと考えます。なお、検討の際には、現在のCS放送と有線テレビジョン放送・有線役務利用放送とを同一の規律の中で扱い、競争条件が同一になる制度整備が行われることを希望します。

4. 「その他のメディアサービス」における番組編集準則については、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」最終報告で「一定数のチャンネルごとに番組準則を適用し、特定の事項のみを扱うチャンネルを可能にすることが考えられる」と指摘している点についても検討すべきと考えます。

((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

○ 前回の研究会報告書等に記載があるとおり、地上テレビ放送を「特別メディアサービス」と位置付ける場合、ケーブルテレビ事業者が提供するサービスはその他のメディアサービスとして取り扱われると推測している。その前提で規制の合理化について検討されることについて賛同する。なお、具体的な内容を検討する際にはケーブルテレビ事業者として意見を述べる場の設定を要望する。

((株) ジュピターテレコム)

○ ここでいう「オープン・メディアコンテンツ」が具体的に何をさしているのか不明であり、とくにその外縁はあいまいである。公然性を有するメディアコンテンツとされているが、これでは結局のところ、個人のホームページ・ブログ、投稿サイトへの投稿記事、匿名掲示板への書き込み、動画共有サイト上の映像を始めとして、インターネット上の情報は基本的にすべて包含されることになり、過剰規制・表現の自由に対する過度の委縮になることが容易に想定され、大きな問題であると思われる。

『オープンメディアコンテンツ(仮称)に関する規律』においては、プロバイダ責任制限法の枠組みを適用することで、当面は行政機関が直接関与しない方向とする旨が述べられているが、同法は、インターネットでプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律であることは、既に同法成立より約7年が経過していることもあり(2001年11月成立)、同法により、我々コンテ

ツクリエーターの著作物がインターネット上でアップロードされ、著作権侵害を生じている事案に対して、迅速な回復措置がなされ、非常に効果的な結果をもたらしていることは周知の通りである。

「中間論点整理」に基づき、放送・通信の現行法制を一元化するにあたって、同法の枠組みを適用することは、インターネットだけではなく、広く通信・放送のプラットフォームにおいて、コンテンツクリエイターの著作物の著作権侵害がなされた際に、これまで同様に権利回復が迅速になされるものと期待できる。尚、これまでの同法に基づくインターネット上の侵害行為について、迅速な権利回復が可能となっているのも、偏に「信頼性確認団体」の存在があってこそのものであり、「中間論点整理」で言及された同法の枠組みを適用する際においても、この“「信頼性確認団体」方式”による権利回復手段については、現状通り適用することを強く要望するものである。

一方、「中間整理論点」においては、同法における責任制限範囲を権利侵害情報のみならず違法情報全般に広げるべきではないか、との検討課題が挙げられている。これについては、先ず違法情報の定義を明確にする必要があり、その上で結論を求めるべきであると考ええる。更に、「中間論点整理」においては、『当面は行政機関が直接関与しない方向で検討』ということになっているが、若し、違法情報がオープンメディアコンテンツとして流通した場合における当該違法情報の削除要求を行う主体者が誰になるのが論議を呼ぶと考えられる。同法の対象は前述の通り、権利侵害であり、その点では削除要求を行なう主体者は権利者であることが明確であるが、違法情報を含めるとなれば（その定義次第であろうが）、権利侵害事案とは異なり、私人又は私企業が削除要求の主体者となり得ない場合も生じ、その場合、行政機関が削除要求の主体者となることが考えられ、「中間論点整理」で言及されている事項とは方向性が異なるものとなる故に、十分な検討が必要であると考ええる。

今通常国会において、所謂「青少年ネット規制法」が可決承認されたことにより、当然に「中間論点整理」に基づく法制一元化を進めるにあたっては、同法に準拠し、コンテンツ流通への規制がかかる可能性が考えられる。我々ゲームソフト業界においては、2002年に、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）が発足し、CEROによるゲームソフトの年齢区分制度を実施し、その中において「Z区分」とされるものについては、ゲームソフト販売店と協力し、18歳未満への販売しない取り組みを実施している。「Z区分」は勿論のこと、その下の年齢区分となる「A区分」から「D区分」の各区分においても客観的な討議を行い、随時基準内容の見直しを図り、適切なものとしている。勿論、この年齢区分制度は、所謂「パッケージゲームソフト」だけではなく、昨今その市場が急速に拡大している「オンラインゲームソフト」に対しても適用されている。よって、「中間論点整理」に基づく法制一元化を進めるにあたっては、こうした客観的且つ明確な自主基準を尊重し、過度に「有害コンテンツ／違法情報」とするの

ではなく、これ以上の規制及び何らかの罰則規定を設けるべきではないと強く要望する。

((社) コンピュータエンターテインメント協会)

- イノベーションを促進し国際競争力を強化するためには、そのインフラ的な役割を担うメディアサービスに対する規制は必要最小限にすべきである。また、ネット社会の健全な発展のためには、基本的にはネット以外のリアルな世界（印刷メディア、上演などによる表現など）における規制との整合性の観点にも留意すべきである。そのような観点からは、メディアサービスに関する規律は、リアルな世界のコンテンツ規律に準ずることが原則である。メディアサービス特有の規律については、メディアサービスの定義を明確化したうえで、その規律の必然性を慎重に検討し、社会インフラとしてのコンテンツ表現機能を阻害しないように、法的規制の及ぶ範囲を必要最小限なものにすべきと考える。

((社) 電子情報技術産業協会)

- 特別メディアサービス事業者は、必ずしも従来の許可制や免許制ではなく、事業者自らが望んだ場合に初めて適格性の審査を行う申告型認定制とし、市場への入退場は自由とすることが適当と考えます。

また、旧来の地上波放送事業者以外のメディアサービス（例えばケーブルテレビや衛星放送）については、既に多数の選択肢があり、競争原理も働いていると考えられるため、コンテンツ規制を課す合理的な根拠が見当たりません。このため、規制の対象から外すべきだと考えます。

コンテンツへの事前規制は、民主主義の基本である情報の自由な流通、表現の自由の確保の観点から、原則として廃止すべきとの立場に与します。どうしても事前規制が必要とのコンセンサスが得られたとしても、従前の影響力が残されているNHKなど既存の地上放送事業者に限定すべきと考えます。

((株) ネットリサーチ)

- 地上放送について、メディアサービスが多様化しつつある実態に鑑み、段階的に緩和することも検討すべき。解説字幕番組を放送事業者に義務付けることを検討すべき。これは聴覚障害者に対する支援となるだけでなく、機械翻訳技術と組み合わせた外国人に対する視聴支援、テキストによる映像検索などを容易にし、新たな障害者雇用も生むなど、大きな波及効果を期待できる。マスメディア集中排除規制については、地方経済の疲弊などの実態に鑑み、緩和の方向で検討すべき。

	<p>(マイクロソフト (株))</p> <p>○ コンテンツ規律を検討するにあたり、「サービス品質等も考慮しつつ」については、削除すべきと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>コンテンツ規律にサービス品質の考え方を導入することは、技術中立的とする今回の法体系の趣旨と相容れず、過剰な規制となる恐れがあります。急速に技術革新が進む中、サービス品質はその都度変化していくものであり、サービス品質を考慮した規律はすぐに陳腐化してしまいます。コンテンツの国際競争力を強化するためにも、コンテンツ規律にサービス品質等の考え方を導入すべきではないと考えます。</p> <p>(楽天 (株))</p>
<p>(4) マスメディア集中排除 規制</p>	<p>○ マスメディア集中排除規制については、メディアサービスの区分の検討、すなわち、「特別な公共的役割を担うものとそれ以外を区分して規制する方向で検討する」方向性に鑑み、後者については、多様性が確保されることを前提に、規制撤廃も含めた大幅な規制緩和を検討すべきと考える。</p> <p>(宇宙通信 (株))</p> <p>○ 表現の自由、情報の多元性・多様性を確保する意義や重要性に鑑み、マスメディア集中排除規制の枠組みを維持する必要はありますが、将来的に新たなメディアが登場すること等によって、情報の多元性等が自ずと確保される部分については、規制緩和する方向で検討を進めることが適当であると考えます。</p> <p>(KDD I (株))</p> <p>○ マスメディア集中排除規制を維持することには賛成します。ただし、その規制の在り方については、必要最低限のものとし、必要であれば規制緩和も行うべきと考えます。特にCS放送については、CATV、IPTV などの他のメディアとの競争等における公平性の観点から、更なる普及拡大に向けて規制撤廃も含めた大幅な規制緩和を希望します。</p> <p>(ジェイサット (株))</p> <p>○ マスメディア集中排除規制は、電波の希少性、有限性が前提となった考え方であり、ブロードバンドの進展に鑑みれば、「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」(平成 18 年 6 月 6 日)に基づき、緩和する方向で検討されるべきであると</p>

考えます。これに従い、その他のメディアサービスを提供する事業者については、マスメディア集中排除規制の適用は不要と考えます。

一方で「公正競争促進」という観点において、特別メディアサービスを提供する事業者については、コンテンツレイヤーにおける優越的地位を有するという考え方にに基づき、同等の規制が維持されるべきであると考えます。

(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- 「表現の自由、情報の多元性・多様性を確保する意義及び重要性は失われない」として維持することは理解するが、ローカル局の立場としては地域情報を発信する機会の確保という観点を加える様、強く希望する。レーヤー型、しかも地域サイズでの事業性が困難な場合、巨大サプライヤーなどによりコンテンツが支配されることになり、地方局が発するローカル情報の発信の機会が薄れることを危惧するものである。

(アール・ケー・ビー毎日放送(株))

- マスメディア集中排除原則の維持を行うのであれば、イコールフットィングの観点から同様の規制を放送型サービスを行おうとする企業もしくは企業グループに対しても行う必要があるのではないかと。既存のマスメディアにのみ規制をかけ、活動を阻害することは、表現の自由・情報の多様性・多元性ならびに地域性を守る観点からも適切ではない。

(朝日放送(株))

- 放送の多元性・多様性・地域性の確保について、一部を省略して記述している点を、下記に改めるべき。

新たな法体系の下でも表現の自由、情報の多元性・多様性・地域性を確保する意義および重要性は失われないことから、マスメディア集中排除原則を維持する方向で検討することが適切である。

((株) 静岡朝日テレビ)

- 「マスメディア集中排除規制」に関して、「表現の自由、情報の多元性、多様性を確保する意義及び重要性」とあるが、「地域性」の確保も重要な観点である。「地域性」は、新たな法体系でも積極的に継承していただきたい。

(山陽放送(株))

○ 中間論点整理の「マスメディア集中排除規制」に関する記述で、「表現の自由、情報の多元性、多様性を確保する意義及び重要性」とあるが、情報の「地域性」の確保の論点をあえて除外したとすれば極めて遺憾である。基幹放送たる地上放送の重要な機能・役割の一つが「地域性」であり、新たな法体系においても積極的に継承するべきだと考える。放送の多元性・多様性・地域性の確保については、一部を省略して記述している点を改めるべきである。また、新たな法体系の下でも表現の自由、情報の多元性・多様性・地域性を確保する意義および重要性は失われないことから、マスメディアの集中排除原則を維持する方向で検討することが適当だと思う。

(株) 静岡第一テレビ

○ 「新たな法体系の下でも表現の自由、情報の多元性・多様性を確保する意義および重要性は失われないことから、マスメディア集中排除規制を維持する方向で検討することが適当である。」と記述されているが、情報の多元性・多様性と併せて“情報の地域性の確保”という観点が抜けている。地上放送の重要な機能・役割の一つが「地域性」であり、新たな法体系においても地上放送の地域性については継承するべきである。

(静岡放送(株))

○ 放送は基本的に「地域」への情報提供など「地域」への貢献を意識し重要視して活動を展開してきたが、それは健全なる地域があつて国があるという考え方に基づいての活動であり、放送の基本的理念であつたといえる。地域文化の尊重や地域住民の生活のための情報の必要性は、議論を超えた国としての形であろう。この意味で、国も地上波民放を基幹放送と位置づけてきたのであろう。地域重視の概念が、表現として消えてしまっていることにご配慮願いたい。地域の放送事業者の役割は中央からの豊富な情報と地域のきめ細かい情報を常にバランスを持って編成し放送することにある。

(信越放送(株))

○ 「マスメディア集中排除規制」において、「情報の地域性の確保」の観点が抜け落ちており、極めて遺憾である。「情報の地域性確保」は、論点整理で述べられている「情報の多元性、多様性の確保」と同様、地上波放送としては極めて重要な役割であり、新たな法体系においても引き続き堅持すべきであり、論点整理においても地域性の確保を明記すべきと考える。

(中部日本放送(株))

- マスメディア集中排除規制について維持する方向で検討することは支持するが、「表現の自由、情報の多元性、多様性」に加え「情報の地域性」を確保する意義及び重要性についても認識し、それを継承するよう求める。
((株) テレビ静岡)
- これまで地上放送事業者は「表現の自由」についての最も真摯な体现者であり、擁護者であった。この「表現の自由」に関わる姿勢は今後も変わることはない。マスメディア集中排除原則が「表現の自由」の確保のために、「表現の自由」の体现者たる地上放送事業者に専ら課せられていることは、地上放送事業者の自律的で自由な企業活動の障害となるだけでなく、今般のデジタル社会への移行に伴う急激な社会状況の変化により、経営的に苦境を強いられつつある地上放送事業者の経済的基盤を著しく毀損しかねないものである。それはとりもなおさず「表現の自由」そのものの衰退につながるという、逆説的な関係にあるといえる。地上放送事業者が今後「表現の自由」の確保のために、自立的で多様な経営を行うことを可能とする制度的担保を期待する。
((株) テレビ東京)
- 中間論点整理の「マスメディア集中排除規制」に関する記述で、「表現の自由、情報の多元性、多様性を確保する意義及び重要性」とあるが、情報の「地域性」の確保の観点をあえて除外したとすれば極めて遺憾である。基幹メディアたる地上放送の重要な機能・役割の一つが「地域性」であり、新たな法体系においても積極的に継承すべきである。
((株) テレビ新潟放送網)
- 中間論点整理の「マスメディア集中排除規制」に関する記述で、6月19日の研究会中間取りまとめの「特別メディアサービス」の項にあった「放送の多元性・多様性・地域性の確保」から「地域性の確保」が脱落しているが、これは意図的に除外したのかどうか。意図的に除外したのなら、基幹放送である地上放送の重要な機能である「地域性」を軽視・無視したもので、地上局の立場からは看過できない。
((株) テレビ北海道)
- 中間論点整理の「マスメディア集中排除原則」に関する記述で、新たな法体系の下でも「表現の自由、情報の多元性・

多様性を確保する意義及び重要性」とあるものの、基幹放送たる地上放送の重要な機能・役割の一つである「地域性」という観点が含まれておらず、今回の論点整理において敢えて除外されたものであるとすれば、遺憾であり、新たな法体系においても積極的に「地域性」を継承すべきである。

(長崎放送(株))

- 中間論点整理の「マスメディア集中排除規制」に関する記述で、「表現の自由、情報の多元性、多様性を確保する意義及び重要性」とあるが、情報の「地域性」の確保の観点をあえて除外したとすれば極めて遺憾である。基幹放送たる地上放送の重要な機能・役割の一つが「地域性」であり、新たな法体系においても積極的に継承すべきである。

((社)日本民間放送連盟)

- マスメディア集中排除規制を維持する方向で検討することは適切であると考えている。ただし「中間論点整理」の本項目の記述には、「情報の地域性の確保」が欠如している。

「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書(2006年6月6日)」では、「(前略)IP化・グローバル化の時代にふさわしいマスメディア集中排除原則を確立すべきである。しかし、その際でも放送の健全な発達を図るため、(中略)地方局の独自性、自立性の確保には十分に配慮すべきである。」とされている。地方局の独自性、自立性とはすなわち「情報の地域性」と同義と考えられる。

経済活動のグローバル化に伴い国際競争の激化しているなか、我が国産業全体の国際競争力を強化するためには、地域の活力を活性化させることが必要不可欠である。地方局は地域性の高い番組を制作・放送することにより、地域活力の活性化へ貢献する役割を担っている。マスメディア集中排除規制に関する記述に「情報の地域性の確保」を明記し、(地上放送の)地方局の独自性、自立性の確保に十分配慮した議論がなされるべきである。

((株)福岡放送)

- 「マスメディア集中排除規制を維持する方向」とされていますが、現行の規制を単に継承するだけではなく、各メディアの役割、環境変化等を十分に見極めつつ、必要に応じて緩和の方向性も打ち出していくべきと考えます。

((株)フジテレビジョン)

- 中間論点整理の中に情報の地域性について記述がない。あらゆる分野でグローバル化が進む中、地域の文化や歴史の継承が課題となっている。地域の地上放送にはこうした役割とともに、地域の産業、経済の活性化に寄与している。情報のライフラインとしての機能も大きく、従来の放送の概念を新法体系に継承すべきである。
(北陸放送(株))
- 「マスメディア集中排除規制」に関する記述では、「表現の自由、情報の多元性、多様性を確保する意義及び重要性」とありますが、情報の「地域性」の確保の観点が見えていません。地上放送の重要な機能・役割の一つが「地域性」であり、これからも地上放送事業者が地域密着メディアとして活動していくことに地域住民・視聴者は大きな期待を寄せています。新たな法体系においても情報の「地域性」の確保が積極的に継承されるよう、強く希望します。
(株) 毎日放送
- 中間論点整理の「マスメディア集中排除規制」に関する記述で、「表現の自由、情報の多元性、多様性を確保する意義及び重要性」とあるが、情報の「地域性」の確保の観点をあえて除外したとすれば極めて遺憾である。基幹放送たる地上放送の重要な機能・役割の一つが「地域性」であり、新たな法体系においても積極的に継承すべきである。
(株) 南日本放送
- 世界的に見ると、プレミアム・ペイチャンネルはそのチャンネルを拡大することで成長してきております。限られた周波数を利用する BS 放送においても、プレミアム・ペイチャンネルが一定の範囲でチャンネル数を拡大することは、自身の加入者を増やすと同時に、BS 放送全体の発展にも資すると思えます。
(株) WOWOW
- 「特別なメディアサービス」に関しては、公共的な役割を保持し、また、その影響力が大きいところから、マスメディア集中排除原則を厳格に適用すべきであると考えます。一方、「その他のメディアサービス」については、規制を緩和すべきであると考えます。
(社) 衛星放送協会

- 新たな法体系の下でも表現の自由、情報の多元性・多様性を確保する意義及び重要性は失われないことから、マスメディア集中排除規制は維持すべきと考える。尚、その他のメディアについては、交付免許数及び事業者数も十分多いことから、表現の自由、情報の多元性・多様性が既に確保されていると考えられ、既存事業者による新規事業及び事業統合を阻害しないためにも、集中排除規制を緩和する方向で、検討すべきであると考えます。
(ジュピターサテライト放送 (株))
- 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書で、「一般メディアサービス」について「マスメディア集中排除原則についても最小限度のものにすべきである」とされているように、「特別なメディアサービス」以外は規制撤廃も含めた大幅な緩和を行い、CS 放送については、有線テレビジョン放送・有線役務利用放送との競争条件が同一となることを希望します。ただし、BS デジタル放送及び東経 110 度 CS デジタル放送については、「特別メディアサービス」である地上デジタル放送と同じデジタルテレビ（三波共用受信機）での受信が可能であり、その普及台数が現在急激に伸びていることをふまえ、マスメディア集中排除原則の規制の在り方について検討を行うべきと考えます。
(株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)
- マスメディア集中排除原則は本来、言論の多様性・多元性を確保するために、電波法に基づき有限希少な電波資源を使って行う放送事業の施設免許基準として設けられている省令である。これを伝送設備規律ではなく、コンテンツ規律として位置づけることは不適當である。
(社) 日本新聞協会)
- 現行のマスメディア集中排除原則は、一部メディアによる実効支配に起因する企業経営への影響度解消への貢献度が疑問視されるなど、その実効性に疑問が残されています。言論の多様性の確保の手法としてこの原則が有効性を発揮しているのか、根本的な議論が必要なのではないのでしょうか。一つの考え方として、一律・機械的な支配比率で制限を課すのではなく、基本的には企業の経営判断に委ねつつ、独禁法における企業合併審査のような市場支配力の影響度などを考慮した、事後審査型の制度に重点を移すべきではないのでしょうか。
(株) ネットリサーチ)
- デジタル化による情報流通費用の低減に伴うメディアの多様化によって、表現の自由、情報の多元性・多様性を維持す

	<p>るための資本規制の必要性は薄れていることを踏まえ、マスメディア集中排除規制の緩和を検討すべき。 (マイクロソフト (株))</p> <p>○ 新たな法体系の下でも、表現の自由、情報の多元性・多様性を確保する意義および重要性は失われないと考えますが、飛躍的にメディアの増加や多様化が進んでいる現状を踏まえると、全体的にメディアの持つ社会影響力は分散される傾向にあり、マスメディア集中排除規制は、緩和の方向で検討することが適当と考えます。 (メディアフロッジジャパン企画 (株))</p> <p>○ チャンネル数の増加やメディアの多様化を踏まえ、現行のマスメディア集中排除規定を見直す必要性がないのか否かについても議論すべきと考えます。 (理由) 多チャンネル化やメディアの多様化が進む中、放送法制定当初と比較して、情報発信の主体及び手段が格段に増加しています。このような環境の変化を踏まえ、現行のマスメディア集中排除規定の必要性・相当性が有効かどうかを検討したり、多元性・多様性を確保する手段としてマスメディア集中排除規定以外にとりうる代替手段がないかどうか(放送持株会社に対する議決権保有制限の見直しを含む)などの議論を行う必要があると考えます。 (楽天 (株))</p> <p>○ 「新たな法体系の下でも表現の自由、情報の多元性・多様性を確保する意義および重要性は失われたい」と、今まで議論中にあった地域性というキーワードが外されていることの意味はございますか？また、マスメディア集中排除原則と認定持株会社制度に考え方に関しては、相反する部分が多いかと存じます。ここをもっと国民に理解しやすいように説明して頂きたいと思います。 (個人)</p>
<p>(5) オープンメディアコンテンツ(仮称)に関する規律</p>	<p>○ コンテンツの内容に関しては、「通信の秘密」「表現の自由」の観点からも、行政が関与しないことを原則とすべきであり、中間論点案の方向性に賛同します。なお、違法・有害情報対策については、事業者の免責について配慮されるべきであり、関係者による自主的取組みが進められていることも十分考慮し、検討することが必要であると考えます。 (KDD I (株))</p>

○ 基本的にコンテンツ規制は、表現の自由を最大限に保障し、また従来の通信と放送の枠を越えた新たなサービスの創設、情報通信産業の更なる発展のためにも、必要最小限とし、原則、事業者の自主的な規制に委ねるべきものと考えます。中間論点整理では「オープンメディアコンテンツに係る違法・有害情報対策については、いわゆるプロバイダ責任制限法の枠組みを適用し、当面行政機関が直接関与しない方向で検討することが適当」とされています。「当面行政機関が直接関与しない方向で検討することが適当」とした方針には基本的に賛同するところですが、4(5)の①に挙げられている「現在は私法上の権利侵害情報のみがプロバイダ責任制限法の対象となっているところ、その責任制限の範囲を諸外国の一部のように違法情報全般や刑事上の責任というところまで拡大することが必要か」という点に関しては拡大の必要はないものと考えます。現状のプロバイダ責任制限法の対象は「私人間の権利侵害情報」のみが対象にされているところですが、対処の手続が民事訴訟法の手続を前提とした仕組み（仮差押、口頭弁論、準備書面等の対応）であるため、事業者にとって必ずしも軽減措置とはなっていません。このような状況で、プロバイダ責任制限法の対象を有害情報まで拡大することは、表現の自由を制限する懸念があるほか、事業者の責任及び負担を拡大するものであるため、適当でないものと考えます。

一方で、通信利用者の用途が音声通話のみからウェブ閲覧等のデータ通信を含むものへと多様化していく中で生じている新たな問題に対し、各方面から電気通信事業者の対応が求められている実状が存在します。具体的には、Winny等のP2Pファイル交換ソフトによる大容量データ送受信が、電気通信事業者のネットワーク運用へ支障を及ぼし、他の一般利用者の利便性を損なっているという問題や、インターネット上における違法・有害情報の問題に対する対応が挙げられます。しかしながら、電気通信事業者は通信の秘密の保護を遵守しなければならない立場にあり、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由が十分に整理されていない状況下においては、電気通信事業者が、利用者の通信の内容に応じて当該通信の制限を行うこと、情報の違法・有害性に関する判断や当該情報の削除等を行うことは難しく、その対応に限界があります。このため、融合法制において、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由等の明確化を行うことにより、電気通信事業者がこのような問題に対して、適切に対処可能となるよう制度整備を行って頂きたいと考えます。

なお、これらの規制の検討に際しては、その第一の義務を有するのは違法・有害情報を発信する者にあり、電気通信事業者はこれらに対処する立場の者として最小限の義務に止めるよう留意して頂く必要があると考えます。例えば、コンテンツに対するゾーニング規制を実施する場合には、その対象は一義的にはコンテンツの作成者や掲載者であるべきで、電気通信事業者に対しては過度な義務を課さずに、情報削除対応等を必要な時に実施する程度の最小限の規制とすることが

望ましいと考えます。

(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- ①有害コンテンツ等に対する何らかの規制は必要であるとしても、通信・放送の法体系の枠内で対応することが適切か、②社会的影響力が増大することにより規制が強化される枠組みを導入することは、結果的に事業者の事業意欲を削ぐとともに、コンテンツの流通促進を阻害することになるおそれはないか、といった論点の検証が必要と考えます。更に、IP技術を用いたコンテンツ配信については、既に国境を越えたサービス提供が急速に進展していますが、①国境を越えたコンテンツ配信サービスに対する規制の有効性の問題があるとともに、②仮に国内事業者のみが規制を受けるとすれば、国際競争力の強化の観点からの問題やサービス提供事業者の国外流出も懸念されることから、こうした点についても慎重に検討する必要があると考えます。

(日本電信電話(株))

- 有害情報の規制については、様々な議論がなされていますが、違法とは言えない有害な情報に対して、プロバイダーがどのように対応するかなど、効力のあるガイドラインの策定について、検討していただきたい。

(北海道総合通信網(株))

- 「公然性を有する情報通信コンテンツ」とは何を指すのかが不明確である。インターネットを通じて見ることのできるコンテンツを指すのであれば、違法コンテンツ対策に行政機関が直接関与しないという検討の方向には賛成する。しかしながら、「有害」コンテンツの「有害」とは一体何を指すのかが不明確である。またその定義においては、憲法に保障された表現の自由との兼ねあいから、より一層の広範な議論が必要だと考える。

(朝日放送(株))

- オープンメディアコンテンツに対する規制は、当該コンテンツが果たす社会的機能の差異により検討を行うべきである。「表現の自由」の観点からは、「全ての表現者」に対して、規制にはより慎重に取り組むべきである。一方でオープンメディアコンテンツを利用して事業を行う場合には、当該事業者が(規模や機能の観点から)より強大な社会的影響力(例えば地上放送事業者と同等の影響力)を求める場合や、あるいは結果としてそのような状況になっている場合には、地上放送事業者と同等の規制を課すことについても、国民生活者の安全性の確保等の観点から検討を行うべきである。

(株) テレビ東京)

- 左記項目では、「規律」と「規制」という二つの表現が用いられていますが、その使い分けの意味するところは必ずしも明らかではありません。例えば、(2)においては、災害報道等の公共的役割に言及したうえで「特別な公共的役割を担うものとそれ以外を区分して規制する方向で検討することが適当」とされており、(3)においては、番組準則や調和原則等を指して「規制」という表現が用いられています。現行放送規律は放送事業者による自律を基本としたものであり、そもそも表現の自由を確保する観点からは、コンテンツの内容に関する政府の関与は極力控えることが重要です。上述のような点について行政による「規制」が広範に及ぶとすると、放送事業者の自律を基本とする現行法の趣旨にそぐわないものと考えられます。したがって、左記項目中の「規制」という表現のうち、コンテンツの内容にかかわるものについては「規律」に改められるよう要望します。

(日本放送協会)

- 「公然性を有する情報通信コンテンツ」「表現の自由と他の法益との衝突を調整する規律」(p 14)については、デジタルコンテンツ以外のコンテンツを含め、表現の自由と他の法益との衝突は生じるものであり、これらを一体的に検討すべきであって、再編法において、現行放送法で規制されている「放送コンテンツ」を超えて、「情報通信コンテンツ」として、およそデジタルコンテンツ全てを特別な規制対象として位置付けることは不適切である。

ネット上の違法・有害情報対策については、既に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立しており、関係省庁横断的に連携して取り組むことが必要である。

また、プロバイダ責任制限法は、引き続き有効と考えられるが、本規定は、コンテンツの利用者とコンテンツの制作・発表者の間に介在した特定電気通信役務提供者の免責を主として定めた紛争解決ルールである。このため、再編法の枠組みの中でプロバイダ責任制限法の規律を位置付けることは、私法上の権利の調整に対する行政の過度な介入を招くおそれがあり、「当面」(p 14)ではなく、中長期的にも行われるべきではない。

さらに、その免責範囲を、私法上の権利侵害情報の削除に対する損害賠償責任からその他の刑事上の責任にまで拡大するかどうかについては、民事上の責任制限ルールを主としてきた経緯に鑑み、その紛争の実態を見極めつつ、慎重に検討すべきである。

(経済産業省)

○ プロバイダ責任制限法の範囲を拡大することには反対である。インターネット関連サービスは、ユーザによるコンテンツの送受信を可能とすることを特徴とする。このようなサービス形態において、サービス事業者が、他人がアップロードする全てのコンテンツについてありとあらゆる違法性の有無を判断することは不可能である。また、プロバイダ責任法の適用範囲を違法情報全般や刑事上の責任にまで拡大した場合、サービス事業者には現状をはるかに超える発信者情報開示請求等が殺到することが予想され、その業務負荷によりビジネス遂行に支障をきたすおそれがある。

有害情報対策については、表現の自由の保障という原則に鑑み、中間論点整理に記載されているとおり、行政機関が直接関与しない方向で検討すべきである。しかしながら、いわゆる「オープンメディアコンテンツ」に保障される表現の自由が、情報通信法以外の法体系において保障されている表現の自由と、その保障度合いにおいて差別があるべきではないと考えられることから、有害情報の判断に際しては、あくまでも民法及び刑法上の一般的な規律に基づくべきであり、個別業法の一つである情報通信法の法体系の中で規定されるべきではないのではないかと考える。また、昨今ネットを中心とした青少年に対する有害情報対策に関して議論が活発になされ、その結果、民間の自主的な取り組みが進展しており、この問題は関係者全体で取り組みをしていく必要がある。

((財) デジタルコンテンツ協会)

○ 一般に、表現の自由の観点から、オープンメディアコンテンツは自由とすることを原則とした上で、オープンメディアにかかる規律は必要最小限にすべきと考える。プロバイダ責任制限法は、現行法の内容および運用において、ネットワークにおける秩序の維持と事業者の負担の観点から、既に相応のバランスをもった機能を果たしている。同法の責任制限範囲の拡大は、却って表現の自由を萎縮させる可能性があり慎重な制度設計が望まれる。なお、別項に記載する様に、プロバイダ責任制限法を新法（いわゆる情報通信法。以下に同じ。）に取り込むのは適切ではないと考える。

((社) 電子情報技術産業協会)

○①現在は私法上の権利侵害情報のみがプロバイダ責任制限法の対象となっているところ、その責任制限の範囲を諸外国の一部のように違法情報全般や刑事上の責任というところまで拡大することが必要か

オンラインゲームは、従来の情報や放送サービスと異なり、ブロードバンド通信回線を利用した双方向通信を基本とし

たコンテンツサービスであるため、コンテンツおよびサービスの内容において違法性を検証するに当たり、既存のルールを適応するのは難しいと考える。そのため、オンラインゲームガイドライン（2006年策定）をバージョンアップし、現実に適合した、業界とユーザー双方に合意が得られるような業界のルールを作り対応したいと考えている。したがって、プロバイダ責任制限法におけるプロバイダの責任制限の範囲を違法情報全般や刑事上の責任というところまで拡大することは必要ないと考える。

②有害情報についてどのような対策が必要か

将来的に団体内においてコンテンツの有害性や違法性をチェックする機関の設置が必要となることも想定しているが、オンラインゲームガイドライン（2006年策定）という業界ルールで対応したいと考えている。したがって、有害情報対策は必要ないと考える。

（参考資料）

オンラインゲームとは

オンラインゲームは、ブロードバンド通信インフラの普及とともに成長した産業です。オンラインゲームにおいて、ユーザーは、比較的大容量のゲームソフトを通信回線を通してダウンロードし、データの追加・修正サービス、大幅なゲーム内容のアップデート等サービスを随時受けます。こうしたユーザーが同時に集まりゲームをプレイするので、ブロードバンド通信環境は必要不可欠となります。

2007年のオンラインゲームの市場規模は1,121億円（日本オンラインゲーム協会調査、以下同じ）、ユーザーアカウント数5,905万です。

オンラインゲームのビジネスモデルはコンテンツサービス

オンラインゲームは、ブロードバンド通信回線を通して同時に複数のユーザーが同じタイトルをプレイするゲームを指します。

その種類には、MMO（多人数同時プレイ型）のRPG、カジュアル（少人数同時プレイ型）のスポーツゲーム、麻雀ゲーム、カードゲームなどがあります。2007年日本国内でサービスされたオンラインゲームは503タイトルあります。

オンラインゲーム会社は、ゲーム内で利用できる新たなアイテム、キャラクター、マップ、スキル等データの追加・拡張やコンテンツに付随する様々なサービスを有料で提供します。

オンラインゲームのコンテンツサービスの一般的な仕組み

オンラインゲームサービスを提供するオンラインゲーム会社は、ゲームプレイ上のトラブルを、システムによる自動監視、管理者が監視する人的監視によって基本的に 24 時間監視体制でチェックしています。

ユーザーがゲームをプレイするのに必要な ID・パスワード発行、本人認証等手続きによるユーザーデータはオンラインゲーム会社、課金・決済に必要なユーザーデータは決済会社もしくは決済代行会社が管理して安全なサービスを心がけています。

日本オンラインゲーム協会の取り組み

日本オンラインゲーム協会は、ユーザーに安全なサービスを提供するための課題や問題を解決し、またオンラインゲーム市場の更なる発展のため、オンラインゲームビジネスに関わる企業が共にオンラインゲーム産業および IT 産業の振興を目的とした活動を行うため 2007 年 6 月に設立されました。会員企業数は 45 社です。(7 月 1 日現在)

日本オンラインゲーム協会は、オンラインゲームガイドライン(2006 年 6 月経済産業省産業クラスタープロジェクト活動の一環として活動していたオンラインゲームフォーラムが策定。日本オンラインゲーム協会はオンラインゲームフォーラムを母体として設立された)および会員各社のオンラインゲームの運営規約を遵守すること。公序良俗に反しない健全な経営を行い、安定した経営基盤を有していることを入会規定に明記しており、審査の上入会を認めています。

また、問題解決に向けてのアクションとして不正アクセス・RMT 分科会活動を行っています。

ここでは、オンラインゲームにおける不正アクセスと不正アクセスに伴う RMT の弊害を改善し、ユーザーがゲームを安全にプレイできる環境とオンラインゲーム会社にとってリスクのないビジネス環境を構築するため、会員企業が協議を重ねています。

さらにネットリテラシーの啓蒙として、デジタルコンテンツの祭典「ヨコハマ E I Z O N E」(横浜市等主催)にて「オンラインゲームの魅力と安全な楽しみ方(仮)」をテーマにしたパネルディスカッションを 7 月 25 日行う予定です。

(有限責任中間法人日本オンラインゲーム協会)

- インターネット上の情報である「オープンメディアコンテンツ」は、現行法で対応すべきであり、印刷メディアと同様に、特別の規律を設けるべきではない。また、違法・有害情報対策について、「当面は行政機関が直接関与しない方向で検討することが適当」としているが、行政機関は「当面」ではなく、本来コンテンツの規律に関与してはならない。

((社) 日本新聞協会)

- オープンメディアコンテンツという概念は、国際的にも定義が確立されておらず、孤立した規制体系をつくる危険があります。プラットフォームと同様、激しいイノベーションが繰り返されているこの分野に拙速の危険のある定義と規制は不要であると考えます。児童ポルノや犯罪予告などの有害な書き込みが深刻な社会問題化しているのは事実ですが、必ずしもインターネット固有の問題ということではなく、本質的には刑法や民法の問題であり、さらに法以前に教育や技術開発の問題です。プロバイダ責任制限、有害情報フィルタリングの議論は、既に個別法が機能しており、ことさらに新法体系に混ぜ込もうとする必要はないと考えます。子供達を犯罪から守るために必要なことは、犯罪者に対する罰則の厳格化、両親に対する教育・啓蒙と使いやすいツールの開発促進で対応することが最も効果的だと思料いたします。

((株) ネットリサーチ)

- 違法有害情報に対する規制の在り方は、関係する法律や官庁が多岐に渡り、その目的が多様であることを踏まえ、融合法制の議論からは切り離し、原則として一般法で措置すべき。プロバイダ責任制限法を刑事上の責任に拡大すべきかについては、違法性の判断をサーバー管理者に委ねた場合に萎縮したサーバー管理者が過度の情報削除を行うことが懸念されるため慎重に検討すべき。具体的には責任制限の対象となる法律を限定列挙する、違法性の判断について外形要件を定める、紛争解決手続きを整備するなど、サーバー管理者等による過度の情報削除に歯止めをかける仕組みを整備することが肝要。有害情報対策については、今年の通常国会で青少年ネット規制法が成立し、その附則で3年以内の見直しも明記されているところであり、当面は経過を見守るべき。

(マイクロソフト (株))

- 現在、私法上の権利侵害情報を対象としているプロバイダ責任制限法については、次の2つの理由から刑事上の責任まで含めるよう規定を拡大すべきであると考えます。第一の理由は、確かに民事上の責任だけを考えるとプロバイダ責任制限

法はプロバイダに対して常時監視義務を課すものでもなく、情報の流通によって権利侵害がされている旨の通知を受けた場合（あるいは自ら知った場合）に対応すれば足りるとされている。しかしながら、刑法の定める幫助犯の構成要件はかなり広く、アクセスが自由で情報が流通に置かれるまでは何が流通するか分からない以上は、違法（刑事法上）な情報を監視等していないことが当該情報の発信を幫助したと評価される可能性は低くなく、結果として監視義務が課せられている状況を作り出しているといわざるを得ない。加えて、構成要件該当性の判断が専門家でないプロバイダにとっては困難であるという二つ目の理由が挙げられる。監視をせざるを得ないうえに、それぞれの情報についての構成要件該当性の判断が求められることになるが、特に、違法性の錯誤は故意を阻却しないことから、プロバイダ自身の安全を図るためには危なそうなものは全て削除せざるを得ない。つまり、刑事分野において表現規制をしているものについては実際の構成要件を超えて広く削除を促す結果、表現の自由を侵害する結果をもたらしていると考えられる。上記の観点から、プロバイダ責任制限法の範囲の拡大をすることが必要であると考えられる。なお、刑事上の免責規定はルーズなプロバイダを保護するためのものではないため、適用要件については、様々な角度から慎重に検討を要することは言うまでもないと考えられる。

有害情報対策については、青少年を対象とした有害情報対策に関して議員立法で一定の方向性が打ち出されたため、その成果を待つということでも十分であると考えられる。青少年保護以外を目的とした有害情報対策については、何が有害であるのかという社会的コンセンサスを得ることは極めて困難であり、かつ、表現行為に及ぼす影響も多大であるため、現時点では検討は不要であると考えられる。

一方、違法情報対策については有害情報対策とは別個に進めるべきであると考えられる。青少年を対象とした有害情報対策の議論の際にも、例示されたものの大多数が違法情報であったことに照らしても違法情報対策を進めることの重要性は明白であると考えられる。ただし、「違法」情報とは、刑事上違法と判断される情報（例えば、猥褻図画の頒布など）に限らず民事上違法と評価される情報（例えば、名誉感情の侵害など）や行政法上違法と評価される情報（例えば、特定商取引法の表示義務違反など）もあり、その中の刑事上違法と判断される情報のみを選択したとしてもなお、刑法のみならず様々な法律があり、各法律の各条項の順法状況がまちまちである中（例えば、薬事法が規制している広告表示義務違反をしている健康食品は日本国中に溢れかえって目立つ部分の規制しか実態上はなされていない）で、国民全体の規範意識を変えないと一律には違法情報対策を行なうことができないという事実を受け止め、その範囲を明確にしていく必要があると考えられる。

（ヤフー（株））

○ 違法有害コンテンツ対応などの理由により、インターネットでのコンテンツ配信について新たに規制を課すということであれば、次に掲げる理由から、それは適当ではないと考えます。

- ① インターネット配信について新たなメディアコンテンツ規制を課すとするならば、憲法が保障する「表現の自由」との関係が問題になることから、「公共の福祉」の観点から規制するだけの必要性・相当性があるのかどうかにつき、慎重かつ十分な国民的議論が必要と考えます。
- ② 新聞等の他のメディアについては規制されない一方、インターネット配信については規制されることとなれば、メディア間の適正な競争が阻害され、かえって国民の知る権利を支える情報の自由な流通やメディアの多元性確保が阻害されるおそれがあります。仮に違法有害コンテンツの対策のために新たな法規制が必要だとしても、それは放送・通信法制で措置すべきものではなく、メディアの種別によらない刑事法制により手当てすべきものと考えます。
- ③ もし、日本においてのみ特有の規制が導入されるということであれば、日本のメディア産業や情報通信産業の国際競争力強化に甚大な悪影響を及ぼします。

違法・有害情報対策については、行政機関が直接関与しないことは絶対に守られなければならない原則であり、違法有害情報の具体的な内容に直接間接を問わず行政機関が関与したり、民間事業者による削除等の対応に行政機関が直接間接を問わず影響力を及ぼすことは厳に慎まれなければならないと考えます。

(理由)

上記内容に国が関与することは国による情報統制になり、表現の自由の侵害になりますので、適当ではなりません。

(楽天 (株))

○ 報道機関が主張する表現の自由、報道の自由について自由に対する責任に関する法整備はどのようになっていますでしょうか？例えば、公共性を伴うニュースなどの社会報道を行う企業がその報道内容について一定の責任を負う必要があると考えられます。裏づけの無い報道や特定の主張をはらんだ報道により事実が歪曲して伝えられる場合になんらかのペナルティを課す必要があります。また、既に報道した内容は提供情報の裏づけを報道した企業が行ったものとしてこの責任を厳しく問う事で一定の責任を負う事も併せて必要と考えられます。特に今後、インターネットにより情報が拡散、二次保管が行われる時勢を反映して、その影響力を重く受け止める必要がこれまで以上に重要と考えられます。

【事例紹介】毎日新聞英字記事 WaiWai 過去 5-10 年における影響度合い

既にネット上に拡散して、海外サイトで引用という形で二次保管されて事実と異なる内容が毎日新聞という三大新聞社の信頼性ある情報として流通してしまっています。毎日新聞社自身が否定記事を海外にむけて今後10年間出し続けるか、国家として公式に否定する見解を各国報道機関に向けて数年間流さなければ消せない程の悪影響を及ぼしています。海外在住の日本人への襲撃の危険性すら、存在しており、可及的速やかな国として法整備が必要と考えられる事例です。特に昨今、日本国に対して国家国民を酷く侮辱するような偏向報道が行われていたとしてもこれを処罰する法律がありません。国政に対する批判非難と差別的侮辱的な表現を用いて国民又は国家を侮辱する事はあきらかに区別すべきことであり、この点を区別した適切な法整備が求められる事と考えられます。国際社会で通用する日本である為に是非とも検討していただきたいと思います。

(個人)

- オープンメディアコンテンツに関しては、特権的通信・放送事業者と異なり、一般メディアと同様の法体系の中で検討すべきである。

(個人)

- 「オープンメディアコンテンツ」について「当面は行政機関が直接関与しない方向で検討」とされていることを支持し、この方向性を堅持していくことを強く望む。インターネットによって個人が情報発信できるようになったことは、国民が言論・表現の自由を享受できる格好の環境が整ってきたということと同義である。無論、言論・表現の自由というのは他者の権利との衝突をしばしば生むものであり、その自由は無制限に保障されているものではない。しかし逆に言えば、他者の権利との衝突を生まない限りは最大限に保障されるべきものであり、個人の言論・表現に国が介入し規制を行なうことは許されない。中間整理における方向性は支持できるものの、「当面は」とされている部分には大いに引っかかりを覚えるところである。個人の言論・表現の自由と他者の権利との衝突については、現行法ですでに調整が為されているところである。となれば、インターネット上での規律も現行法に主として委ねることとし、その法の実効性を高める方向でインターネットの在り方を模索することも一つの方法であろうかと思う。ただし、インターネットでの情報のやりとりは、受け手が能動的にならなければ発生しないという特徴がある。つまり、公衆が行き来する場での表現というよりは、小屋（その大小は問わない）か何かで表現を行なって受け手は自分の意思でその小屋に入るという形に近い。そのため現行法の規律ではそぐわないものも出てくるだろう。それについては慎重に検討し、言論・表現の自由を最大限に保障する形で

規律の在り方を問うていく必要がある。プロバイダ責任制限法のありかたを検討する際にも、個人の言論・表現の自由を最大限保障すること、現行法の実効性をインターネット上でいかに確保していくかということ念頭に置いた上で進めていただきたい。現実の世界で行動して許されることは、ネット上でも許されるべきである（逆の場合——ネットで可能だが現実世界で許されていないことについては、この機会にその妥当性を検討してみるのが良い）。

（個人）

- 情報社会の発展を阻害せぬ柔軟な枠組みの検討を「オープンメディアコンテンツ」についての違法・有害情報対策だが、「受信者が不特定」などの曖昧かつ、放送モデルに囚われた定義では、今後のインターネット上における文化、経済、技術等の発展を阻害する可能性がある。例えば、会員制のメーリングリストはどのような扱いになるのか。誰もが簡単に登録ができるメールマガジンはクローズドといえるのか。あるいは、会員制のウェブサイトと言っても、数百万の会員を抱え、誰でも登録ができる SNS サービスは、本当に受信者を特定していると言えるのか。また、「書き込み」については特定の会員に制限しているものの、誰もが読める形でのブログサービスはどうなのか。斯様に、情報の公開レベルも個人との紐付け方法も様々であり、そのバラエティ豊かな制度設計の柔軟さこそが、インターネット上での言論や新しいビジネスモデルを支え、さらには情報通信技術の根本となっていることを忘れてはならない。そもそも、例えば自費出版であったりコミュニティ放送であったり、個人で発信可能かつ受信者が不特定のメディアなど、既に多数存在する。安易にインターネットを特別扱いすることは、他のメディア規制にもつながり得るため、規制の制度については更なる議論が必要である。

（個人）

5. プラットフォーム規律に関する主な論点

(1) 既存のプラットフォーム規律の位置付け

○ 情報通信産業においては、各企業が技術の進化に応じた、優れたプラットフォームを開発することによってサービスの発展が図られることに留意する必要があります。そのため、プラットフォームについては、過度な規制を課すことによって市場の発展を阻害することのないよう、原則として各企業の自由な取組みに委ねることが適当であると考えます。

(KDD I (株))

○ 情報通信プラットフォームについては、その機能自体や機能の実装形態等において多様なバリエーションが存在し、また今後の技術革新等により、急速に変化する可能性も存在します。さらに、当該プラットフォームの提供主体等により、その発生の経緯も区々であり、例えば、NTT 東西殿等、市場の構造的な要因により生じたプラットフォーム、あるいは ISP・移動体事業者等における事業者間の競争の結果として実現したプラットフォーム等の性質の違いが存在します。これらの点を踏まえれば、プラットフォームレイヤーにおいて一律に規制を課すことは適当ではなく、サービス開発等のインセンティブを確保し、各事業者の戦略的対応が可能となるよう、規制の対象はボトルネック性に起因する市場支配的事業者が有するプラットフォームに限定する必要があると考えます。

具体的には、ボトルネック性に起因する圧倒的な市場支配力を有する NTT 東西殿が提供する NGN における課金・認証等のプラットフォーム機能は、接続事業者にとって新たなボトルネックとなり得るため、規制を課すことが適当であり、当該機能においては接続事業者の希望する部分に接続点を設置する等、確実なオープン化を図ることが必要であると考えます。

(ソフトバンク B B (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))

○ 「中間論点整理」では、ネットワーク機能が高度化する中で情報通信プラットフォームが果たす役割にも配慮しつつ、現時点ではプラットフォーム機能を独立して規制する必要性はないことから、昨年創設された放送プラットフォーム規律を念頭に「規律の位置づけを検討することが必要 (P. 15)」としています。この点、情報通信分野は、今後、IP化・ブロードバンド化等の技術革新に伴い新たなビジネスの形成が期待される分野であり、この分野における事業の発展を図るためにも、ユーザーサービスの高度化・多様化を図るためにも、事業活動については、事業者の自由な事業戦略に委ねるべきであり、仮に競争制限的な事象が生じた際には事後的に対応を行うなど規制は必要最小限にとどめるべきと考えま

す。

(日本電信電話(株))

- プラットフォーム事業者に関しては、その果たすべき社会的機能の検証(国民生活者・事業者双方の観点から検証が必要)を十分に行い、その規律の必要性の有無について検討を行うべきである。放送のプラットフォーム事業に関しては、その有料放送事業全体における圧倒的影響力や優越的地位について明らかであるところから、コンテンツ規律とは区分した新たな規律の導入についても検討を行うべきである。これは、放送事業以外のプラットフォーム事業者についても同様であり、特にインターネット事業等におけるプラットフォーム事業者が国民生活者に与える影響力の強度は、有料放送事業のプラットフォーム以上の大きさがあると考えられる。このことはその事業規模を見れば明確である。したがって、プラットフォーム事業について、事業別にその規律を導入することは合理的ではなく、公正競争確保の観点も踏まえ、検討を行うべきと考える。

((株)テレビ東京)

- プラットフォームの概念を明確にすることが非常に重要なことであると考え。有線テレビジョン放送事業者、IPTVを含む電気通信役務放送事業者、ネット上のプラットフォームを含め現時点では規制を立法化する必要はないと考えるが、コンテンツ提供者、情報提供者との公正な関係を明確化するために、一つの取り組みとして当事者間のガイドラインも含め自主的に検討されるべきと考える。

有料放送の場合、情報セキュリティ及び視聴者のプライバシー保護の観点から、顧客管理の元となるキャスシステムが非常に重要となる。キャスシステムも一種のプラットフォームとみなされるので、その管理事業者に関しては公正性、透明性が担保されるよう何らかの規制が必要と考える。

((社)衛星放送協会)

- 現在のCS放送では、委託受託放送制度及びマスメディア集中排除原則により、放送事業者が大規模なパッケージに含まれるすべての放送番組を放送することはできません。現在発売されているパッケージ商品は、複数の放送事業者が個別に有料放送視聴契約約款を届け出て、その集合体としての商品として発売されており、発売主体が非常に不明確な状態になっています。そこで、放送事業者の代理人であるプラットフォームが、パッケージ商品の編成・販売主体となり、視聴者に対して直接販売できる制度の整備を希望します。

CS放送のプラットフォームと有線テレビジョン放送事業者・有線役務利用放送事業者（Multiple Service Operatorを含む）とは、法律・制度上の位置づけは大きく異なるものの、ビジネス面では競合状態にあり、利用者（視聴者）はこれらのサービス・料金を比較検討してサービスを導入・利用しているのが実情です。放送プラットフォームの規律について検討する場合には、プラットフォームレイヤーでのこれらの競合状況をふまえ、異メディア間でも競争条件が同一になるよう検討すべきであると考えます。

((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

- 研究会報告書のオープン性確保の視点、利用者保護の視点によりプラットフォーム規制を行う議論はありうるが、一律全ての事業者に規制を設けることは適切でなく、市場支配的となるドミナント事業者へのプラットフォーム規制を設定すべきと考える。その場合、新しい法体系においては、従来のようなケーブルテレビ事業といった狭い範囲のサービスだけで事業領域を考えるのではなく、プラットフォームの特徴（有線、衛星、無線）に応じた市場支配力によって規制がなされるべきと考える。例えばNTT東西は、NTT東西の通信プラットフォームレイヤー上の要件であるインターネット接続サービスの取扱いの同等性について、公正競争確保のための要請を受けた実績もあり、規制設定は必要と考える。また、NTT東西は、従来からNTT東西の参入が規制されている放送業についても、視聴者の視点では既にプラットフォームレイヤーを通じて実質提供を行なっているように見受けられる。

このような状況は

1. オープン性確保の視点による独占・寡占の懸念 特にレバレッジによる放送系中小事業者への脅威
 2. 利用者保護の視点（サービス内容の利用者理解の明確化他）欠如の懸念
- を増大させていると考えられ、早々の規制設定が必要と考える。

((株) ジュピターテレコム)

- NTTぷららやスカパーJSATなどは既に強力なプラットフォームを作り上げており、実質内容において相対的に巨大な垂直統合組織となっています。今後ともプラットフォームレイヤーに新規参入を促し、或いは巨大プラットフォーム事業者が他のレイヤーの別事業者に支配的影響を及ぼさないような検討を加える必要があると考えます。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- NTT、スカパー！においては各レイヤーを有した巨大な垂直統合型の企業となっており、特にスカパー！においては、東経110度衛星を利用した番組供給事業者と有線放送事業者とのコンテンツ流通について、主に視聴制御において難色を示しており、また、本来は高画質コンテンツの流通において開かれるべきH.264方式による衛星送信においても、開放の意向が見られない。今やJ-SAT、宇宙通信と衛星自体を独占していることもあり、プラットフォーム事業においては、コンテンツ流通を促進するための「開かれた装置」として存在することを義務付ける何らかの法制度が必要。
(株) ひろしまケーブルテレビ
- プラットフォーム規制については、現在、放送分野において有料放送管理事業に係る規制が行われているだけである。「その際、これ以外のプラットフォーム等を他から区分して位置付ける必要性について、公正競争確保の観点も踏まえ、検討を加えることが適当」(p15)については、例えば、認証、課金、検索サービス等は、現在、情報処理サービスとして自由に行われているものであり、再編法の対象とすることは不適切である。なお、公正競争確保の必要があれば、一般競争法で対応すべきである。
(経済産業省)
- ここでいう「プラットフォーム」がどういう概念であるか不明であり、これを明確に定義することが先決である。それなしに議論を進めるのは危険と言わざるを得ない。
(社) コンピュータエンターテインメント協会
- 在日米国商工会議所は、当該委員会で検討されている論点の中でも、特にプラットフォームレイヤーの規律に関する議論の推移について懸念がある。通信・放送の再編成や融合においてその中核となるのが、まさに認証・課金等のプラットフォームサービスであり、これらがネットワークインフラと利用者を接続し、様々なアプリケーションやサービスを安心・安全に提供する基盤となっている。当該委員会は、公益性と公正競争の観点から融合法でプラットフォームサービスを規制すべきと提案している。公正競争の観点は重要であるが、未成熟である市場に対して公益性をあらかじめ定義すること自体が、競争環境を委縮させる危険性がある。また、同様に技術革新を阻害し、既存事業者の競争優位性が維持され、新規参入を阻む要因となりかねない。公正競争に係る事項については、情報通信法制ではなく、独占禁止法等の競争法制で措置することが望ましい。
(在日米国商工会議所)

○ プラットフォーム事業は、新規でかつ成長が見込める市場であるので、事業者の事業の自由を最大限確保すべきである。独占・寡占化による公正競争阻害の危険は考慮すべきであるが、技術イノベーションが期待できる市場であり、基本的に、事前規制になじまないものであり、独占禁止法等による事後規制で対応すべきであり、新法に取り込むのは適切ではないと考える。利用者保護に関しても、消費者契約法等の現行法で対応すべきであり、新法に取り込むのは適切ではないと考える。

((社) 電子情報技術産業協会)

○ 放送プラットフォームについては、「昨年いわゆる放送プラットフォーム事業（有料放送管理事業）に係る規制が創設された」ばかりであるため、新法制においてその規制がそのまま移行するという趣旨であると理解する。しかし、放送プラットフォーム規制の是非は別として、移行を機に新たなプラットフォームまで規制されることのないように、十分議論すべきである。

((社) 日本経済団体連合会)

○ プラットフォームという用語の定義が定まっていない段階で、あたかも規制を前提とするかのような議論を行うべきでないと考えます。このいわゆるプラットフォームと呼ばれている世界は、まさに技術とアイデアのイノベーションが激しく繰り返され、ビジネスモデルの新陳代謝が物凄いスピードで繰り返されている分野です。まさに新ビジネス揺籃・叢生の場となっています。この場は明白な妨害行為が無い限り意識的に忍耐をもって規制との距離を保つことが、新産業の誕生を願うと言う視点から必要と考えます。定義如何によっては将来的に規制がかけられる可能性が予期されれば、国民は萎縮し、市場に影響を与える危険性があります。

経団連からも指摘がなされているように、課金や認証、顧客管理などの機能・業務は、旧来の電話事業者や放送事業者がその伝送インフラを利用して通信又は放送サービスを行う際の付加的機能に過ぎません。規制の横断的整合性を維持する必要から論じられているとすれば、「プラットフォーム」という用語は使用せず、既存の電話事業で言うところのオペレーション・システムに当たる機能や放送の編成機能などは、単に「伝送サービス」という用語で統一することが適当と判断します。また、その定義の範囲は、旧来の電話事業、放送事業のサービスに限定し、規制も不可欠設備のイコールフットィング確保要件など、インフラ規律とセットになるものだけに限るべきです。

((株) ネットリサーチ)

○ プラットフォームの定義が極めて曖昧であり、法的規制の対象にそぐわないのではないか。また、現行の放送法を維持するのであれば、放送プラットフォームについて新たな検討を要さない。放送プラットフォーム事業以外のプラットフォームについても、通信プラットフォーム研究会等で議論されているところであり、公正競争確保の観点からは電気通信事業法や独占禁止法等で担保することは可能であり、今後の検討を見守るべき。

(マイクロソフト (株))

○ プラットフォームレイヤにおいて新たな規律の必要性を提言していますが、プラットフォームはサービス領域によって事業・競争環境に差異があること等を勘案して、技術革新による市場の進展を損なう事のないよう、規制の必要性も含め慎重に検討すべきと考えます。

(メディアフロッジジャパン企画 (株))

○ 「プラットフォーム」については、本委員会の中でも少し議論になったとおり、それが何を指すのかについて、あまりに人によって捉え方がまちまちであり、これを無理に概念付けた上で、検討を行うことには無理があるのではないか。放送プラットフォーム事業に関連して、それ以外のものについてまで議論をする必要性が本当にあるのだとすれば、そのプロセスとしては、個別具体的に問題が起きているサービスを抜き出し、そのみについて焦点をあててどういった規律が必要であるのかを議論し、最後に、それら規律に必要なサービスを寄せ集めて、それについて一定の定義語にまとめることができるのであればそうする、というのが適切である。漠然と、「プラットフォーム」として一括りにする概念を作り、そこに入れられてしまったサービスが、現段階で何ら問題が起きているわけでもないというのに、将来問題が起きるかもしれない他のサービスのために一律に規律がかぶせられることになるというのは、あまりに強引であり、また、憲法上認められている営業の自由に反するものともなりかねず、いまやろうとしているプロセスは適切とは言いがたい。

(ヤフー (株))

○ プラットフォーム規律は不要であると考えます。

(理由)

プラットフォームに対する新たな規制は次に掲げる理由により不要と考えます。

①プラットフォームを含めた各種インターネットサービスにおいては、水平・垂直の両方向から国際的な規模で激しい

サービス競争に常にさらされ、様々なビジネスモデルが存在し、また日々新たなものが生まれる流動的な世界であります。その結果、市場原理が有効に機能し、法規制を課すほどのボトルネック性が生じにくい環境であると考えられ、また、利用者の利便性も飛躍的に向上しています。

②上記のとおり市場原理が有効に機能している環境であるので、規律はまずは市場原理に委ねるべきであります。仮にボトルネック性が発生したとしても既存法による事後規制による対応で十分と考えます。

③プラットフォーム機能は、事業者が利用者利便性向上のため新たなサービスを展開する上での根幹をなす部分と考えられ、この部分についてオープン性を義務付けることは、競争するためのインセンティブを奪うおそれがあり、情報通信産業の国際競争力向上や技術革新による利用者利便性向上をかえって阻害することにもなりかねません。

④今後の技術革新等により、どのようなサービスがインターネット上に出現するかを見通すことが難しい状況の中で、あいまいな定義で規制が行われることとなれば、予見可能性がないので、事業者によるイノベーションを阻害する懸念があります。

⑤もし、日本の事業者のみにプラットフォーム規制が課されるということであれば、事業者の自由な事業展開を阻害し、ひいては日本の情報通信産業の国際競争力に甚大な悪影響を及ぼしかねません。

有料放送管理業務に対する規制が現存することを前提としてプラットフォーム規制の在り方を検討することは不適切です。

(理由)

有料放送管理業務については、衛星放送という限られた分野において一部の事業者が認証課金業務等を寡占しているという現状の特殊要因が存在することを理由に規制されています。したがって、この特殊要因を一般化してプラットフォーム規制を検討する前提とするべきではありません。

(楽天 (株))

6. レイヤー間の規律に関する主な論点

(1) レイヤー間の紛争処理

- レイヤー間の紛争への対応策の検討に限らず、あっせん・仲裁といった紛争処理は、規制当局からも紛争当事者からも中立的な、独立した組織で扱われるべきであることに配慮が必要です。
(KDD I (株))
- 通信・放送の融合・連携の進展に伴う情報通信社会の構造変化や競争環境等を含む市場構造に対応するためには、電気通信事業紛争処理委員会（以下、「紛争処理委員会」という。）の取扱い対象を電気通信事業者間の紛争のみにとどめておくことは適切ではないと考えます。市場の実態に即した紛争処理の枠組みを整備するためには、紛争処理委員会の取扱い対象を、レイヤー間をまたがる紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争に拡大していく必要があると考えます。なお、紛争処理委員会が従来の電気通信事業者間の紛争以外も取扱い対象とすることに伴い、これまで以上の専門的かつ広範な知識や見識が求められることが想定されます。このため、紛争処理委員会の独立性や中立性確保により、迅速な紛争解決、紛争の未然防止等、現行、紛争処理委員会に期待されている役割が継続して果たせるよう、体制や機能等について必要な整備がなされるべきと考えます。ただし、必要以上に組織の肥大化や権限強化がなされないよう配慮することも必要と考えます。
(ソフトバンクBB (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))
- ここで想定されている「紛争」で地上放送事業者が今直面しているものは、有線放送による放送の再送信に絡む問題である。当社は紛争発生時の解決手段として放送制度や紛争解決に関する専門性の高い組織に委ねることには賛成するが、電気通信事業紛争委員会がこの種の紛争を判断することには反対する。その理由は再送信の問題は通信の接続のための回線・施設の開放の問題ではなく、きわめて専門性の高い文化の問題であると考えからだ。当社としては、放送と通信に関する紛争は表現の自由や多様性・地域性並びに文化についての見識を持った専門家が多く参加する組織による調停とそのための制度整備が望ましいと考える。
また、紛争のあっせん・仲裁の検討において有線テレビ放送による地上波テレビ放送の再送信同意に関する過去の経緯も十分に踏まえ検討を加える旨の記述があるが、この意見にも当社は反対である。これまでの再送信同意に関する仲裁は、有線テレビ放送が保護すべき小さな存在であった段階において制定された法律の規定に依って行われてきており、有線テ

レブ放送事業者が成長し地上テレビ放送事業者と変わらない規模になった現在においても、その規定に基づいて仲裁が行われている。結果、有線テレビの契約者の利益が優先され、契約者以外の放送の受信者の利益が考慮されない制度となっていると当社は考えている。

また仲裁によって行われる再送信における各種権利者の利益機会の損失についても考慮されておらず、コンテンツ振興の観点からも大きな疑問がある。

これらのことから、今後の放送をめぐる紛争解決にあたっては、有線テレビにおける地上波の再送信同意の過去の経緯を参考にするのではなく、すべての放送の受信者やクリエイターの利益を考慮した法律並びに制度の検討が必要であると考える。

(朝日放送(株))

- 事業者間の紛争の対応で、あっせん・仲裁をする際、現在の電気通信事業紛争処理委員会が情報通信サービス全般へ拡大して紛争処理する方向が示されているが、レイヤーの異なる事業者間の紛争の解決は、基本的に事業者間の協議に委ねることを原則とすべきである。

(山陽放送(株))

- 現在の電気通信事業紛争処理委員会を対象とする紛争処理事案を情報通信サービス全般に拡大する方向が示されているが、異なる事業形態や事業目的を持つ事業者間の紛争の解決は、基本的には事業者間の協議に委ねることを原則とすべきであるとする。

((株) 静岡第一テレビ)

- 「現在の電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁の対象となる紛争事案は・・・(略)・・・地上テレビジョン放送の有線テレビジョン放送による再送信同意に関する過去の経緯等も充分踏まえて検討を加えることが適当である。」とされているが、異なる事業形態や事業目的を持つ事業者間の紛争の解決は、基本的には事業者間の協議に委ねることが原則とするべきである。

(静岡放送(株))

- 電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁の対象として、「地上テレビジョン放送の有線テレビジョン放送による再送信」に関しては、原則、民衆の協議による解決を基本として検討すべき。

((株) 仙台放送)

	<p>○ 現在の電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁の対象となる紛争事案を、情報通信サービス全般における事業者間紛争へと拡大する方向性が示されていますが、異なる事業形態や事業目的を持つ事業者間の紛争は本来ビジネス上の問題であり、その解決は、基本的には事業者間の協議に委ねることを原則とすべきと考えます。ただし、民間同士の協議が整わない場合、あっせん・仲裁ということが考えられますが、その場合でも、別の法律に基づく司法的な解決などの自由が保障されることが前提と考えます。</p> <p>（株）テレビ朝日</p> <p>○ 異なる事業形態や事業目的をもつ事業者間の紛争の解決は、基本的には事業者間の協議に委ねることを原則とすべきと考える。</p> <p>（株）テレビ静岡</p> <p>○ レイヤー間の紛争処理に関しては、前提としてその「事業中立性」を強く求める。特定の事業分野の発展・育成を思想的なバックボーンとする紛争処理委員会は、それがどのようなものであれ許容すべきではない。その上で、その仲裁の対象の範囲として、レイヤー間の紛争を加えるか否かについては、基本的にはその解決は事業者間の協議に委ねるべきと考える。仮にレイヤー間の紛争を加えた場合においても、著作権法や不正競争防止法等の他の規制規律との整合性に齟齬を生じないものとすべきである。</p> <p>（株）テレビ東京</p> <p>○ 放送と通信との間では今後、連携の動きが進む反面、利害面での対立が起きることも考えられるが、トラブルの解決に際しては当該事業者間による協議を基本にすべきだ。異なる事業形態や事業目的を持つ機関間の紛争解決に、国の一律的な基準はなじまない。</p> <p>（株）テレビ北海道</p> <p>○ 紛争処理委員会の扱う対象事項を拡大させることは適当ではないと考える。紛争に関しては、あくまで、「民対民」の解決に委ねる方向性を打ち出すべきである。</p> <p>（株）東京放送</p> <p>○ 異なる事業形態や事業目的を持つ事業者間の紛争の解決は、基本的に事業者間の協議に委ねることを原則とすべきである。</p> <p>（長崎放送（株））</p>
--	---

- 現在の電気通信事業紛争処理委員会が対象とする紛争処理事案を情報通信サービス全般に拡大する方向が示されているが、異なる事業形態や事業目的を持つ事業者間の紛争の解決は、基本的には事業者間の協議に委ねることを原則とすべきである。
((社) 日本民間放送連盟)
- 事業者間の紛争解決については、基本的に当該事業者の協議に委ねることを原則とすべきである。
((株) 福岡放送)
- 紛争処理の対象を「情報通信サービス全般における事業者間紛争」としてはいますが、事業者間に起こった問題は、事業者間で解決するのが原則であり、やみくもに紛争処理機関に依存するのが本来の主旨ではないことを明記すべきと考えます。
((株) フジテレビジョン)
- 現在の電気通信事業紛争処理委員会が扱う紛争事案の対象を、情報通信サービス全般まで拡大する方向で検討することが適当としているが、そもそも情報責任を持って情報提供を行う放送事業者と、他者の情報を運ぶことが基本となる通信事業者とは、考え方が違って当然である。異なる性格を持つ事業者間の紛争解決は、基本的には行政が直接関与しない方向で、言論・表現の自由の確保を大前提に、当該する事業者間の協議に委ねるべきである。
((北海道文化放送 (株)))
- 紛争処理の対象を、すべての異なるレイヤー間とするのか、限定したレイヤー間とするのかについても、検討すべきと考えます。
((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)
- 通信と放送の融合が進むこと及び地上テレビジョン放送の有線テレビジョン放送による再送信同意に関する過去の経緯も踏まえて、電気通信事業紛争処理委員会にて対応する紛争事案について、その範囲を放送事業も含めた情報通信サービス全般に拡大することについて賛同する。
((株) ジュピターテレコム)

	<p>○ 「電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁の対象となる紛争事案（中略）をレイヤー間の紛争も含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で検討することが適当」（P 16）については、電気通信紛争処理委員会は、特に通信事業のボトルネック性、特殊性に鑑みて電気通信気業者同士の紛争を処理することを目的とした組織であり、レイヤーを跨ぐ事業者間の紛争（例えば、インターネットによって映像コンテンツを配信する事業者とインターネット伝送網を管理する電話会社）については、従来どおり、民商法や一般的な紛争処理規律で対応すれば十分であり、対象の拡大の必要性は認められない。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>○ 融合サービスの増加に伴い、レイヤー間の紛争が多発することも想定されるため、かかる紛争の迅速・円滑かつ公正な解決を推進できる制度を検討すべき。</p> <p>（マイクロソフト（株））</p>
<p>(2) レイヤー間規律の在り方</p>	<p>○ ボトルネック設備を保有する事業者が事業領域を拡大し、レイヤーを超えて市場支配力を濫用することによって、公正競争促進や情報の円滑な流通が妨げられることのないよう、留意する必要があります。一方、優良コンテンツの有効活用や情報の自由な流通促進を阻害しないよう、上位レイヤーを起点とする下位レイヤーへの市場支配力の行使にも注視する必要があります。</p> <p>（KDD I（株））</p> <p>○ 事業展開の多様化を促進する観点から、レイヤー間規律については必要最低限のものとして、レイヤーを越えた事業統合・連携は原則自由にすべきと考えます。</p> <p>（ジェイサット（株））</p> <p>○ 複数レイヤー間での公正競争確保のためのレイヤー間規律の在り方について検討することが必要と考えます。各レイヤーにおいてボトルネック性または市場支配力を有する市場支配的事業者が他のレイヤーに進出する場合には、当該レイヤーにおけるボトルネック設備開放を義務付けるなど、公正競争確保措置を課すことが必要と考えます。</p> <p>例えば、伝送設備のレイヤーにおいて加入者回線を独占的に保有することに起因して圧倒的な市場支配力を有するNTT東西殿並びに資本関係を有するNTTグループ各社については、垂直的な兼営を行うことにより他のレイヤーでも容易に当該</p>

市場支配力を及ぼし得ます。このため、融合法制はNTTグループ各社については垂直型兼営の禁止を原則として義務付け、当該レイヤーにおけるボトルネック設備の非差別的な開放が確保されない限り、当該業務を認めないという制度とすべきです。また、NTTグループ各社については、他のレイヤーにおいて有する市場支配力を梃子に当該レイヤーを超えてレバレッジを働かす可能性があるため、垂直的な兼営の禁止のみならず、従来と同様に放送用の電波の取得はもちろんのこと、放送サービス（特別メディアサービス、その他のメディアサービス）に係る参入を禁止すべきです。

加えて、異なるレイヤーにおける市場支配的事業者同士が連携することについては、一体として市場支配力を発揮することにつながりうるため、こうした行為を制限することが必要です。具体的には、NTTグループ各社及び特別メディアサービスを取り扱う事業者相互間では、どのような形態であっても提携を行うことを禁止すべきであると考えます。仮に、加入者回線を独占的に保有するNTT東西殿並びに資本関係を有するNTTグループ各社と放送事業者が排他的でない形態で提携することにより通信・放送融合サービスを提供する場合であっても、市場に及ぼす影響を考慮し、公正な競争環境を阻害することにならないよう当該提携の是非は慎重に検討がなされ、公正競争確保のために必要な条件整備が行われる必要があると考えます。

（ソフトバンクBB（株）、ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株））

- 「中間論点整理」においては、「現行の事業法の規律等を踏まえ、新たな法体系の中で公正競争の確保のための所要の制度整備の在り方について検討を加えることが適当（P.16）」としています。しかしながら、伝送レイヤにおいては既にボトルネック設備に対しては厳格なオープン化やファイアーウォール等の行為規制が課され、伝送レイヤにおけるボトルネック性の影響は遮断されており、多様で柔軟なビジネスモデルに基づくユーザサービスの高度化・多様化を図るためには、新たにレイヤ間規律を設けることは不要と考えます。

（日本電信電話（株））

- 公正競争確保のため、伝送インフラ、プラットフォーム、コンテンツの各レイヤーでの市場支配的事業者に対する明確な基準や所要の制度整備の在り方について、十分に議論・検討していただきたい。また、表現の多様性確保などの観点から、自由なビジネスを妨げないという考え方とのバランスも加え、検討していただきたい。

（北海道総合通信網（株））

- レイヤー間規律の在り方に付いても同様であり、その視点が新規産業振興といった視点に偏ることなく、それぞれの事業者が果たしている社会的機能や、国民生活者との関係性の観点から、検討を行うべきである。基本的にはレイヤーはそれぞれ異なる事業形態を取り事業目的を持っていることから、これらレイヤー間の規律に関しては、個別具体的な対応や検討が必要になると考えられる。したがって異なるレイヤー間に一律の規制を導入することには反対であり、事業者間の自律的な対応に任せるべきである。
(株) テレビ東京
- 今後の放送・通信サービスにおいては、両者が連携して新たなサービスを提供する機会も増加すると推察されますが、その際に、事業者同士の自由な連携や主体的な意思を制限するような制度設計は厳に慎むべきと考えます。
(株) フジテレビジョン
- アナログ技術とデジタル技術が混在する場合（ラジオにおける IBOC がその一例）の、レイヤー規律の必要性の有無についても、論点とすべきであると考えます。
(横浜エフエム放送 (株))
- プラットフォーム及びレイヤー間の規律についての論議においては、各種防災態勢強化などの要請にもありますように、報道放送に影響のない制度整備を望みます。報道放送の即時性、機動性、信頼性が損なわれることは、国民の生命・財産に大きな影響を与えることになると懸念します。
(株) ビーエス・アイ
- レイヤーを越えた事業展開・連携については、事業者の経営判断を尊重して自由に行えることを原則とし、レイヤー間の規律は必要最低限のものとすべきと考えます。
(株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ
- 法体系の見直しに伴う事業分野の区分の解消により、ドミナントの影響力がさらに高まることも予想されることから、公正競争の観点からもドミナントへの各種規制（レイヤー間取引、プラットフォーム機能等）の強化について、継続した検討を希望する。レイヤー間における事業規模の格差、各レイヤーの事業性格からくる影響力の格差、レイヤー内にお

るドミナント等、公正競争確保のために所要の制度整備が必要であるという意見に賛成する。前述のとおり、通信事業の育成及びより質の高い放送通信サービスを消費者に提供するためにはレイヤーを超えた垂直型事業統合・連携を進める必要があると認識している。ただし、市場支配力が依然として強力なNTTに対しては、その影響力の行使（レバレッジ、共同的・一体的事業展開）や、ネットワーク外部性に起因するドミナントの懸念については、規律を定める必要があると考える。

（(株) ジュピターテレコム）

- ケーブルテレビは事業規模の格差はありますが、概ね「コンテンツ」、「プラットフォーム」、「伝送インフラ」の三つの機能を有し、総合的かつ有機的に事業を行っております。この度の通信・放送の総合的な法体系の見直しに当たっては、ケーブルテレビの機能にも支障が生じないよう、本中間論点整理において斟酌いただいたものと考えておりますが、現行有線テレビジョン放送法の趣旨に基づいて、今後ケーブルテレビ事業を行おうとする者、及び既存ケーブルテレビ事業者の統合・合併に対しましても同様の取り扱いをお願いいたします。なお、巨大通信事業者が「コンテンツ」、「プラットフォーム」、「伝送インフラ」の三つの機能を有することは、情報の自由な流通、公正な競争の促進を妨げることが懸念されますので、巨大通信事業者による垂直統合は、何らかの規律が必要と考えます。

（(社) 日本ケーブルテレビ連盟）

- 「現行の電気通信事業法における公正競争確保ための規律等を踏まえ、新たな法体系の中で公正競争確保のための所要の制度整備の在り方について検討を加えることが適当」（P 1 6）については、通信事業のボトルネック性に鑑みて措置されている電気通信事業法上の公正競争確保の規律を、原則自由を旨とするインターネット関連事業者に拡大することは不適切であり、必要があれば、むしろ一般競争法で対応すべきものである。

（経済産業省）

- 明記されていないものの、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁の対象となる紛争事案を、異なるレイヤーに属する事業者間の紛争も含める方向で検討されているようであるが、「プラットフォーム」やコンテンツの概念が上述の通りあいまいなので、これらのレイヤーにまたがる紛争が具体的にどのようなものを指すのかが明確でなく、従って、紛争解決手段として、同委員会が適切であるかどうかの判断はできない。

((社) コンピュータエンターテインメント協会)

- レイヤー間の紛争処理及び規律の主たる目的は、理念上は競争促進であると認識していますが、具体的には、経済発展に貢献する伝送サービス事業やコンテンツサービス事業を営む者が伝送インフラ設備を利用する上で不当な制約を受けないことを保証すること、と理解します。この限りにおいてのみ事前規制は是認されるものと理解します。この視点から、規律の対象は、強い独占性を有するインフラを保有する事業者のみとし、それに対し内外無差別なアクセスの許容を義務づけることで十分と考えます。ただし、過度の原価割れでの設備賃貸強制制度は、競争事業者によるインフラ整備を経済的に不利とすることを通じて忌避していたはずの既存インフラ事業者依存を深め、また既存事業者の新鋭設備への投資インセンティブを減殺することを通じて通信インフラ構築の障害として働くのではないかとの疑念に回答を用意する必要があります。

再度強調しておきたいのは、伝送サービスレイヤー及びコンテンツレイヤーに特別な事前規制を課す必要性は無いと言う点であり、仮に競争政策上の問題が発生した場合には、独占禁止法によりこれを排除すれば十分と考えます。

((株) ネットリサーチ)

- レイヤー毎の競争環境を担保しつつ、新たな垂直統合型サービスの登場を妨げない規律とすべき。

(マイクロソフト (株))

- レイヤー間規律については、真にボトルネック性が問題となっている領域に限定して議論されるべきだと考えます。

(理由)

レイヤーを超えた自由な事業展開は、新サービスの提供による利用者利便性向上や情報通信産業の国際競争力向上に寄与すると考えます。したがって、レイヤー間規律については、ボトルネック性があると言えないプラットフォームレイヤーになどについては除外すべきと考えます。

(楽天 (株))

- 検討の方向・事項として、「公正競争の確保」が述べられていることに賛成する。公正競争が阻害され得る(垂直統合)事業としてはいくつかの類型があるだろうが、その1つとして、前記 II.A で述べた「通信スペース」の利用権を保有す

る（統合）事業者が、これを保有しない（非統合）事業者と上部レイヤーにおいて競合する場合が考えられる。通信スペースの利用は、その本来の性質から「当該地域における独占（ローカル独占）」を生ずることが多く、同独占の結果として得られるレントから上部レイヤー活動への内部補助が、上部レイヤーでの公正競争を阻害するからである。この場合に公正競争を担保するための規制方策として、「統合事業者に対する（上下レイヤー活動間の）会計分離と公表」および「（上部レイヤーにおける）内外差別の禁止」を挙げることができる。この観点に立つ法体系の形成を望む。

（個人）

- 特定レイヤー事業者が特権的地位及び影響力を駆使し、「ガラパゴス」的環境を生み出してきた。このことが我が国産業に与えた悪影響を勘案し、国際基準及び国際規格に基づき、特定レイヤー事業者が過度の支配力を行使することへの規制が公正競争促進のためには必要である。

（個人）

7. 利用者利益の確保・向上のための規律に関する主な論点

(1) 利用者利益の確保・向上のための規律の内容

- 利用者利益の確保・向上のための検討を行うことに賛同します。その際には、利用者の利便が、市場における各企業の創意工夫に委ねることによって向上していく面があることにも配慮する必要があると考えます。
(KDD I (株))
- 本法体系の移行に際して情報通信サービスに関する規制の大括り化及び規制緩和が行われることに鑑み、セーフティネットとしての包括的な利用者利益の確保・向上のための規定整備を行うことは有効と考えます。ただし、情報通信サービスは、今後、市場の発展が大きく見込まれる分野であり、過度な規律を事前に課すことにより、市場の成長や発展が阻害される懸念が存在します。従って、現状からの過度な規制強化とならないよう、現行法におけるサービス毎の規律の実態に即した利用者利益の確保・向上の在り方が検討されるべきと考えます。また、利用者保護に関しては、消費者契約法など一般法において担保されている部分もあり、融合法制において必要となる利用者保護規律が一般法における規律と重複しないように検討することも必要と考えます。その意味においては、例えば、伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定（現在の電気通信事業法の規定における重要事項の説明、苦情処理等）を、一律、その他のメディアサービス等全ての情報通信サービスに適用するといったことは、特定サービスにおける規制強化へつながることも考えられるため、適当ではないものと考えます。
(ソフトバンクBB (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))
- 今後、多くのコンテンツサービスが流通され、利用する側は自分が選択するデバイスを用いコンテンツを視聴する等、有益なサービスを利用する機会が増えると思われれます。しかし、高齢者の方やハンディキャップを持たれた方は、健常者の方と同等にサービスを利用するということは難しく、また、そのような観点がこの論点整理の中に謳われていなかったように感じます。例えば、インターネット配信での映像コンテンツに字幕を入れるなど、高齢者やハンディキャップを持たれた方に対する配慮も必要と考えます。
(北海道総合通信網 (株))
- 利用者保護に関しては、メディアサービス事業者のサービス提供形態によってその内容が当然異なってくる。現行の消

費者保護関連法との整合性の問題等もあり、単純に現在の電気通信事業法の規定を無料放送も含めたメディアサービス全体に拡大適用することには反対である。放送に関しては既に、「放送倫理・番組向上機構」が、放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対して、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与している。

((株) テレビ東京)

- 旧制度でのサービスの利用者保護としても、“放送の視聴者やサービスの利用者等の利益” (p4)への配慮することも、論点とすべきであると考えます。なお、事業者については、“現行の通信・放送法制に基づいて業務を行っている事業者については新たな法体系への移行に際し現在の地位を実質的に承継することとし、新旧制度の規律内容を十分踏まえて個々の事業に最適な経過措置の内容について検討を加えることが適当である。” (p18)と明記されています。

(横浜エフエム放送 (株))

- 昨今、ケーブルテレビでは不法受信の問題が発生しています。これはアナログ放送サービスもしくはデジタルの有料放送サービスのスクランブルを違法チューナー等により解除し、事業者との契約なしに、無断で受信する行為であり、当該行為は抑止されないばかりか、新たな形態の不法受信も顕在化しつつあります。

【不法受信の問題の例 (不法受信対策協議会による調査)】

- ・国内における違法チューナーの流通台数は約 30 万台に上る
- ・ネットオークションにおける違法チューナーの出品台数は日当たり 1,000 台以上に上る
- ・ケーブルテレビ事業者 32 社の回収不能となっている STB の総数は 1,390 台、ケーブルテレビ事業者 34 社の回収不能となっている B-CAS カードは 1,339 枚に上る (2007 年 6 月時点)
- ・ネットオークションにおける CAS カード付き STB の出品台数は 1 日当たり 1 台程度

研究会報告書の新たな法体系の理念・目的の一つに、「情報の自由な流通」も実現すべき基本理念として提言していますが、「公正競争の促進」によるコンテンツの流通を一層促進するためには、伝送サービス役務のフリーライド (ただ乗り) などの不正利用に対する基本的な考え方も必要になってきていると考えます。したがって、利用者利益の確保・向上のための規律の在り方について検討する際には、伝送サービス役務のフリーライド (ただ乗り) などの不正利用につ

きましても、こうした事情を踏まえ、法律の規定により適切に対処し得るよう、罰則規定等を含めて、合わせて検討・提言していただくようお願いします。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- 「セーフティネットとしての包括的な利用者利益の確保・向上のための規程を整備する方向で検討することが適当」(P 17)については、利用者保護も、リアルなサービスとネット上でのサービスの統一かつバランスの取れた保護を図ることが重要である。この観点から、民法、消費者契約法、特定商取引法などの一般的な利用者保護法、あるいは旅行業法などの個別事業法における利用者保護規定の整備・充実を図るべきである。仮に、再編法において、利用者保護規定が必要であったとしても、通信・放送の事業の特殊性に由来する必要最小限の規律に限定すべきである。

(経済産業省)

- 消費者利益の確保という問題は、必ずしも情報通信に固有の問題ではなく、他の市場及び他の法制との整合性、横の連携が重要となります。拙速な議論が先行すると、ネットの世界だけ過度な消費者保護が課せられ、インターネットの利便性を損ない、消費者がネットの便益を得られなくなる危険性と隣あわせとなります。別途政府が検討している消費者庁の業務体制の検討とも合わせた議論が必要と考えます。

((株) ネットリサーチ)

- 消費者保護は原則として一般法で措置すべきだが、融合サービスに特有の消費者保護上の課題がある場合に限り個別の検討を要する。活発な国際競争が行われているネット上のサービスで、日本国内に閉じた消費者保護規制を導入することの実効性は乏しく国内事業者の国際競争力を減ずる虞がある。

視聴者のプライバシー取り扱いについて、通信の秘密や個人情報保護法での扱いに配慮しつつ、諸外国との調和も意識して整理・検討すべき。

利用者の権利実現は著作権法等、利用者の教育啓発は必要に応じた振興法等で措置すべきで、情報通信に特化した新たな規制や権利を導入すべきではない。

(マイクロソフト (株))

	<p>○ 情報通信法制の規制の大括り化をする必要性及びその内容をまずは十分に議論すべきであり、「規制の大括り化」の名の下に安易な規制強化になることは不適切であります。また、解除権・取消権のような直接救済規定を置くかどうかは、他の事業分野と比べてセーフティネットとして導入する必要性が本当にあるのかどうかにつき、利用実態等を十分に調査して慎重に検討すべきと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>コンテンツは原則自由で民間の自己規律に委ねることを基本とすべきであり、レイヤーごとの規律に再編することにより現行以上に不必要に規制が強化されることは適当ではありません。消費者保護の一般法が存在することもあり、通信・放送の分野に関して、新たな法体系のもとで独自の規制を課すまでの必要性があるのかは、きちんと実態等を精査する必要性があり、実態を無視した安易な規制により、日本の情報通信産業の国際競争力やイノベーションの促進を阻害することになることは、不適當であります。</p> <p>(楽天 (株))</p> <p>○ 通信・放送へのアクセスは、現代生活では必須である。このため、最低限のアクセスは国民のすべてが享受すべき権利として位置付け、ユニバーサルアクセスをセーフティネットの一環として、保証すべきである。</p> <p>(個人)</p>
--	--

8. その他の論点

(1) 特定の法人の位置付け

○ ボトルネック回線設備を保有し、その不可欠性に基づく市場支配力を有する NTT 殿の在り方は、レイヤー型の法体系に基づく情報通信市場においても大きな影響を与えるものであり、当然、融合法制の在り方にも影響を与えるものと考えます。従って、中間論点整理における「NTT 及び NHK の業務内容の在り方については、総合的な法体系の在り方に直接影響するものではない」という記述は適当ではなく、NTT 殿に対しては、既存の非対称規制に加え、その在り方を踏まえ、融合法制において、あるべき非対称規制の検討を実施すべきであると考えます。

1(3)における弊社共意見でも述べたとおり、融合法制によるレイヤー型法体系への転換に際しても、NTT 殿の在り方を想定した法整備が実施されない限り、融合法制において整備すべき規律が不十分なものとなることが懸念されます。仮に融合法制の業法としての性格から特定の法人に関する規律を含めることが適当ではないとされ、NTT 法を包括化できないとしても、融合法制の策定にあたってはレイヤー型法制度下での NTT 殿の在り方を検討し、これを踏まえて具体的な規律の整備を実施することが必要と考えます。

(ソフトバンク BB (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))

○ 「特定の法人の位置づけ」において NHK の在り方について検討対象とはならないとされたことは遺憾である。自らの、法体系の全体構造の見直しにおいて、「同一のサービスについてそれを提供するために用いられる技術に関係なく同一の規制を適用する・・・」と記述されており、また、国民視点から「放送事業者」を概観した場合、NHK も一般放送事業者と同列であることから、新たな法体系を検討する上で、NHK を対象に含めることが妥当である。

(中部日本放送 (株))

○ 日本の放送は、民間放送・NHK の二元体制の下に発展してきたことから、新たな法体系を検討する場合、NHK も検討の対象に含めるべきと考えます。また放送と通信の総合的な法体系という理念からすれば、通信事業の要である NTT を検討対象に含めないことについても疑問を感じます。

((株) テレビ朝日)

	<ul style="list-style-type: none">○ NHK も検討の対象に含めることが適切である。国民・視聴者が享受する情報環境という観点からも、NHK を検討の枠外に置くことは望ましくない。 ((株) テレビ高知) ○ 日本の放送は、民放と NHK の二元体制のもと発展してきたことから新たな法体系を検討するうえで、NHK も検討対象に含めることが適切であると考ええる。 ((株) テレビ静岡) ○ 日本の放送は、民放と NHK の二元体制に基づいて発展してきた。NHK も同じ法体系のなかで検討すべきである。 ((株) テレビ信州) ○ NHK に関しては、我が国の放送における現行の民間事業者との二元体制に配慮した取り扱いにすべきである。 ((株) テレビ東京) ○ 日本の放送は、放送法にその存立根拠を持つ民放・NHK の二元体制のもと発展してきたことから、新たな法体系を検討するうえで、NHK も検討の対象に含めるべきである。 ((株) テレビ新潟放送網) ○ NHK については、現行の民間放送事業者との二元体制について配慮した取り扱いをするべき。 ((株) テレビ北海道) ○ 日本の放送は NHK と民間放送の二元体制によって健全に発達してきた歴史がある。新法体系の中で放送を検討する際にも、当然、NHK を対象にすべきである。
--	--

((株) 東京放送)

- 視聴者が享受する情報環境は、民放・NHKに差がないことから、新たな法体系を検討する上で、NHKも検討の対象とすべきであるとする。

(長崎放送 (株))

- 放送法は、NHKの目的を「あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ良い放送番組による国内放送を行う」とするなど、伝送設備とメディアサービス一体となって果たすべき公共放送の役割を定めています。したがって、総合的な法体系への移行に際しては、NHKの組織・業務に関する放送法の規定についても、新たな法体系に適合するよう幅広く検討する必要があると考えます。

また、そもそも新たな法体系への移行は、通信・放送の融合・連携等のいっそうの進展を想定してこれに制度的に対応するものですので、NHKの組織・業務に関する放送法の関係規定を見直すに当たっても、機械的に新たな法体系に整合するよう置き換えるだけでは不十分であり、NHKの組織・業務の実態が新たな社会・経済状況に適合するものとなるよう、あわせて見直す必要があると考えます。

総合的な法体系への移行に際して上述の点が重要な課題となることを十分に認識され、委員会の検討結果の取りまとめにあたってこの点について考慮されるよう要望します。

(日本放送協会)

- 中間論点整理(案)では、NHKの位置付けについて、「本委員会の検討対象とはならないもの」とし、NHKの扱いを無視している。基幹放送の概念の中には民放とNHKによる「二元体制」が昔から存在している。本委員会には、NHKの扱いを無視せず、「二元体制」の議論を深め、民放とNHKを並列に扱った答申書の策定を要望する。

(日本テレビ放送網 (株))

- 日本の放送は、放送法にその存立根拠を持つ民放・NHKの二元体制のもと発展してきたことから、新たな法体系を検討するうえで、NHKも検討の対象に含めることが適切である。国民・視聴者が享受する情報環境という観点からも、N

HKを検討の枠外に置くことは望ましくないと考える。

((社) 日本民間放送連盟)

- NHKの設立および業務は放送法により規定されている以上、NHKの業務内容の在り方を対象外とすることを前提に、新たな法体系について検討をすすめることは賢明な判断ではない。肥大化し、非効率で十分な統制がとれていると言いがたいNHKについて、その業務内容まで対象として、検討をすすめることが適切ではないか。

((株) 福岡放送)

- わが国の放送は同じ放送法のもとNHKと民間放送が切磋琢磨して発展してきた。新しい法体系の枠組みにNHKを除外する必然を感じない。国民にとっては同じ受信機で視聴する「放送」であり、最初からNHKを検討対象としないのは不自然である。

(北陸放送 (株))

- 日本の放送は、民間放送・NHKの二元体制で発展してきたことから、新たな法体系を検討するうえで、NHKも検討の対象に含めることが適切であると考えます。NHKの存立は放送法で規定されているところであり、今回の見直しはその放送法を含めた総合的な法制度の整備であること、国民・視聴者が享受する情報環境を巡る総合的な法整備であるという観点からも、NHKについても十分な検討・議論がなされるべきだと考えます。そのうえで、民間放送との住み分け或いは共存すべきNHKの在り方も同時に検討されなければ、放送の二元体制は根底から崩壊すると考えます。またNTTについても、NTTの子会社とは言え、プロバイダー業を行い、光ケーブルによる放送再送信を展開しているという現状もあり、今回の見直しの中でもNTTの在り方を含めて是非、総合的な議論がなされることを希望します。

((株) 毎日放送)

- 日本のBSデジタル放送が受信機普及4,000万台に迫るまでに成長したのは、NHKと民放による2元体制による側面が大きい。その意味からも、通信・放送の総合的な法体系を新たに構築する場合、NHKの在り方は必ず検討すべきであると考え。特に、民放系のBSデジタル放送に導入されているハード・ソフト分離方式をNHKのBSデジタル放送に適用すべ

きか否か、改めて十分議論することが望ましい。

((株) B S 日本)

- BS 放送は、無料放送・有料放送・公共放送の3元体制のもとで発展してきております。NHKの事業は、無料放送・有料放送事業に与える影響が大きく、その法制度は本委員会の検討対象に含めるべきと考えます。

((株) WOWOW)

- NTTグループとNHKの業務内容のあり方については、総合的な法体系の在り方に直接影響するものではないことから本委員会の検討対象とはならないとしていますが、答申希望時期等を踏まえたと現実的な対応と存じます。しかし、NTT及びNHK関係規律を除いた法体系を構築いたしましても、特にNTTグループが与える影響をかんがみますと、公正な競争の実効性に懸念を生じるところであります。したがって、本委員会の取りまとめに際しましては、NTT及びNHK関係を含む法体系見直しのロードマップも合わせて提言されますよう希望いたします。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- NTTとNHKが本委員会の検討対象から外されているが、これらの法人はいずれも通信・放送事業の大宗を占めているという状況の中で、かかる取扱いを行うというのは、妥当性を大きく欠くものである。なお、最後に付言するなら、情報通信の世界を、伝送インフラ、「プラットフォーム」、コンテンツという3層構造で捉え、レイヤー別に規制するというフレームワークには賛同するものの、その主たる規制対象は、①日本国内に物理的に限定されており（電波などの有限公共資源、放送・通信設備等）、②免許・許認可等の事前規制に馴染み、③従って規制効率も高いと考えられる伝送インフラ層に限定すべきである。上位層については、規制を大幅に緩和したうえで、国際的な協調に基づき、違法行為（公序良俗違反または知的財産権侵害コンテンツの流通等）に対する個別の事後取締を強化することにより規律すべきである。そうでなければ、上述の通り、国際的な制度間競争に敗れ、日本の情報通信環境が世界的に孤立する所謂「ガラパゴス化」を招来しかねないものと強く懸念する。逆に、情報通信分野における規制の国際的規範となるような「グローバルスタンダード」を我が国が逸早く提示できれば、事業誘致効果に加え、技術的規制手段の国際的標準化においてもリーダーシップを取ることが可能になり、結果として、現状の予測を上回る経済効果を楽しむことが期待できる。

	<p>(（社）コンピュータエンターテインメント協会)</p> <p>○ この中間論点整理において、NTT法の定めによる特殊法人としてのNTTのあり方、放送法の定めによる同じく特殊法人であるNHKのあり方については、検討対象としないとされていますが、この分野において圧倒的な存在感を示す両特殊法人の役割や行政との関わり方についての議論を抜きにして新融合法体系が機能するとは考えられません。NTTの組織見直しについては2010年に検討を開始するという政府与党合意があるのは十分承知しておりますが、この議論の進展に貢献すると言う意味においても、融合法体系の見直しと同時の議論が必要ではないでしょうか。</p> <p>また、NHKについても、それに求める公共放送の役割、組織のあり方、財源、業務範囲について、インターネット時代にふさわしい公共放送のあり方を検討する場を新しく設け、その場において論ずべきものと考えます。</p> <p>(（株）ネットリサーチ)</p> <p>○ 特定の法人の位置づけについて、総合的な法体系の在り方と切り離し、本委員会の検討対象としないことは妥当と考えられる。</p> <p>(マイクロソフト (株))</p>
<p>(2) 既存事業者の位置付け</p>	<p>○ 新たな法体系への移行による混乱を避けるために、「現行の通信・放送法制に基づいて業務を行っている事業者については新たな法体系への移行に際し現在の地位を実質的に承継することとし、新旧制度の規律内容を十分踏まえて個々の事業に最適な経過措置の内容について検討を加えること」に賛同する。</p> <p>(宇宙通信 (株))</p> <p>○ 利用者保護の観点から、新たな法体系への移行により大きな混乱と不利益を引き起こすことのないよう、新たな法体系の移行に際しては、レイヤー型の法体系に基づくものであることを前提として、既存の事業者は移行前と同等の地位が確保されることが必要と考えます。従って、現在の地位を実質的に承継することとした検討の方向性は妥当であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))</p>

- 既存事業者の取り扱いについては、国民生活者の混乱が最小限に収まるよう、またこれまでの既存事業者の企業努力を毀損することのないよう、一定の配慮を行うべきである。現行放送事業者は制度・政策面の要請による事業形態の変化に対応するため、既に多額の設備投資等を行っており、現在の地位の承継は当然認められるべきである。
(株) テレビ東京
- 制度変更により、社会的役割を果たしている放送事業者に想定しない混乱が起きれば、代替メディアが少ない為、損失が大きい。実施する前に、多角的な議論が必要である。また、実施する場合は、経過措置を十分に取り、トライアンドチェックで進めていくことが必要と考える。
(東海テレビ放送 (株))
- 「新制度への円滑な移行のための経過措置を設ける方向で検討する」ことは適当である。既存事業者の事業に混乱を引き起こし、視聴者国民が不利益を被らないように配慮してもらいたい。
(株) 東京放送
- 既存事業者について、「新たな法体系への移行に際し現在の地位を実質的に承継すること」は適切であると考え。新たな法体系への移行により、既存事業者に大きな不利益が生じないよう、また国民・視聴者が混乱しないよう配慮を望む。
(株) 福岡放送
- レイヤー型法体系に移行することが、既存事業者の位置付けだけではなく、メディアの価値にどのような影響を与えるか、慎重な検討を行うことを強く要望いたします。
(株) WOWOW
- 新たな法体系への移行により、利用者及び事業者へ大きな混乱と不利益を引き起こすことの無い様、新たな法体系への移行に際し現在の地位を実質的に承継することを大前提とすべきであると考え。

	<p>(ジュピターサテライト放送 (株))</p> <p>○ 既存事業者に対しては、これまで規制が不要であったものが、法体系が変わったという理由だけで予期しない別の規制の対象となるようなことのないよう、十分に法技術的検討を行うべきと考えます。</p> <p>((株) ネットリサーチ)</p> <p>○ 新たな融合サービスの提供へ向けた新規参入や業容拡大を妨げない方向で、現行法による許認可等が失効しない方策を検討すべき。既存事業者に係る事項は原則として現行法を維持しつつ、新技術や新たなビジネスモデルに対して柔軟に対応できる新法等を整備した方が、全ての事業者を新たな法体系に円滑に移行させるのと比べ、政策コストが小さく混乱を招くリスクを低減できるのではないかと考えます。</p> <p>(マイクロソフト (株))</p>
<p>(3) 技術基準</p>	<p>○ 「新たな法体系への移行に合わせ、現行各法律に基づく技術基準についても規定を再編成する方向で検討すること」、また、「その際、現行制度においてはサービス毎に異なっている技術基準の規律内容をレイヤー毎に可能な限り共通化するとともに、(特別メディアサービスを除き) 必要最小限の水準とすることが可能か検討を加えること」に賛同する。</p> <p>(宇宙通信 (株))</p> <p>○ 技術基準について、可能な限り共通化するとともに、必要最小限の水準とすることが可能か検討することに賛成します。なお、検討の際には、既存設備に極力影響がないよう配慮することが望ましいと考えます。</p> <p>(KDD I (株))</p> <p>○ 技術基準の規律内容を必要最小限の水準とすることが可能か検討を加えることに賛成します。現在の無線局免許制度においては、新たなサービスを提供する際など、新技術の導入をとまなう場合には新たな技術基準を策定する必要もあり、迅速な導入が難しい状況があります。検討にあたっては、新技術の迅速な導入が容易に行える制度となることを希望します。</p>

(ジェイサット (株))

- 中間論点整理においても指摘されているとおり、現状では、設備規律及びサービス規律を問わず各法律及び省令等において個々に技術基準が定められています。今回レイヤー型法体系に移行することに伴い、従来の通信・放送といったサービス内容に係らず伝送設備・伝送サービスを提供することになると考えられるため、技術基準も可能な限り共通化し、従来のサービスごとの区別がなくなるようにすることが必要と考えます。技術基準が共通化されない場合、結局は従来のサービスごとの技術基準を満たす伝送設備のみが整備されることとなり、融合法制移行の目的である「通信・放送の融合・連携」が実現せず、融合法制化の趣旨が形骸化されることが懸念されます。

一方、今後新たな技術が出てくる可能性があることから、現行の技術基準の規律内容を整理・統合し、レイヤーごとに可能な限り共通化して必要最小限の水準とすることは、新技術の採用を容易にするという点で適当であると考えます。

(ソフトバンクBB (株)、ソフトバンクテレコム (株)、ソフトバンクモバイル (株))

- 現在の有線テレビジョン放送のように、“放送”の同時再送信を実施する伝送サービスにおいては、災害報道等の公共的役割を踏まえて、「特別メディアサービス」と同等のシステムの信頼性、事故時の早期復旧体制、サービスの品質が求められるべきである。

((株) あいテレビ)

- 「放送中止事故」が「近年多発」しているとしているが、当社においてそのような事実はなく、また地上放送全体においても、放送事故が多発しているとは言い難い。当社は地上デジタルテレビ放送の中継局を各地に置局しつつ、アナログテレビの送信所・中継局を維持し、そのどちらにおいても放送中断事故がないように細心の注意を払っている。むしろ、当社のテレビ放送の再送信を行う有線テレビ事業者や電気通信役務利用放送事業者における再送信の中断事故は多い。また阪神大震災を経験した当社は地震等の災害時において、電波による受信がもっとも確実であると考えている。通信技術の進歩に伴う放送の受信手段の多様化は否定しないが、放送サービスの受信手段は、受信者にとって放送波の受信が一番安価であり、確実である。また、日本の放送中断事故の件数は、世界的に見て格段に少ないと思われるし、各放送事業者は自らの放送対象地域の受信可能地域の拡大に最大の努力を行っている。このような安定し、且つきめ細やかなサービス

を受信者が享受するためには、今まで通り放送事業者自身による送信手段の所有と維持は欠かせない。法制度・制度整備においては、このような実態を踏まえつつ、議論を進めるべきだ。

(朝日放送(株))

- 以下の記述が、レイヤー間の統合を前提として示されたものか否か、明確にすべき。

「特別メディアサービス」の伝送設備規律に係る検討課題として、システムの信頼性、事故時の早期復旧体制、サービスのカバーエリア、サービス品質、対象となる設備範囲等の在り方について検討する必要がある。

((株) 静岡朝日テレビ)

- 「特別メディアサービス」の伝送設備規律に係る検討課題として、システムの信頼性、事故時の早期復旧体制、サービスのカバーエリア、サービス品質、対象となる設備範囲等の在り方について検討する必要がある、レイヤー間の統合を前提として示されたものか否か、明確にすべきであるとする。

((株) 静岡第一テレビ)

- 地上放送の技術基準については、その公共性に鑑みて既に安全性・信頼性の観点から相当程度の規律が課せられており、現状維持が望ましい。またそれ以外の事業者についても、放送と通信では国民生活者のアクセス方法や利用形態、求められる社会的機能が異なっている。それぞれの事業形態にあわせた技術基準を持つことが、国民生活者が安定した生活を営む上でも必須な事項と考える。

((株) テレビ東京)

- 「特別メディアサービス」の伝送設備規律に係る検討課題が記載されているが、他の伝送サービスで再送信される場合には、特別な公共的役割の一端を担う観点から、その伝送設備規律についても同様に検討すべきである。

(東海テレビ放送(株))

- 基幹放送 および 準基幹放送は、その社会的な役割を担うために必要な規律を遵守しており、そのことが情報や番組の

信頼性・安心性と社会的役割を想起されるメディアという高い価値を生み出しております。技術基準においても、メディア価値を損なわないために一定の水準が維持されています。技術基準の検討においては、それぞれのメディア価値に即した水準にすべきと考えます。

((株) WOWOW)

- 前述のとおりケーブルテレビは、NHK・民間放送事業者に次ぐ第三の公共的メディアとなっており、「特別メディアサービス」の機能を有していると考えております。一方、ケーブルテレビには企業間の規模の格差があります。したがって、ケーブルテレビは特別メディアサービスと同様の技術基準をクリアしなければなりません。事業規模を勘案した技術基準の制度設計の検討を進めていただきますようお願いいたします。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- 現在、電気通信（通信・放送）端末の技術基準については、電気通信事業者のネットワークへの過大な負荷の回避及び接続に係る規律の観点から、電気通信事業法や電波法に基づく規制が行われているが、今般の規制見直しに当たっては、技術進歩（端末機器の品質・安全性の向上）を踏まえ、一つ一つの端末規制について、その合理性を厳格に検証し、規制の最小化を図るべきである。特に、NGNの導入により、電気通信事業者によるインターネット分野への展開が図られているが、これを以て通信・放送端末規制が、現在規制のかかっていないインターネット関連機器に拡大されることは、本末転倒であり、機器の技術革新への悪影響からも不適切である。

(経済産業省)

- 新たな法体系への移行に合わせ、技術基準については、中間論点整理で示された通り、必要最小限にするよう見直すべきと考える。

技術基準の見直しに当たって、検討が必要と思われる課題は、下記の通り。

(1) 技術基準等の設定について【別紙－5項参照】

法体系の趣旨を具現化する際には、伝送設備規律やサービス規律などの技術基準の見直しが必要になるものと思われる。

技術基準が技術革新、サービス革新、国際競争力強化の阻害要因となることを避けるため、法律に基づく規制を必要最小限の水準とすることが望ましい。

具体的には、既存の電波利用や、パブリック・ネットワーク利用などへの悪影響を回避する目的で、現行制度の中から必要十分と思われる技術基準のみを検討対象として見直しすることが望ましい。

逆に、上記目的と無関係のサービス規律は、技術基準の対象外とすることが望ましい。

(2) 技術基準の遵守を保証する仕組み【別紙－5項参照】

端末機器などにおいては、数多くの技術基準適合モジュールから構成されるものがあり、個々のモジュール適合性が保証されれば、その総体としての端末機器も必然的に適合しているとみなせる。機器を組み合わせたシステムについても同様である。

したがって、技術基準適合の認証、適合証明表示など、技術的にも運用面でも技術基準の遵守を保証する手段は、合理的かつ簡便な手続きとすることが望ましい。

(別紙) 技術・産業分野から見た検討課題の具体例

新たに技術基準の策定が必要と考えられる技術。

機器認証の簡素化や、複合機能を持つ機器の認証の簡素化が望まれる技術。

・モバイル WiMAX

2. 5GHz 帯広帯域移動無線アクセス技術。国際標準化が完了し、事業免許が交付され、2009 年頃から商用利用が見込まれる。

現行制度では認証手続きのステップが多い。

モバイル WiMAX 端末はメーカーブランドとして全世界に提供していくことが市場拡大のために必要であると考えられ、技術基準の遵守を保障するための手段として、現行の複数ある認証手続き（電波規格、通信設備規格、安全規格など各国毎に数種類）を、合理的かつ簡便な手続きとすることが望まれる。

((社) 電子情報技術産業協会)

	<p>○ 技術基準は、相互接続性を確保するという観点を中心とし、伝送サービスを行う伝送インフラに関する必要最小限のものに限るべきであり、また法や省令で詳細を定めるのではなく、民間が策定する自主基準に委ねるなど国の関与を最小限度とする方向で整理するべきと考えます。基準不備によって生ずる不利益を回避すべきインセンティブを持つのは民間企業であるとの考え方が根底にあります。</p> <p>(株) ネットリサーチ</p> <p>○ 既存の省令・告示・通達の見直しに貴重な政策資源を消耗することのないよう、既存事業者は現行の技術基準に基づいて事業を継続できるようにすることが肝要。当面は現行の技術基準を維持しつつ、技術革新の障壁となっている規定は洗い出し、必要最小限の水準とすることが可能かどうか検討を加えることが適当。中長期的にはサービス毎に異なっている技術基準の規律内容をレイヤー毎に可能な限り共通化するとともに、必要最小限の水準とすることが望ましい。</p> <p>(マイクロソフト (株))</p> <p>○ テレビ放送に字幕を付与することについては詳細な技術基準が定められているが、詳細な基準を定めるのは古い技術的思想である。すでに、テキスト情報を音声に変換する音声読み上げソフトウェアが広範に用いられている。字幕の付与についても、技術基準にのっとり送信側で字幕を付加する今までの方式だけでなく、送信されてきた音声情報を認識して端末側で字幕を作成する音声認識ソフトウェアを利用してもよい。つまりセンター側、端末側を問わず、どこかで音声と字幕をメディア変換すればよいとして、技術の詳細については創意工夫に委ねることこそが、「中間論点整理」が提案する「イノベーションの促進」の要点である。</p> <p>(個人)</p> <p>○ モデムなどに関する事業者独自の規制をなくし、国際規格に基づいた製品が国内でも流通することを保証する必要がある。また、過去のモデム接続規制などの事前規制ではなく、事後的な問題解決手順をもとに、規制緩和を図る必要がある。</p> <p>(個人)</p>
(4) 有線テレビジョン放送	○ 現在、有線テレビジョン放送法においては「マストキャリアー」(義務的再送信)が規定されていますが、一方で電気通

<p>に関する規律の取扱い</p>	<p>信役務利用放送法においてはこの規定が存在しません。融合法制の下では、現状の有線テレビジョン放送と電気通信役務利用放送は、ともにその他のメディアサービスに分類されるものと考えられますが、この際に両者の規律の水準が異なることは適当ではないため、有線テレビジョン放送における「マストキャリア」の適用を緩和することについて検討する必要があります。</p> <p>(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</p> <p>○ 当社はこれまでも有線テレビジョン放送法における「大臣裁定」の廃止を主張してきた。他地区での再送信を意図しない地域性を持つ放送番組というものは存在するし、また通常の番組において、権利者との契約で自社の放送エリアを越えての放送が行えない番組も存在する。「情報流通」も必要であるが、放送番組に関わる原作者や出演者・制作者の意図や利益に反するような法律による強制同意制度は、今後の制度整備においては導入されないように切に希望する。</p> <p>(朝日放送(株))</p> <p>○ 委員会で議論された「放送は輻輳しない」点にも触れるべき。受信者利益の保護に配慮しつつも、(中略)その際、放送を輻輳させない視点に立脚しつつ、再送信の位置付け、小規模な自営の難視聴対策施設の取扱い、及び受信障害発生区域における義務再送信に係る規律の適用の必要性についても検討を加えることが適当である。</p> <p>((株)静岡朝日テレビ)</p> <p>○ 「有線テレビジョン放送に関する規律の取扱い」については委員会で議論された「放送は輻輳しない」点にも触れるべきで、また、受信者利益の保護に配慮しつつも、その際、放送を輻輳させない視点に立脚しつつ、再送信の位置付け、小規模な自営の難視聴対策施設の取扱い、及び受信障害発生区域における義務再送信に係る規律の適用の必要性についても検討を加えることが適当であると考え。</p> <p>((株)静岡第一テレビ)</p> <p>○ 簡素な手続きで円滑に有線テレビジョン放送が提供できるよう現行の規律の再整理する方向が適当。その際、「放送の再送信の位置付け」を検討事項にあげているが、「放送の再送信のサービスエリアとその必要性」の様により明確な記述による法令化を望む。</p>
-------------------	--

	<p>(静岡放送 (株))</p> <p>○ 有線テレビジョン放送に関する規律については、3 (1) 伝送サービス規律においても述べたが、その社会的機能、特に(他者の)放送の同時再送信サービスの特異性を考慮した制度設計にすべきである。その際に、その特異性から起因する様々な課題に関しては、他の一般的規律(著作権法など)に十分配慮したものとすべきである。</p> <p>((株) テレビ東京)</p> <p>○ 有線テレビジョン放送においても、レイヤー型の法体系とすることを原則とし、各レイヤーでの競合状況をふまえ、競争条件が同一になるような規律とすべきであると考えます。その上で、最低限必要な規律についてのみ、検討すべきと考えます。</p> <p>((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 有線テレビジョン放送について受信者利益の保護を踏まえつつ、他の法令に比して煩雑になっている手続きについては、より簡素な手続きにより、サービスを円滑に提供できるよう現行規律を再整理することに賛同する。</p> <p>((株) ジュピターテレコム)</p> <p>○ 混乱を招かぬよう現行の規律を継承しつつ、手続きの簡素化や新技術への適応など継続的に規制緩和を推進していくことが肝要。</p> <p>(マイクロソフト (株))</p>
--	---

おわりに

(1) 行政組織

○ 行政組織のあり方についての検討は必要だと考える。その一方で、新たな組織を構築した場合に、それが規制強化につながってしまう懸念もあり、極めて慎重な検討が必要だと考える。

((株) 東京放送)

○ 法体系の見直しに併せて、制度を運用する行政組織について見直しを検討する場合には、既存の規制の整理・合理化を制度執行面でも徹底するとの観点から行うべきであり、その際には、海外における近年の行政組織改革の進展の実態なども十分に踏まえつつ、より中立性の高い組織設計を目指すべきである

<諸外国における通信・放送に係る行政組織の例>

規制部門

振興部門

－米 連邦通信委員会 (F C C) 商務省電気通信情報庁

－英 情報通信庁 (Ofcom) イノベーション大学職業技能省 等

－独 電気通信郵便規制庁 連邦経済技術省

－仏 電気通信規制局、周波数庁 経済・財政・産業省

－韓 放送通信委員会 知識経済部、文化部

(経済産業省)

○ 検討委員会では行政組織の問題を扱わない旨の表明であると理解する。しかし、経団連が従来から独立規制機関の設置を主張してきたように、検討委員会において独立規制機関の設置も含めて行政組織について議論すべきである。例えば、新たな融合法制が整備されたにもかかわらず、行政組織においては通信と放送で所管部署が分かれているようでは、企業による迅速な融合ビジネス展開にとって支障となる。

((社) 日本経済団体連合会)

○ 融合サービスの時代に於いては、専門的かつ領域横断的な政策課題が増えると想定されるが、官民連携して機動的かつ効率的に対処できる組織となるよう検討すべき。

(マイクロソフト (株))

○ 情報通信分野に関連する規律、産業振興等を担当する官公庁部局について、抜本的な再編も含めて効率的な法の運用を可能とする体制を併せて検討するべきであると考えます。その際には、官が担うべき役割についてそれを極小化する方向で再検討し、担当範囲を真に必要なものに限定して、それ以外はすべて民に委ねることを検討すべきと考えます。

(理由)

通信・放送の融合・連携による新サービスを促進し、情報通信産業の国際競争力を強化するためには、それを担う組織も日々変わる市場環境に柔軟かつ適時適切に対応できることが必要になります。また、事業者のイノベーションを生み出し、国際競争力強化を的確に行っていくためには、民間の自律に委ねられるところは極力委ねることが適当であります。

(楽天 (株))

○ 現在の通信・放送の行政機関について議論を進めるべきと思います。ハードの「総務省」、コンテンツの「経済産業省」文化面での「文部科学省」とその下にある「文化庁」と、通信・放送の法体系の議論をしようとしても、この課題は、外せないものがあります。このまま、通信・放送の制度の一本化が進んでも、この行政機関の改革はほったらかしになってはいけません。

(個人)

○ 行政組織の在り方については、レイヤー型の法体系に則する編成に加え、いわゆる「規制と振興の分離」を考慮されるよう望みたい。この点についてはもはや多言を要しないであろうが、規制と振興は全く別の原理によって実施されるべき行政活動であり、かつ両者の間に利害相反・誘因矛盾を生ずる場合が少なくないからである。

(個人)

	<p>○ 本報告書は、「規制と振興の分離」の観点に立って総務省の行政組織をスリム化する議論からは、終始一貫して逃げている。そもそも、竹中懇談会以来、通信・放送融合の検討が開始されて2年以上経つが、規制緩和に伴う組織の整理については、未だに何の考えも示されていない。むしろ、本報告書がめざすのは、結局のところ総務省の権限強化である。インターネットを使う一般国民の行為が幅広く新たな法律の規制対象になってしまう危険がある。「規制と振興の分離」という行革の根本原理を踏まえた議論をすべきである。</p> <p>(個人)</p>
<p>(2) 包括的なユビキタスネットワーク法制</p>	<p>○ 従来、その政策的側面から電気通信事業法等において、競争促進を意図した規制がなされてきましたが、今後はレイヤー化への移行に伴い、これまでの電気通信事業法等の規制の枠を超え、情報通信事業に留まらずより包括的な競争政策を検討する必要性が高まるものと考えます。このことはすなわち、情報通信産業においても競争政策においては一般法である私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という）が適用される機会が増えるということを示唆するものと考えます。従って、独占禁止法との連携を強化しつつ、情報通信産業の特質を踏まえた市場支配力濫用規制及びエッセンシャルファシリティ規制を導入することによって公正かつ自由な競争を可能とし、よりよいユビキタスネットワーク社会を実現していくことが必要であると考えます。</p> <p>また、通信と放送の融合によるシナジーの強化を図るためにも、通信と放送の区分について著作権法との整合性を確保し、IP マルチキャストなど現状の著作権法上で「放送」とみなされないサービス（IP マルチキャストを用いた地上波再送信は除く）を含めた全てのサービスが同様の取扱いを受けられるよう整理することで、新たな市場の創出、ひいては消費者の利益につなげられるようにすることが必要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))</p> <p>○ 「本委員会では新たな法体系への転換に伴う論点についてのみ検討を行うこととし、それ以外の論点については今回は検討対象としない」（別紙1 P1）とあるが、現在、放送法制と著作権制度が別の異なる根拠法により、技術革新著しい放送分野に法制度としてバラバラに適用され、放送サービスの円滑な発展の阻害要因となっている。なお、「おわりに(2) 包括的なユビキタスネットワーク法制」(P21)でも、このことの先送りについて言及されているが、少なくとも著作権法制を取り込まない「ユビキタスネットワーク法制」は単なる情報通信関連の既存法律の一本化にとどまることにならないか、危惧される。</p>

	<p>(テレビ大阪 (株))</p> <p>○ 通信・放送法制度と著作権制度の在り方を検討項目とする必要はないか？ネットワークの高度化に伴い、出自の異なるコンテンツが同一の情報通信インフラ上を流通することとなる。そのような状況下では、著作者の権利を擁護し制作インセンティブを保った上で、新たな事業展開に支障がないような環境を整える必要がある。そのためには、通信・放送法制度と著作権制度の間で不整合が生じないよう調整することが適当だと考える。</p> <p>((株) 福岡放送)</p> <p>○ 情報通信に関わる個々の課題については、異なった目的のために様々な法律が策定されており、将来の法改正も視野に入れつつ規制を最小限に維持していく観点から、異なる目的の法律を束ねることは将来的な規制強化に繋がりにくい懸念を踏まえ、包括的な観点から慎重に再設計し、複雑かつ肥大化した法律ではなく、レイヤー構造に沿って目的・政策対象ごとに整理された単純かつ多数の法律群として整備する方向で検討すべき。</p> <p>(マイクロソフト (株))</p> <p>○ 「包括的なユビキタスネット法制」に関しては、1. で述べたように既存の法体系の中で一般メディアとして検討すべき項目であり、「ネット法制」として独自で検討すべき項目ではない。</p> <p>(個人)</p>
<p>(3) 今後の検討の進め方</p>	<p>○ 「それぞれの論点について具体的制度設計に向けた検討を行うワーキンググループをカテゴリー毎に設置して更なる検討を進める」とあるが、当社は、既存法制下における電気通信事業者、並びに、受託放送事業者として、関係するワーキンググループに参画することを要望する。</p> <p>(宇宙通信 (株))</p> <p>○ 今後具体的な検討が行われる場となるカテゴリー毎に設置されるワーキンググループにおいて、既存の事業者として、当社にも検討に参加する機会を是非与えていただきたいと思います。</p> <p>(ジェイサット (株))</p>

- 融合法制への移行は、今後の情報通信産業にとって大きな影響を及ぼすものであるため、本件検討の経緯や内容については可能な限り検討内容の透明性を確保し、取りまとめに当っては適宜広く一般から意見を求めていくことが必要です。従って、今後のワーキンググループにおける詳細検討においても検討過程を公開し、検討内容の取りまとめに当たっても随時意見募集を実施するなど、検討過程の透明性を確保するが必要であると考えます。
(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))
- 制度設計の具体的検討に着手する前に、想定される論点を示して国民の意見を募るといふ今般の意見募集の趣旨を評価する。国民共通の情報基盤である放送・通信に関する法体系のあり方は国民生活や産業経済に極めて大きな影響を及ぼすものであり、したがって法体系の再編にあたっては、国民・視聴者、関係事業者をはじめ幅広い意見を積極的に汲み上げたうえで、慎重かつ丁寧な議論が必要である。
(（社）日本民間放送連盟)
- 当社では昨年7月も「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」に対し意見を提出してきました。昨年12月の同研究会の最終報告を経て、今回の検討委員会の中間論点整理に至った訳ですが、国民生活に大きな影響を与え、欠くことのできない社会インフラとなっている放送・通信に関する法体系のあり方は極めて重要であり、法体系の再編には、国民・視聴者、関係事業者、学識経験者などから幅広い意見を集約し、慎重、公平かつ丁寧な議論が必要であることを改めて強調しておきたいと考えます。
(（株）毎日放送)
- 本検討は放送・通信の法制度を大きく変えるものであり、幅広く意見を募ると同時に、国民・視聴者、無料・有料・公共放送事業者などの関係者を交えて、十分な検討を行うことを要望いたします。現段階の中間論点整理では、レイヤー型法体系への転換が、どのような意義や効用を持つかが不明瞭です。今後検討を進めていく際に、改めて意見を述べる機会を設けていただけるよう強く要望いたします。
(（株）WOWOW)

○ 通信・放送の法体系を抜本的に変更することは非常に重要なことであることから、今後、懇談会、ヒヤリングなど業界関係者も交えた議論を時間をかけておこなっていただきたい。また、具体的法案等の検討に当たっては、パブリックコメントの募集等意見発表の場を設けていただきたい。

((社) 衛星放送協会)

○ 今後、具体的制度設計に向けた検討を行うワーキンググループをカテゴリー毎に設置して更なる検討を進めるとのことであるが、検討が進むごとに、パブリックコメントを実施すべきであると考えている。

(ジュピターサテライト放送 (株))

○ 今後の具体的制度設計に向けた検討を行う際には、関係する事業者のワーキンググループへの参加や意見を表明する機会を設けることが必要と考えます。

((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

○ ケーブルテレビ事業者は既に公共インフラとなっており社会的貢献度も高いため、今後の法体系の検討に際しては、関連会合へのケーブルテレビ事業者の出席等、ケーブルテレビ事業者が意見を述べる機会を設定することを要望する。

((株) ジュピターテレコム)

○ この度の中間論点整理及び昨年12月に取りまとめられた「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書で記載された「市場の大括り化による自由な事業環境整備」や「技術中立性」「公正競争の促進」「イノベーションの促進」といった諸指針が、現在進行中の諸制度の検討や行政上の運用決定においても、十分に先取りして反映されることを望みます。

(クアルコムジャパン (株))

○ 今後、ワーキンググループにて具体的論点についての検討が進められるということであるが、検討委員会及びワーキン

	<p>ググループの議論を公開し、論点についての更なる検討が進むごとにパブリックコメントを実施すべきである。</p> <p>((社) 日本経済団体連合会)</p> <p>○ ICT化の進展に伴う制度的課題については、通信・放送法制のあり方のみならずイノベーション、技術革新をはじめとして著作権、個人情報保護、教育など関連する多くの課題が存在すると考えられることから、全府省が連携して検討を進めるため IT 戦略本部の場での議論も必要と考えます。</p> <p>(日本ユニシス (株))</p> <p>○ 本委員会では非常に広範な利害関係者にとって極めて多様かつ重要な論点が提起されているにも関わらず、個々の課題について緻密な議論をする余裕がなかったように見受けられる。個々の論点について慎重に審議しつつ、政策過程を通じて改革を前倒しかつ段階的に推進するためにも、必ずしも 1 本の法律に纏めることに拘らず、論点ごと個別に調整できる枠組みを検討すべき。</p> <p>(マイクロソフト (株))</p>
--	---

中間論点整理に掲げた論点以外に検討すべき論点

- レイヤー別法体系への再編を議論の出発点とすることは不適當であり、法体系の全体構造の見直しの前提として、少なくとも以下の論点の検討を経ることが必要不可欠と考えます。

①現状認識

②上記①を踏まえた現行法体系の見直しの必要性の有無

③情報通信分野において日本が目指すべき目標

(理由)

今回の中間論点整理案は、法体系をレイヤー別に見直すことを所与の前提として新たな法体系に係る個別論点が挙げられています。しかしながら、そのような個別論点を議論するためには、その前提として、現行法体系の具体的な問題点を洗い出し、見直しの必要性を見極めるとともに、当該見直しにより日本が目指すべき政策目標を明確化する必要があると考えます。そのような作業を欠いたままの議論では、現状の問題を解決し、世界的な情報通信分野の再編成の動きの中で日本の情報通信分野をどのようにしていくのかという骨太な視点が希薄になり、現行の法体系をどのように再整理するのかといった技術的な議論に矮小化される危険性を強く感じます。

情報通信産業の国際競争力強化等を図る観点から、「放送」をめぐる諸制度（マスメディア集中排除原則、認定放送持株会社制度、地域免許制度等）のあり方を抜本的に見直すことが必要と考えます。

(理由)

通信・放送をめぐる状況は日々変化しており、仮に法体系を再編するのであれば、そのような新時代に対応する必要があり、現行の諸制度についても見直しの作業を行うことが必要不可欠と考えます。

(楽天(株))

- 今後議論してほしい論点について、

1つ目に伝送サービスとコンテンツとプラットフォームの「三角関係」と「共通する課題」について議論してほしいと思います。

2つ目に通信の公共性について議論してほしいです。これは、放送の公共性については、議論しているのに、なかなか、通信の公共性については議論がなされていないのが実情です。

3 つ目に暮らしの中の通信・放送の融合・連携について議論してほしいです。これは、今回のような通信・放送の制度が大きく変わるときに私たちの生活にどう影響してくるのか大きな焦点になりそうだからです。

(個人)

- 情報の自由な流通や表現の自由の確保など通信・放送法には、基本的な要件があるものとする。しかるに、最近世間を騒がしているB-CAS（株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ）は、何の法的根拠をもって「ダビング10」という技術を公共放送に導入しようとしているのか？法的根拠無しに「ダビング10」を導入する事は、公共の名にそぐわない行為であり、公共の電波を私物化しているものであり、違法であるとする。総務省は、本件に関する監督官庁ではないのでしょうか？公共の電波にスクランブル暗号を重乗して発信するのであるから、当然、総務省の管轄であるとするので、文化庁との縄張りの押し付け合いをするのではなく、積極的に問題の解決に取り組み、真に公共の名に恥じない放送を目指して欲しい。本件問題が解決出来ない場合には、2011年の地上デジタル放送への全面移行は、公共放送の終焉の時になると考える。これは総務省の怠慢の結果である事を示しており、行政訴訟の対象になりうると考える。

(個人)

- 今回の中間とりまとめはあくまで議論の総論ということで、今後各論の議論が進む中で詳細が決めていくかと存じます。そこで、各論に進む前に以下を明確にして頂きたいと思います。

2008年春の放送法改正に伴うパブリックコメントの小生の質問「新聞社と放送局の関係」に関する貴省の回答は以下でありました。

- ・ 我が国の放送局に関しては、その草創期において、報道に知見を有する主体として、新聞社が大きな役割を果たしてきたという歴史的な経緯もあり、新聞社によるある程度のグループ経営を許容すべきといった考え方から、情報の独占的頒布が行われるおそれがない場合には、三事業の兼営を認めてきたところです。
- ・ 「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」最終報告（平成18年10月）では、三事業支配禁止の例外の許容についての基準である「独占的頒布を行うこととなるおそれ」について明確にすることが望ましいとされています。今回の見直しにおいては、本件については内容の変更を伴う改正事項となっていませんが、メディアを取り巻く環境の変化やメディアの多元性・多様性の確保との関係等を踏まえて、引き続き検討を行っていく予定です。

※「放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備に関する意見募集結果」P12 参照

今後は放送法の議論は、この「通信・放送の総合的な法体系で検討されるべき問題になるか」と思います。その上で引き続き検討を行っていくのは本委員会の目的であり、その事を貴省は明言しております。

新聞社・テレビ・ラジオの三兼業支配禁止の例外に関して、また「独占的頒布を行うこととなるおそれ」に関して、具体的にどのような場合がそれにあたるのか、あたらないのかを最終的には新制度の中で明確にして頂きたいと思います。現在ような日本的慣習が残っているような制度では、今回の報告書の中にあるような「情報流通の国際化に対応して国際的に整合性の取れた情報流通のオープン性が確保された法体系とすることにも対応する必要がある(P3 参照)」などは実現できず、国際的な信用など勝ち取れないかと存じます。

今後のワーキンググループの議論の中で、様々な角度からのメディアの所有問題を検討して頂きたいと思います。

(個人)

全体、その他

- 意見募集にあたり、少なくとも新法の規制又は規律の対象となる「メディアサービス」、「特別メディアサービス」、「オープンメディアコンテンツ」、「プラットフォーム」等の重要な用語については、定義を明らかにするべきである。

(財) デジタルコンテンツ協会

- 今回の中間論点整理は、通信・放送分野における現状認識の分析、法体系を再編する必要性の分析、法体系再編で日本として何を指すのかなどの骨格の論点の議論を欠いたまま、レイヤー別法体系を再編させる前提での個々の法技術的な論点の意見募集に終始しており、議論の進め方について非常に問題があると考えます。特に、コンテンツ規律やプラットフォーム規律を総合的な法体系の中で課す必要性和根拠を明確に示さないまま、規律のあり方のみを論点として提示するのは不適切であると考えます。コンテンツ規律では「社会的影響力」の有無のみが規制の根拠となるものとして言及し、プラットフォーム規律では、有料放送管理事業に係る規制の創設という特殊要因にすぎないものを規制の根拠として言及しているようですが、それらを根拠とするのは不適切です（詳細は、各項目の意見として述べます）。

中間論点整理の「はじめに」では、「本委員会としては、これ（＝「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書）を参考としつつさらに国民的な合意形成に向けた具体的検討を進めるため、この度、重点的に審議すべき主な論点及びその検討の方向性等について、中間的に整理を行うものである」とされています。しかるに、今回の中間論点整理では、議論が必要な骨格の部分が論点として提示されていません。また、上記研究会の報告書案については、中間取りまとめについてはパブリックコメントが行われたものの、最終報告書案についてはパブリックコメントは行われていません。今回の議論は、表現の自由という国民の生活に重大な影響を与える内容にも関連することから、今後の議論に当たっては、真の「国民的な合意形成」に向けた取組みを強く要望いたします。

(楽天 (株))

- 本報告書は、難解かつ抽象的な英語が多く、かつ、定義が曖昧すぎる。例えば、「レイヤー」、「コンテンツ」、「融合的サービス」、「メディアサービス」、「オープンメディアコンテンツ」、「プラットフォーム」、「ユビキタスネット法制」など、一般国民は到底理解できない言葉のオンパレードである。法律を作る際、こんな用語で法制局を通せるだろうか。

(個人)